

平成21年版

古賀市環境報告書

(平成20年度に講じた施策と環境の状況)

福岡県古賀市

平成21年12月

はじめに

古賀市では、平成 16 年 3 月に「古賀市環境基本計画」を策定しました。

この計画では、まちづくりのあらゆる場面で環境保全・環境配慮の視点を取り入れ、市民、民間団体、事業者、行政が協働して環境を重視したまちづくりに取り組むことを目指しています。

また、平成 16 年 10 月に制定した「古賀市環境基本条例」では、市民、事業者、行政に期待されるそれぞれの役割を明らかにするとともに、民間団体の活動推進を盛り込み、各主体の協働による施策の推進を掲げています。

古賀市では、清掃ボランティアとして多くの市民の方々が活動しておられますし、「古賀市 10 万本ふるさとの森づくり」では、植樹祭や育林行動以外にも、年間を通して下草刈りなどを行っている団体があります。その他にも、長年にわたりホテルの保護活動に取り組んでいる団体、ふるさとの川を取り戻そうと河川の保全活動などを続けている団体、環境教育・環境学習の推進に尽力されている N P O 法人など多数の団体があり、現在の古賀市の環境は、市民の力によって支えられていると言っても過言ではありません。

平成 20 年度においても、多くの市民や民間団体、事業者のみなさんの協力のもとに施策を展開することができました。今後も引き続き、各主体が一体となった自主的・積極的な環境問題への取り組みを進めていきたいと考えております。

この報告書は、古賀市環境基本条例第 11 条の規定に基づき、平成 20 年度に市が講じた施策の実施状況及び環境の状況についてまとめたものです。協働による環境を重視したまちづくりの実現に向けて、幅広く活用していただければ幸いです。

－ 報告書の利用にあたって －

- 報告書の数値等は、平成 20 年度末現在のものを使用しています。
- 報告書の数値等で最新のものが必要な場合は環境課までお問い合わせください。

目 次

第 1 部 平成 2 0 年度に講じた環境の保全及び創造に関する主な施策

1	施策の総合的かつ計画的な推進のための施策.....	2
1	古賀市環境審議会.....	2
2	「循環」に関する施策.....	3
1	環境の保全に関する施策.....	3
(1)	道路交通騒音調査.....	3
(2)	騒音・振動に関する工場・事業場の規制.....	4
2	水環境の保全に関する施策.....	5
(1)	河川水質調査.....	5
(2)	海水域水質調査.....	6
(3)	井戸水水質調査（快適環境監視事業）.....	7
(4)	公共下水道の整備.....	7
(5)	農業集落排水の整備.....	8
(6)	合併処理浄化槽の設置補助.....	8
3	省資源・リサイクル、廃棄物対策に関する施策.....	8
(1)	廃棄物の適正な処理.....	8
①	家庭系ごみの処理.....	8
②	粗大ごみの処理（家庭系ごみ）.....	8
③	事業系ごみの処理.....	9
④	ごみ減量化・資源化優良事業所表彰.....	9
(2)	リサイクルの推進.....	11
①	分別収集.....	11
②	古紙類等回収.....	11
③	資源回収ボックスの設置.....	12
④	生ごみ処理機器購入費補助制度.....	12
(3)	環境美化行動の日.....	12

(4) ラブアース・クリーンアップ	12
(5) 不法投棄対策	13
① 不法投棄パトロール	13
② 不法投棄物回収	13
4 省エネルギー対策に関する施策	14
(1) 省エネルギーに関する啓発の推進	14
① 「エコライフDAY2008」の実施	14
(2) 古賀市役所環境保全実行計画の推進	14
① エネルギー使用量の削減	14
② グリーン購入の推進	15
3 「共生」に関する施策	16
1 優れた自然、身近な自然の保全に関する施策	16
(1) 10万本ふるさとの森づくり	16
(2) 「さつまいも苗植え・いも掘りの体験交流会」(認定農業者協議会・消費者交流事業)	16
2 生物とふれあう場の確保・創造に関する施策	16
(1) 自然環境観察マップ(動物編)の活用	16
4 「調和」に関する施策	17
1 まちのみどりの保全・創出に関する施策	17
(1) 花いっぱい運動の推進	17
2 都市景観の創出に関する施策	17
(1) 都市景観賞	17
(2) 空き地の適正管理の指導	18
3 歴史的・文化的環境の保全・活用	18
(1) 歴史資料館	18
5 「参加」に関する施策	19
1 環境教育・学習の推進	19
(1) 環境シンポジウムの開催	19
(2) まつり古賀「環境展」	19

(3) こどもエコクラブ	20
(4) 古賀市まちづくり出前講座	20
(5) 広報こが生活情報「環んポイント」の掲載	20
(6) アダプトプログラム	20

第2部 環境の状況

1 市の概況	22
1 沿革	22
2 地勢	22
3 気象	23
4 人口	24
(1) 総人口・世帯数	24
(2) 人口動態	25
5 産業	26
(1) 産業構造	26
(2) 工業	28
(3) 商業	29
(4) 農業	30
6 土地利用	32
(1) 土地利用状況	32
(2) 土地利用計画	34
7 公共交通	34
2 自然環境	35
1 自然環境に関する法指定	35
2 地形・地質	36
3 植生	36
4 植物	37
5 動物	37
(1) 哺乳類	37

(2) 鳥類	38
(3) は虫類・両生類	38
(4) 昆虫類	39
(5) 陸産貝類	39
(6) 魚類	39
(7) 汽水・淡水産動物	40
3 大気環境	41
1 大気汚染関係	41
2 騒音・振動	43
(1) 道路交通騒音	43
(2) 特定施設等の状況	43
4 水環境	46
1 河川水質	46
(1) 環境基準点の水質	46
(2) 市内河川水質調査	48
2 海水域水質	57
3 地下水水質	60
4 特定施設	61
5 土壌環境	62
1 土壌汚染	62
6 有害化学物質	63
1 ダイオキシン類	63
2 P R T R (化学物質排出移動量届出制度)	65
7 廃棄物及びリサイクル	67
1 ごみ処理	67
2 し尿処理	72
3 リサイクル	73
8 上下水道	77

1	上水道	77
2	下水道	78
9	公園・緑地	79
1	公園	79
2	花いっぱい運動	79
3	10万本ふるさとの森づくり	80
資料編		
1	環境に関する基準	83
1	環境基準	83
(1)	大気汚染に係る環境基準	83
(2)	水質汚濁に係る環境基準	83
(3)	地下水の水質汚濁に係る環境基準	84
(4)	土壌汚染に係る環境基準	85
(5)	騒音に係る環境基準	86
(6)	ダイオキシン類に係る環境基準	86
2	その他の基準	87
(1)	騒音規制法に基づく規制基準	87
(2)	振動規制法に基づく規制基準	88
(3)	水浴場水質基準	88
(4)	レッドデータカテゴリー	89
(5)	植生自然度	91
2	用語解説	92
3	古賀市環境基本条例	99

図 表 目 次

図 1	環境基本条例の構成	2
図 2	ごみ処理フロー図（平成 20 年度）	10
図 3	古賀市の位置	22
図 4	平均気温及び月間降水量（平成 20 年度）	23
図 5	総人口・世帯数の推移	24
図 6	人口動態の推移	25
図 7	経済活動別市内総生産（平成 18 年度）	26
図 8	工業事業所数等の推移	28
図 9	事業所数・従業者数・年間商品販売額・売場面積の推移	29
図 10	年齢別農業従事者数の推移	30
図 11	農業生産額の推移	31
図 12	土地利用状況の推移	32
図 13	農地転用面積の推移	33
図 14	自然環境関連法指定状況図	35
図 15	植生図	36
図 16	一般大気測定局における測定結果（二酸化硫黄）	41
図 17	一般大気測定局における測定結果（二酸化窒素）	42
図 18	道路交通騒音調査結果	43
図 19	騒音規制区域図	45
図 20	振動規制区域図	45
図 21	環境基準点における水質調査結果（BOD）	46
図 22	福岡県河川水質調査地点位置図	47
図 23	市内河川水質調査結果（BOD）－大根川－	48
図 24	市内河川水質調査結果（BOD）－中川－	49
図 25	河川水質調査地点位置図	49
図 26	海水域水質調査結果（COD）	57
図 27	海水域水質調査地点位置図	57
図 28	ごみ排出量の推移	67
図 29	ごみ処理の状況	68
図 30	ごみ処理量の推移	69
図 31	ごみ処理経費の推移	70
図 32	し尿処理の状況	72
図 33	リサイクル率の推移	73

図 34	分別収集回収量の推移	74
図 35	資源回収ボックス回収量の推移	75
図 36	集団回収量の推移	76
図 37	上水道給水量等の推移	77
図 38	公共下水道整備状況	78
表 1	環境審議会の開催状況（平成 20 年度）	2
表 2	道路交通騒音調査結果（平成 20 年度）	3
表 3	騒音に係る特定施設の届出状況（平成 20 年度）	4
表 4	振動に係る特定施設の届出状況（平成 20 年度）	4
表 5	河川水質調査結果（平成 20 年度）	5
表 6	河川水質調査結果の環境基準適合状況（平成 20 年度）	6
表 7	海水域水質調査結果（平成 20 年度）	6
表 8	公共下水道普及状況	7
表 9	農業集落排水普及状況（平成 20 年度末）	8
表 10	合併処理浄化槽の設置状況（平成 20 年度）	8
表 11	ごみ排出量（平成 20 年度）	10
表 12	古紙類等（拠点回収）回収量（平成 20 年度）	11
表 13	古紙類等（集団回収）回収量（平成 20 年度）	11
表 14	資源回収ボックス回収量（平成 20 年度）	12
表 15	不法投棄パトロールや通報等により発見された不法投棄物（平成 20 年度）	13
表 16	古賀市の公共施設におけるエネルギー使用量	14
表 17	グリーン購入の取組実績（平成 20 年度）	15
表 18	古賀市都市景観賞（平成 20 年度）	17
表 19	空き地の適正管理の指導状況（平成 20 年度）	18
表 20	歴史資料館利用状況（平成 20 年度）	18
表 21	気温の推移	23
表 22	降水量の推移	23
表 23	総人口・世帯数の推移	24
表 24	人口動態の推移	25
表 25	経済活動別市内総生産	26
表 26	市内総生産及び市民所得の推移	27
表 27	産業（大分類）別 15 歳以上就業者数	27
表 28	工業事業所数等の推移	28

表 29	商業事業所数等の推移	29
表 30	農家数、農業就業人口、経営耕地面積の推移	30
表 31	年齢別農業従事者数の推移	30
表 32	農業生産額の推移	31
表 33	土地利用状況の推移	32
表 34	農地転用面積の推移	33
表 35	土地利用転換表	34
表 36	鉄道各駅の1日平均乗降客数	34
表 37	古賀市内で確認された希少種（植物）	37
表 38	古賀市内で確認された希少種（哺乳類）	37
表 39	古賀市内で確認された希少種（鳥類）	38
表 40	古賀市内で確認された希少種（は虫類）	38
表 41	古賀市内で確認された希少種（両生類）	38
表 42	古賀市内で確認された希少種（昆虫類）	39
表 43	古賀市内で確認された希少種（陸産貝類）	39
表 44	古賀市内で確認された希少種（魚類）	39
表 45	古賀市内で確認された希少種（汽水・淡水産動物）	40
表 46	一般大気測定局における測定結果（二酸化硫黄）	41
表 47	一般大気測定局における測定結果（二酸化窒素）	42
表 48	大気汚染防止法該当施設（古賀市内）	42
表 49	道路交通騒音調査結果	43
表 50	騒音に係る特定施設設置届出状況	44
表 51	振動に係る特定施設設置届出状況	44
表 52	特定建設作業実施届出状況	44
表 53	環境基準点における水質調査結果（BOD）	46
表 54	市内河川水質調査結果（BOD）－大根川－	48
表 55	市内河川水質調査結果（BOD）－中川－	49
表 56	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（高速ガード下）	50
表 57	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（太郎丸橋）	51
表 58	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（するめだ橋）	52
表 59	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（樋門田橋）	53
表 60	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（高柳橋）	54
表 61	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（西大橋）	55
表 62	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（松原橋）	56

表 63	海水域水質調査結果（COD）	57
表 64	市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（水再生センター裏(旧終末処理場)）	58
表 65	市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（古賀西小学校裏）	58
表 66	市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（花見海岸）	59
表 67	市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（北花見海岸）	59
表 68	地下水概況調査結果（福岡県実施）	60
表 69	水質汚濁防止法該当施設（古賀市内）	61
表 70	ダイオキシン類調査結果（福岡県実施）	63
表 71	ダイオキシン対策特別措置法該当施設（古賀市内）	64
表 72	P R T R集計結果（平成 19 年度分物質別）	65
表 73	P R T R集計結果（平成 19 年度分業種別・排出等先別）	66
表 74	ごみ排出量の推移	67
表 75	ごみ処理の状況	68
表 76	ごみ処理量の推移	69
表 77	ごみ処理経費の推移	70
表 78	ごみ袋等販売枚数の推移	71
表 79	環境美化行動の日実施状況	71
表 80	ラブアースクリーンアップ実施状況	71
表 81	し尿処理の状況	72
表 82	リサイクル率の推移	73
表 83	分別収集回収量の推移	74
表 84	資源回収ボックス回収量の推移	75
表 85	集団回収量の推移	76
表 86	上水道給水量等の推移	77
表 87	公共下水道整備状況	78
表 88	公園整備状況	79
表 89	花いっぱい運動実施団体数	79
表 90	古賀市 10 万本ふるさとの森づくり事業参加状況	80

第1部 平成20年度に講じた環境の保全及び創造に関する主な施策

1 施策の総合的かつ計画的な推進のための施策

1 古賀市環境審議会

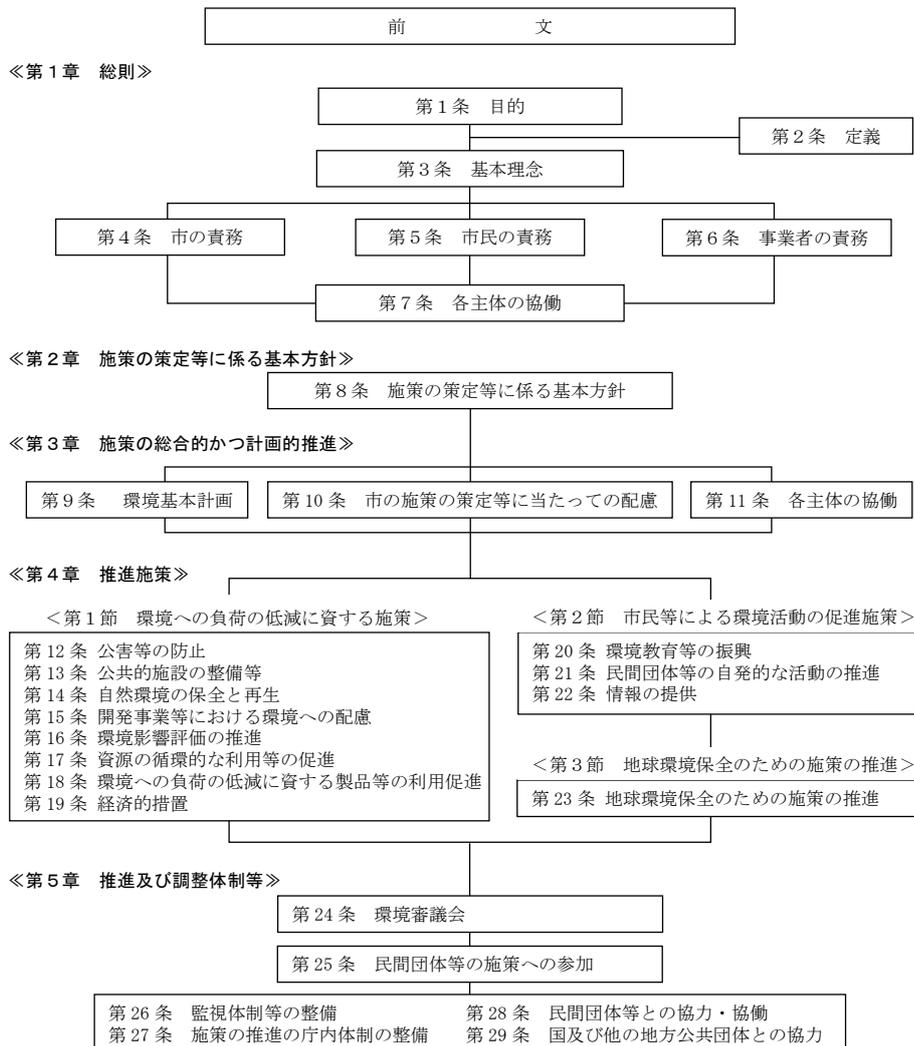
古賀市環境審議会は、古賀市環境基本条例第 24 条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項について調査審議するために設置された附属機関で、識見を有する者、公共的団体等の構成員、一般市民により構成されています。

平成 20 年度は、平成 20 年版古賀市環境報告書案に関する審議など、2 回開催されました。

表 1 環境審議会の開催状況（平成 20 年度）

開催日	主な審議内容
平成 20 年 10 月 27 日	平成 20 年版古賀市環境報告書案について 古賀市ごみ処理基本計画の見直しについて（報告） 平成 20 年度エコライフデーの実施について
平成 21 年 3 月 26 日	委嘱状交付、会長選出及び副会長指名 古賀市環境審議会の運営について

図 1 環境基本条例の構成



2 「循環」に関する施策

1 環境の保全に関する施策

(1) 道路交通騒音調査

第1種中高層住居専用地域のうち2車線以上を有する道路に面する地域の道路騒音及び自動車交通量等を経年的に把握し、道路交通騒音の環境基準値超過の未然防止を図るため、自動車交通騒音調査を実施しています。

平成20年度は、平成20年11月20日、21日に千鳥1丁目の主要地方道筑紫野・古賀線（県道35号線）において調査を実施しました。

表2 道路交通騒音調査結果（平成20年度）

時間帯	観測時間	騒音レベル測定値		時間帯平均値 ³⁾		時間率騒音レベル				最大値	騒音源
		LAeq ¹⁾	LA50 ²⁾	LAeq	LA50	LA5	LA10	LA90	LA95		
昼間	6-7	66.3	57.9	70	66	73.0	70.0	48.6	47.2	82.1	自動車
	7-8	70.8	67.1			76.8	75.0	55.3	53.1	85.4	自動車
	8-9	71.8	69.6			76.9	75.6	63.1	60.8	83.8	自動車
	9-10	71.0	68.3			76.2	75.0	60.5	56.9	82.3	自動車
	10-11	69.9	66.6			75.6	74.0	55.6	53.8	82.6	自動車
	11-12	69.7	66.7			75.2	73.3	58.2	55.8	83.1	自動車
	12-13	69.0	66.2			74.6	73.1	56.6	53.7	79.8	自動車
	13-14	68.6	65.5			74.2	72.8	57.2	55.0	81.6	自動車
	14-15	70.0	66.8			75.3	73.5	59.3	57.4	84.9	自動車
	15-16	68.9	65.7			74.5	73.2	54.1	50.8	81.9	自動車
	16-17	69.6	67.3			75.0	73.4	57.8	54.3	81.7	自動車
	17-18	69.7	66.4			75.4	73.8	57.7	55.7	81.9	自動車
	18-19	69.4	66.8			74.8	72.8	60.1	58.8	81.2	自動車
	19-20	69.0	65.8			75.0	73.1	56.0	53.9	80.5	自動車
20-21	68.7	65.4	74.6	73.0	56.1	53.5	81.5	自動車			
21-22	67.8	63.3	74.0	72.3	53.4	51.7	82.7	自動車			
夜間	22-23	66.5	59.8	64	52	72.7	70.8	46.3	44.1	80.6	自動車
	23-0	63.2	51.3			69.9	66.4	45.4	44.5	83.5	自動車
	0-1	64.1	52.7			70.7	68.0	45.0	44.4	82.8	自動車
	1-2	65.9	51.8			72.5	69.2	41.9	41.1	85.3	自動車
	2-3	60.4	46.3			66.9	62.3	42.1	41.5	79.7	自動車
	3-4	58.5	44.7			64.7	60.2	42.2	41.7	79.3	自動車
	4-5	62.4	52.0			69.2	66.5	42.4	41.5	79.2	自動車
	5-6	65.9	56.0			72.4	69.4	46.4	44.9	83.9	自動車

騒音に関する基準値 ⁴⁾					調査結果	評価
地域類型	用途区分	時間帯	環境基準	要請限度	LAeq	昼間・夜間とも環境基準及び要請限度を満たす。
A	第1種中高層住居専用地域	昼間	70	75	70	
		夜間	65	70	64	

(単位：dB)

※1) LAeq は等価騒音レベルを表す

2) LA50 は中央値を表す

3) 時間帯平均値の LAeq はエネルギー平均、LA50 は算術平均による

4) 基準値は幹線交通を担う道路に近接する区域の値による

(2) 騒音・振動に関する工場・事業場の規制

騒音規制法、振動規制法及び福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例による特定工場等における騒音又は振動については、特定施設の設置の際に届出をさせることにより規制・指導を行っています。また、騒音又は振動を発生させる建設作業については、特定建設作業の実施の届出をさせることにより規制・指導を行っています。

表 3 騒音に係る特定施設の届出状況（平成 20 年度）

届出の種類 施設の種類	設置届出		使用全廃届出		数等変更届出		計	
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数
金属加工機械							0	0
空気圧縮機械等	1	1					1	1
土石用破碎機等							0	0
織機							0	0
建設用資材製造機械							0	0
穀物用製粉機							0	0
木材加工機械							0	0
抄紙機							0	0
印刷機械							0	0
合成樹脂用射出成形機							0	0
鋳造型機							0	0
計		1						1
工場等実数	1						1	

表 4 振動に係る特定施設の届出状況（平成 20 年度）

届出の種類 施設の種類	設置届出		使用全廃届出		数等変更届出		計	
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数
金属加工機械							0	0
圧縮機					1	1	1	1
土石用破碎機等							0	0
織機							0	0
コンクリートブロックマン等							0	0
木材加工機械							0	0
印刷機械					1	1	1	1
ロール機							0	0
合成樹脂用射出成形機							0	0
鋳造型機							0	0
計						2		2
工場等実数					2		2	

2 水環境の保全に関する施策

(1) 河川水質調査

河川の水質状況を経年的に把握することにより、生活排水等が河川に流れ込むことによる河川水質への影響を調査することを目的に、市内に位置する2つの2級河川の定点7箇所における7項目の水質を年間4回調査しています。

表 5 河川水質調査結果（平成 20 年度）

調査項目		pH (-)	SS (mg/l)	BOD (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全リン (mg/l)	全窒素 (mg/l)
調査地点								
高速ガード下	2008. 5. 27	7.3	2	0.7	8.8	4,900	0.11	2.3
	2008. 9. 9	7.6	2	0.5	8.5	11,000	0.09	1.7
	2008. 12. 10	7.5	<1	0.6	10.8	2,300	0.18	3.1
	2009. 2. 18	7.6	3	0.9	12.7	4,900	0.14	2.9
	平均値*	7.5	2.0	0.7	10.2	5,775	0.13	2.5
太郎丸橋	2008. 5. 27	7.2	<1	0.8	7.6	13,000	0.05	1.3
	2008. 9. 9	7.4	2	0.5	8.1	13,000	0.08	1.5
	2008. 12. 10	7.3	2	0.9	9.6	2,200	0.09	2.4
	2009. 2. 18	7.0	<1	<0.5	8.8	1,100	0.04	2.5
	平均値*	7.2	1.5	0.8	8.5	7,325	0.07	1.9
するめだ橋	2008. 5. 27	7.7	4	2.2	7.9	79,000	0.36	3.2
	2008. 9. 9	7.9	3	1.2	8.3	110,000	0.24	2.1
	2008. 12. 10	7.7	2	4.7	9.4	7,900	0.24	3.5
	2009. 2. 18	7.8	2	3.0	11.6	33,000	0.21	3.3
	平均値*	7.8	2.8	3.0	9.3	57,475	0.26	3.0
樋門田橋	2008. 5. 27	7.6	55	3.1	7.2	490,000	0.22	1.8
	2008. 9. 9	8.1	6	1.1	10.2	22,000	0.12	1.4
	2008. 12. 10	7.8	20	3.1	9.8	3,300	0.11	1.4
	2009. 2. 18	7.9	4	3.1	12.4	49,000	0.13	2.1
	平均値*	7.9	21.3	3.1	9.9	141,075	0.14	1.6
高柳橋	2008. 5. 27	7.8	8	1.8	8.4	79,000	0.21	2.4
	2008. 9. 9	8.1	4	1.2	8.9	33,000	0.22	1.9
	2008. 12. 10	7.7	3	2.4	10.2	49,000	0.21	3.0
	2009. 2. 18	7.7	2	2.0	11.8	33,000	0.31	3.4
	平均値*	7.8	4.3	2.0	9.8	48,500	0.23	2.6
西大橋	2008. 5. 27	7.4	10	1.8	7.2	28,000	0.19	2.0
	2008. 9. 9	7.7	4	0.8	7.7	33,000	0.13	1.5
	2008. 12. 10	7.6	2	1.2	9.3	17,000	0.14	2.2
	2009. 2. 18	7.6	1	0.7	11.3	7,900	0.11	2.2
	平均値*	7.6	4.3	1.2	8.9	21,475	0.14	1.9
松原橋	2008. 5. 27	7.6	14	3.1	8.3	63,000	0.35	1.9
	2008. 9. 9	7.9	10	1.4	7.5	49,000	0.17	1.4
	2008. 12. 10	7.9	1	0.7	10.2	79,000	0.17	1.8
	2009. 2. 18	7.8	<1	<0.5	11.4	4,900	0.04	1.8
	平均値*	7.8	6.5	1.4	9.4	48,975	0.18	1.7

※測定値は、小数点以下4桁の範囲内で設置し、有効数字を2桁とし、3桁目以降を切り捨てる。また、平均値は、3桁目を四捨五入し、有効数字を2桁とする。BODは75%値。

表 6 河川水質調査結果の環境基準適合状況（平成 20 年度）

対象項目	生活環境項目				
	pH (-)	SS (mg/l)	BOD (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
判定値	全測定値	平均値	75%値	平均値	平均値
環境基準	6.5 以上 8.5 以下	25 以下	2.0 以下	7.5 以上	1,000 以下
高速ガード下	7.3 7.5 7.6 7.6	2.0	0.7	10.2	<u>5,775</u>
太郎丸橋	7.2 7.3 7.4 7.0	1.5	0.8	8.5	<u>7,325</u>
するめだ橋	7.7 7.7 7.9 7.8	2.8	<u>3.0</u>	9.3	<u>57,475</u>
樋門田橋	7.6 7.8 8.1 7.9	21.3	<u>3.1</u>	9.9	<u>141,075</u>
高柳橋	7.8 7.7 8.1 7.7	4.3	2.0	9.8	<u>48,500</u>

※全リン、全窒素は環境基準なし

※西大橋、松原橋は環境基準の類型指定なし

※____の部分には環境基準に適合しない

(2) 海水域水質調査

生活排水及び工場排水の海域への流入による海水域の水質状況を経年的に把握することを目的に、河川が海域に流入する海水域の4箇所の定点にて、平成20年5月22日の干潮時と満潮時の海水水質7項目について調査しています。

表 7 海水域水質調査結果（平成 20 年度）

調査項目 調査地点	pH (-)	透明度 (m)	塩化物 イオン (mg/l)	COD (mg/l)	一般細菌 (個/ml)	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	油膜	
水再生セ ンター裏	AM	8.0	>1.0	19,000	1.7	2	<2	無
	PM	8.1	>1.0	18,000	2.3	150	8	無
古賀西 小学校裏	AM	8.1	>1.0	19,000	1.9	2	<2	無
	PM	8.1	>1.0	16,000	3.1	200	10	無
花見海岸	AM	8.1	>1.0	19,000	1.8	10	<2	無
	PM	8.2	>1.0	18,000	2.3	22	<2	無
北花見 海岸	AM	8.2	>1.0	19,000	1.9	38	3	無
	PM	8.2	>1.0	18,000	2.8	190	3	無

(3) 井戸水水質調査（快適環境監視事業）

市内の上水道未整備地域における地下水環境の水質状況の把握を目的に、家庭用飲用井戸における簡易 12 項目の水質調査（サンプリング調査）を実施しています。

(4) 公共下水道の整備

公共下水道事業は、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全を図るため、昭和 41 年に事業認可を受けて以来、計画的に整備を進めています。

平成 20 年度は、水再生センター（旧終末処理場）の機械設備・電気設備の更新工事と面的整備である花見処理分区（花見東 1 区）、庄処理分区（今在家区）の整備を行い、区域の拡大を図りました。

また、農業集落排水事業で整備済の筵内・久保処理区を公共下水道区域に編入しました。平成 20 年度末で、処理区域人口は 44,320 人、水洗化率は 93.5%となっています。

表 8 公共下水道普及状況

処理分区名	認可面積 (ha)	整備面積 (ha)	整備率※ (%)	処理区域人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率※ (%)
北部	46.8	46.0	98.3	1,373	1,358	98.9
西部	28.1	27.1	96.4	1,964	1,961	99.8
南部	27.9	27.0	96.8	2,845	2,778	97.6
鹿部	31.0	31.0	100.0	1,713	1,713	100.0
東部	35.7	35.5	99.4	1,305	1,219	93.4
庄	112.9	82.2	72.8	4,042	3,469	85.8
前田第 1	44.6	44.6	100.0	3,992	3,992	100.0
前田第 2	41.3	36.7	85.7	766	758	99.0
鹿部第 2	14.1	14.1	100.0	1,138	1,138	100.0
京田	113.4	96.4	85.0	216	216	100.0
千鳥第 1	138.2	108.2	78.3	6,913	6,913	100.0
千鳥第 2	136.0	125.8	92.5	7,347	7,199	98.0
久保	34.3	30.3	88.3	958	771	80.5
高田	7.0	7.0	100.0	402	400	99.5
花見	106.5	94.2	88.5	7,378	6,204	84.1
筵内・久保	49.0	49.0	100.0	1,968	1,357	69.0
H20 年度末	966.8	855.1	88.4	44,320	41,446	93.5
H20 増加実績	-	54.1	-	2,630	2,574	-

※整備率：整備面積 / 認可面積

※水洗化率：水洗化人口 / 処理区域人口

(5) 農業集落排水の整備

農業集落排水事業は、公共下水道事業区域外における生活環境の改善及び公共用水域や農業用水の水質保全を図るため、平成 12 年度から事業に着手しています。

平成 20 年度は、町川原・谷山処理区の汚水管渠の整備を実施しました。

なお、筵内・久保処理区は平成 20 年度から公共下水道区域に編入しています。

表 9 農業集落排水普及状況（平成 20 年度末）

処理区名	処理区域戸数	水洗化戸数	水洗化率
小山田	106 戸	96 戸	90.6 %

(6) 合併処理浄化槽の設置補助

公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業採択区域以外の区域における河川等の水質汚濁防止や生活環境の保全を図るため合併処理浄化槽の設置を推進しており、市内在住の個人が所有する住宅に合併処理浄化槽を設置する場合の設置費用の一部を補助しています。

平成 20 年度は、45 基の合併処理浄化槽に対し補助を行いました。

表 10 合併処理浄化槽の設置状況（平成 20 年度）

人槽別	基数（基）		
	交付金事業	市単独事業	計
5 人槽	25	1	26
7 人槽	15	0	15
10 人槽	0	0	0
11～15 人槽	1	0	1
16～50 人槽	3	0	3
計	44	1	45

3 省資源・リサイクル、廃棄物対策に関する施策

(1) 廃棄物の適正な処理

① 家庭系ごみの処理

可燃ごみについては、指定ごみ袋による有料収集を行い、玄界環境組合古賀清掃工場において処分しています。

不燃ごみ（土砂・ブロック・陶磁器類）については、古賀市不燃物理立地において埋立処分しています。

し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者による収集を行い、古賀市海津木苑（浄化槽汚泥のうち一部は浄化槽汚泥濃縮車）において処理しています。

② 粗大ごみの処理（家庭系ごみ）

これまで無料で収集していた粗大ごみについて、排出者責任の明確化と負担の公平性を図り、更なるごみ減量を推進するため、平成 18 年 1 月から粗大ごみ処理シールによる有料収集をしています。

③ 事業系ごみの処理

事業系ごみについては、原則として事業者自ら処理することになっていますが、自己処理できない事業系一般廃棄物については、市の許可業者により収集運搬し、または自己搬入により古賀清掃工場で処理しています。

また、特定事業用建築物（延床面積 3 千平方メートル以上）、学校（延床面積 8 千平方メートル以上）の所有者及び処理施設への搬入量が年間 36 トン以上又は月平均 3 トン以上の事業所の事業者等に対し、ごみの減量や 3R 実践を促進するため、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成・提出を義務付けており、30 事業所から計画書が提出されています。

④ ごみ減量化・資源化優良事業所表彰

「ごみ減量化・資源化優良事業所表彰」は、ごみの減量化や資源化に関する取組が優れており、その功績が顕著である事業所を表彰することにより、他の事業者や市民の意識の向上や取組の推進を図ることを目的として平成 16 年度に創設した表彰制度です。

平成 20 年度は、該当事業所がないため表彰は行いませんでした。

表 11 ごみ排出量（平成 20 年度）

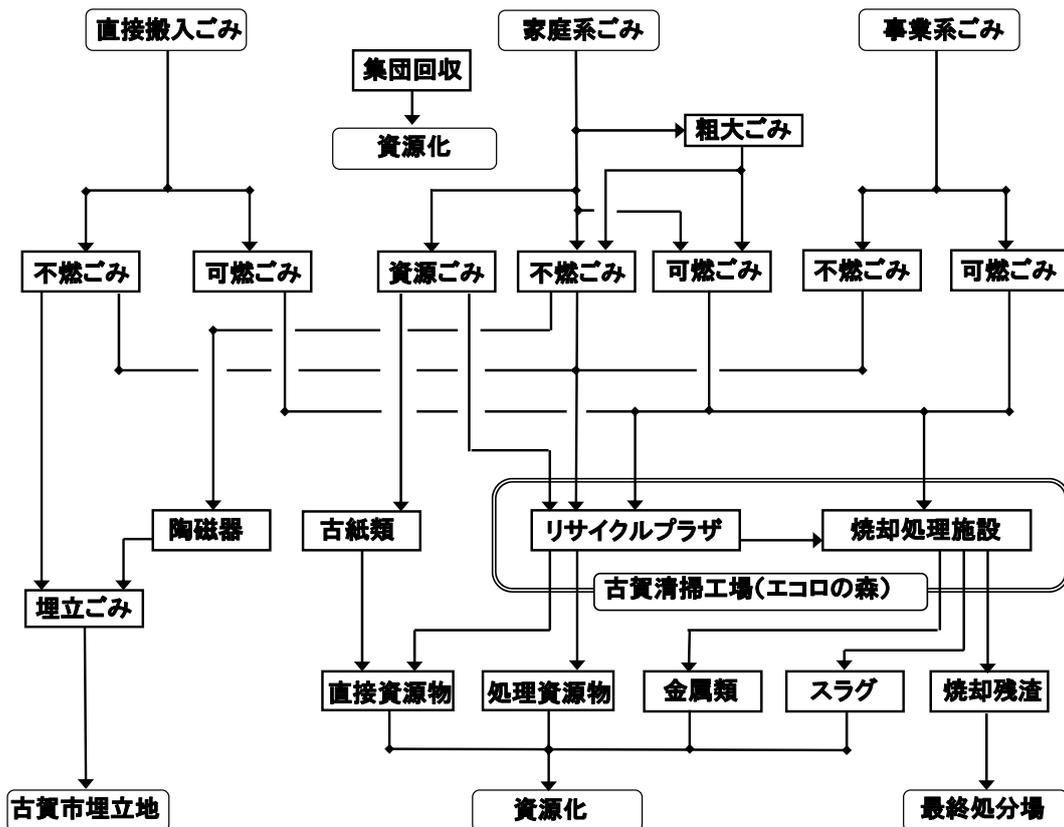
区分		可燃ごみ	不燃ごみ		粗大ごみ	資源ごみ	計
			一般	埋立			
①ごみ収集量	家庭系ごみ	11,474 t	40 t	100 t	47 t	773 t	12,434 t
	事業系ごみ	5,326 t	343 t	0 t	-	-	5,699 t
②直接搬入ごみ量		1,001 t	99 t	188 t	-	-	1,288 t
計 (①+②) *		17,801 t	482 t	288 t	47 t	773 t	19,391 t
③集団回収量		1,538 t					
ごみ排出量 (①+②+③) *		20,929 t					
人口*		57,609 人					
1 人 1 日 当 たり ご み 排 出 量 **		995 g					

※ごみ排出量：ごみ収集量+直接搬入ごみ量+集団回収量

※人口：平成 20 年 9 月末現在の住民基本台帳人口

※1 人 1 日 当 たり ご み 排 出 量 (g)：ごみ排出量 / 人口 / 年間日数

図 2 ごみ処理フロー図（平成 20 年度）



(2) リサイクルの推進

① 分別収集

イ 地域での取組

分別収集は、各地域の分別ステーションにおいて月1回の収集を行っています。
分別品目は、飲料缶、びんなど12品目（陶磁器類を含む。）です。

ロ 市での取組

地域の分別収集で出せない方や出せなかった方などの為の救済措置として、臨時的な分別収集を月3回実施しております。平成17、18年度は市役所庁舎裏で行っていましたが、平成19年度以降はエコロの森へ場所を変更して行っています。

② 古紙類等回収

イ 古紙類等拠点回収

J A粕屋北部プラザに倉庫（古紙類回収第1倉庫）、平成21年3月から千鳥ヶ池公園第2駐車場内に倉庫（古紙類回収第2倉庫）を設置し、再資源化の促進を図る為、分別品目にはない古紙類4品目（新聞、雑誌、ダンボール、古布）について、業者に逆有償で収集委託しています。またエコロの森における分別収集時にも古紙類も取り扱い、併せて収集委託しています。

表 12 古紙類等（拠点回収）回収量（平成20年度）

場所	新聞紙	雑誌	ダンボール	古布	合計
エコロの森	23.12	22.52	9.39	6.42	61.45
古紙類回収第1倉庫	26.73	36.64	14.66	14.66	92.69
古紙類回収第2倉庫	0.47	0.67	0.17	0.17	1.48

(単位：t)

ロ 古紙類等集団回収奨励金制度

市内の子ども会、自治会等の集団回収実施団体に対し、回収量に応じた奨励金を交付し、市民のごみ減量や再資源化に対する意識高揚及び再資源化の促進を図っています。

平成20年度は、68団体が延べ613回の集団回収を実施し、1,537.58tの古紙類等が回収されました。

表 13 古紙類等（集団回収）回収量（平成20年度）

実施数	新聞紙	雑誌	ダンボール	古布	合計
613	912.08	348.52	225.61	51.37	1,537.58

(単位：t)

③ 資源回収ボックスの設置

資源ごみのうち、ペットボトル、トレイ、紙パックについては、公共施設等に資源回収ボックスを設置し回収を行っており、再資源化の推進を図っています。

平成 20 年度は、24 ヶ所合計で、6,409.6 kgを回収しました。

表 14 資源回収ボックス回収量（平成 20 年度）

ペット ボトル	トレイ	紙パック	回収量
4.05	0.87	1.49	6.41

（単位：t）

④ 生ごみ処理機器購入費補助制度

家庭から発生するごみの中で最も高い割合（重量比）を占める生ごみを減量化・堆肥化する電動式又は手動式の生ごみ処理機器及びコンポスト化容器の購入費を補助し、家庭ごみの減量化を図っています。

補助金額は、20,000 円を上限に、購入価格（本体価格）の 2 分の 1 としており、平成 20 年度は 14 件の補助を行いました。

（3）環境美化行動の日

昭和 60 年 6 月 9 日に海岸一帯の清掃活動として「環境美化行動の日」が実施されて以来、毎年、市内一斉の環境美化行動を実施しています。

23 回目を数える平成 20 年度は、7 月 27 日に実施し、42 行政区、5,544 人の方に参加していただき、可燃ごみ 3.61 トン、不燃ごみ 2.81 トンのごみを回収していただきました。

（4）ラブアース・クリーンアップ

ラブアース・クリーンアップは「ローマクラブ福岡会議 in 九州」の開催（平成 4 年 5 月）を契機に始められた活動で、本市もラブアース・クリーンアップ福岡地区実行委員会連絡会の一員として協力し、取り組んでいます。

平成 20 年度は、「ラブアース・クリーンアップ 2008」として平成 20 年 6 月 1 日に実施し、403 人の方が参加され、可燃ごみ 1,040 kg、不燃ごみ 140 kg*のごみを回収しました。最近の漂着ごみではビン・缶・ペットボトル・ブイ等の漂着ごみが増えています。

※缶、ビン、プラスチック、可燃ごみの袋数にそれぞれの係数（重量）を乗じて算出した量

「ラブアースクリーンアップ 2008」



(5) 不法投棄対策

① 不法投棄パトロール

市内における不法投棄の状況把握及び不法投棄の未然防止を図るためにパトロールを行っています。

平成 20 年度は、88 回のパトロールにより 71 件の不法投棄を発見しました。

② 不法投棄物回収

平成 20 年度にパトロールや通報等により発見された不法投棄は、165 件（パトロール 54 件、通報等 111 件）、重量にして約 21.0 t になります。

表 15 不法投棄パトロールや通報等により発見された不法投棄物（平成 20 年度）

品 目	巡回	通報	計	品 目	巡回	通報	計
テレビ	1	12	13	家具類		13	13
冷蔵庫		10	10	寝装寝具類	1	10	11
その他家電製品	2	13	15	衣類	2	18	20
バイク		3	3	雑誌	1	4	5
自転車	4	15	19	ダンボール		2	2
自動車部品	2	1	3	木材	1	1	2
タイヤ	81	113	194	ペットボトル	6	1	7
バッテリー	1		1	その他不燃	18	56	74
空き缶	30	29	59	その他可燃	66	143	209
一斗缶	2		2	合計(件)※	270	235	505
				実数(件)※	54	111	165

※一度に複数の物を投棄された場合があるので合計と実数は一致しない

不法投棄現場の状況



4 省エネルギー対策に関する施策

(1) 省エネルギーに関する啓発の推進

① 「エコライフDAY2008」の実施

地球温暖化防止の理解のために年に1日、エコライフデーの実施日（12月10日）に、電気・ガス・資源や水等のエコライフ項目について環境に配慮した生活に取り組んでもらい、その行動をチェックシートに記入してもらいました。602 人の方が参加され、当日合計 183,323 g のCO₂を削減することができました。これは、杉の木※13 本が年間に吸収するCO₂量とほぼ同じ量が削減されたことになります。

※杉の木1本当たり年平均 14 kgのCO₂を吸収（環境省／林野庁 地球温暖化防止のための緑の吸収対策より）

「エコライフデーチェックシートの例」



(2) 古賀市役所環境保全実行計画の推進

① エネルギー使用量の削減

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、平成13年4月に「古賀市役所環境保全実行計画」を策定し、第2次計画では平成22年度末までに温室効果ガスの総排出量を7%削減することを目標に、市役所庁舎や出先機関において、地球温暖化防止対策に取り組みました。

主な取組項目は、電気使用量、冷暖房燃料使用量、公用車燃料使用量、上水道使用量の削減などで、温室効果ガスの総排出量を基準年比で14.6%削減しました。

表 16 古賀市の公共施設におけるエネルギー使用量

区分		単位	平成20年度	基準年*	比較
使用量	電気	(kwh)	9,322,249	10,622,889	-12.2%
	冷暖房燃料	(1)	89,967	141,176	-36.3%
	公用車燃料		42,954	54,812	-21.6%
	上水道		101,286	136,612	-25.9%
二酸化炭素 排出量	電気	(kg-CO ₂)	3,523,810	4,015,452	-12.2%
	冷暖房燃料		226,474	362,352	-37.5%
	公用車燃料		103,238	133,996	-23.0%
	計		3,853,522	4,511,800	-14.6%

※基準年の数値は、平成11年12月から平成12年11月までの期間の合計値

② グリーン購入の推進

市の機関におけるグリーン購入の推進については、「古賀市グリーン購入の推進に関する基本方針」を策定し、全庁的な取組を行っています。

表 17 グリーン購入の取組実績（平成 20 年度）

分野	調達総量	適合物品調達量	調達率
紙類	6,033,244	4,692,912	77.8 %
文具類	141,697	120,130	84.8 %
オフィス家具等	287	281	97.9 %
OA 機器	3,455	2,885	83.5 %
照明	920	794	86.3 %
自動車	1	1	100.0 %
制服・作業服	107	60	56.1 %
作業用手袋	356	172	48.3 %
その他繊維製品	3	0	-
役務	32	29	90.6 %
その他の物品等	1,230	782	63.6 %

③ 「共生」に関する施策

1 優れた自然、身近な自然の保全に関する施策

(1) 10万本ふるさとの森づくり

「古賀市10万本ふるさとの森づくり」は、古賀グリーンパークに未来に残る森を作ろうという思いから、第1回植樹行動の日（平成14年3月9日）に1,000人を超えるボランティアの方々が参加して始まりました。

平成20年度は、夏の育林行動（平成20年5月20日）に350人、秋の育林行動（平成20年9月27日）に360人、第8回植樹祭（平成21年3月7日）に1,150人のボランティアの方々が参加されました。

(2) 「さつまいも苗植え・いも掘りの体験交流会」（認定農業者協議会・消費者交流事業）

古賀市内の専業農家等で作る古賀市認定農業者協議会により、平成20年度の消費者交流事業として、「さつまいもの苗植えといも掘りの体験交流会」が実施されました。

消費者が自ら育てた作物を頂くという喜びと、農業の厳しさ、食べ物や命の尊さなどを感じてもらおう目的で行われました。苗植え（平成20年6月29日）は参加者62人、いも掘り（平成20年11月9日）は参加者59人で、家族連れを中心にお年寄りから小さい子どもまで土に触れながらの作業を楽しみました。

いも掘りでは収穫したさつまいもの試食を行い、また掘ったいもをお土産として持ち帰るなどして大変好評でした。

2 生物とふれあう場の確保・創造に関する施策

(1) 自然環境観察マップ（動物編）の活用

市民が自然とふれあい、自然について学ぶ機会を増加させること等を目的として、自然観察会や学校における環境学習などで利用できるよう「古賀市の自然観察マップ（動物編）」を平成17年度に作成し、小学校等に配布を行っています。

また、要望があった小学校やボランティア団体にも配布を行っています。

4 「調和」に関する施策

1 まちのみどりの保全・創出に関する施策

(1) 花いっぱい運動の推進

花いっぱい運動は、市民の連帯と創意工夫を育み、花でいっぱいの明るく豊かな心ふれあいまちづくりを推進することを目的に行われており、市では、花いっぱい運動に取り組む団体に対し補助金を交付することにより支援を行っています。

平成20年度は36団体が補助金の交付を受け、花いっぱい運動に取り組まれました。

2 都市景観の創出に関する施策

(1) 都市景観賞

都市景観賞は、自然景観だけでなく、人の手が加えられたり、人が創り上げてきた優れた景観についても大切な景観資産として評価するものです。

平成20年度は、「古賀海岸（古賀）」、「筵内中小路地区（筵内）」、「千鳥ヶ池公園（舞の里）」の3箇所を選定しました。

表 18 古賀市都市景観賞（平成20年度）

名称	地域	概要
古賀海岸	古賀	玄海国定公園に指定された海岸線。玄界灘に面して広がる白砂青松の松林や砂浜は、次世代に継承していきたい古賀市の美しい風景のひとつであり、多くの住民に愛され、守られている。また、ここから望む夕日は雄大で大変美しく、周囲に静寂な雰囲気醸し出している。
筵内中小路地区	筵内	筵内の中小路地区は美しい景観の宝庫。地元住民の手により県道清滝古賀線沿いの一角に色とりどりの美しい花々が育てられ、色彩豊かな沿道景観をつくりだしている。また、沿道の民家では大切に育てられたバラの鉢植えが行き交う人々の目を楽しませている。四月には谿雲寺に満開の桜が咲き誇り、隣り合う須賀神社のクスの巨木と相まってさわやかな春の季節を感じさせてくれる。
千鳥ヶ池公園	舞の里	千鳥ヶ池を中心に野球場やテニスコート、森林遊歩道などが整備された都市公園。スポーツと自然に親しむことができる公園として市内外の住民に広く利用されている。池を一周する遊歩道からは、県の天然記念物に指定されているツクシオオガヤツリをはじめヒメガマ、マコモなどの植物や、カイツブリ、ホハジロ、カルガモなどの野鳥を観測することができる。もともとあった自然の地形や生態系に配慮しながら人の手によって整備・保全された水辺景観は美しい。

(2) 空き地の適正管理の指導

地域の清潔を保持し、生活環境の保全を図るため、雑草等が繁茂し、感染症等の発生の原因となるような管理状態の悪い空き地については、所有者又は管理者に対し、除草等の措置をとるよう指導しています。

平成20年度は、空き地の近隣住民等の申出を受け、78件の指導を行っています。

表 19 空き地の適正管理の指導状況（平成20年度）

指導月	件数	面積（㎡）
4月	1	225
5月	13	3,063
6月	7	2,753
7月	15	9,785
8月	17	5,771
9月	11	4,625
10月	13	10,338
11月	1	396
12月	-	-
1月	-	-
2月	-	-
3月	-	-
計	78	36,956

※文書、電話等による指導数

3 歴史的・文化的環境の保全・活用

(1) 歴史資料館

市立歴史資料館では、歴史、民俗等に関する資料の収集・整理・保存、資料に関する調査・研究、資料に関する展示会・講演会等の開催を行っています。

平成20年度は、常設展示のほか、企画展「仮面の告白～お面にこめられた喜怒哀楽」をギャラリーにて開催しました。

また、サンフレアこが2階ギャラリー室・視聴覚室は、図書館・歴史資料館の事業の他、古賀市及び各種団体等の文化事業に利用しています。

表 20 歴史資料館利用状況（平成20年度）

区分		来館者数（人）	開催期間
歴史資料館	常設展示室	5,626	—
	企画展	2,476	7月18日～8月31日
ギャラリー・視聴覚室		9,557	—
計		17,659	—

5 「参加」に関する施策

1 環境教育・学習の推進

(1) 環境シンポジウムの開催原稿

第6回古賀市環境シンポジウム

第6回古賀市環境シンポジウム（平成20年11月9日）では、「漂着物から見える環境問題」をテーマに、漂着物学会 会長 石井忠 氏に身近なごみ問題について講演をしていただきました。

「環境シンポジウム」



(2) まつり古賀「環境展」

ごみ減量や省エネルギー・リサイクル・環境保全に関する啓発、し尿処理に関する理解の促進を目的に、まつり古賀（平成20年11月16日）において、「環境展」を開催しました。

当日は、生ごみ処理機器のダンボールコンポスト用具・EMたい肥容器の販売及び利用方法の説明、マイバックの配布、ごみ減量・リサイクル関係資料の展示、ペットに関するマナー啓発、パンフレット等の資料の配布を行いました。

まつり古賀「環境展」



(3) こどもエコクラブ

「こどもエコクラブ事業」は、子どもたちの将来にわたる環境保全への高い意識を醸成し、次世代を担う子どもたちが地域の中で仲間と一緒に主体的に環境に関する学習や具体的な活動ができるよう支援するために行っています。

平成20年度は、古賀市内のこどもエコクラブとして1団体が登録されました。

(4) 古賀市まちづくり出前講座

市民のみなさんからの要望で、市民・市民活動団体を対象に、「ごみ処理の現状とごみ減量」、「分別収集の分け方・出し方」のメニューで「古賀市まちづくり出前講座」を各地域で実施しました。

平成20年度は、環境課として、計7回実施しました。

(5) 広報こが生活情報「環んポイント」の掲載

市民のみなさんに環境について考えてもらい、積極的にエコ活動に取り組んでもらうため、広報こがに「環んポイント」と題し、身近に取り組める環境にやさしい行動等を毎月連載、紹介しました。

(6) アダプトプログラム

ごみのない美しい街並みを目指して、地域貢献をしたいという気持ちを原動力とする企業や事業所とのパートナーシップにより、きめ細かな美化活動を行う制度です。

平成21年1月から参加企業の受付を始めています。平成20年度は31の事業所が参加をされております。



第2部 環境の状況

1 市の概況

1 沿革

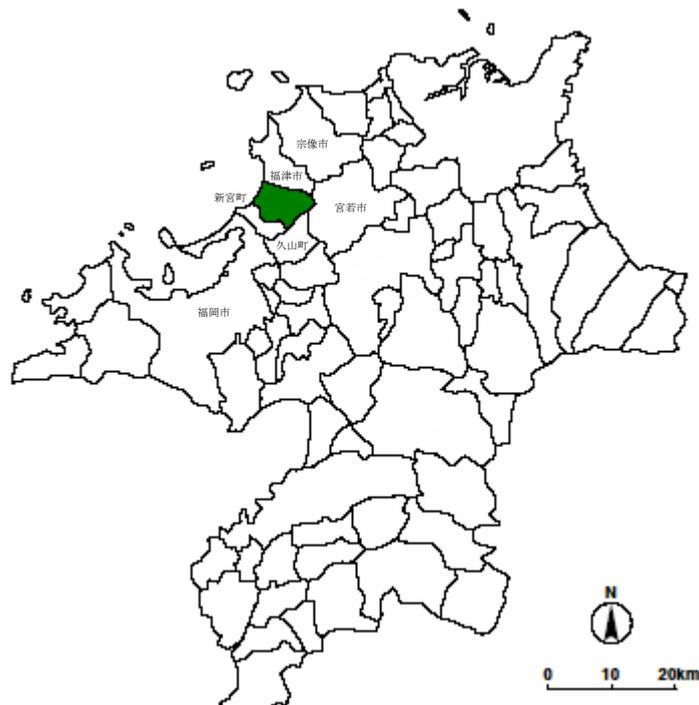
明治 22 年（1889 年）に市制町村制が施行され、それまで 16 に分かれていた村が合併し、席内村、青柳村、小野村の 3 村となり、その後、昭和 13 年（1938 年）の町制施行により席内村が古賀町となりました。さらに、昭和 30 年（1955 年）にこれらの 1 町 2 村が合併し古賀町となり、平成 9 年（1997 年）の市制施行により現在の古賀市となりました。

2 地勢

福岡県の西北部に位置し、市域は東西方向に約 11 k m、南北方向に約 7 k m、総面積は 42. 11 k m²となっています。福岡都市圏に属し、南西部は新宮町、南部は久山町、東部は宮若市、北東部は福津市と隣接しています。

市内には、J R 鹿児島本線、九州自動車道、国道 3 号、国道 495 号など主要幹線が南北に走り、福岡市の中心部まで約 15 k m、J R を利用して約 20 分、国道 3 号を利用して約 30 分となっています。また、古賀インターチェンジは年間 700 万台以上の車が利用しています。

図 3 古賀市の位置



3 気象

本市は、日本海型気候区に属し、比較的温暖な気候で、年間降水量は5年間の平均で、約1,400mm程度となっています。

表 21 気温の推移

年次	最高	最低	平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H16	34.7	-7.4	16.6	5.4	8.2	9.6	14.8	19.2	22.7	27.3	27.2	23.5	17.7	14.0	9.5
H17	34.9	-3.3	15.9	5.7	5.2	8.6	15.2	17.7	23.2	26.0	27.0	24.5	18.9	13.1	5.4
H18	35.7	-3.2	16.5	5.8	6.6	9.4	13.6	18.3	24.6	26.5	28.2	22.4	19.3	14.2	8.7
H19	36.2	-1.5	17.0	7.0	9.1	10.4	14.0	19.1	22.8	25.0	28.4	26.0	19.7	13.1	9.4
H20	35.2	-0.9	16.2	6.9	5.6	9.6	14.0	18.3	21.0	28.0	26.7	24.1	19.2	12.8	8.6

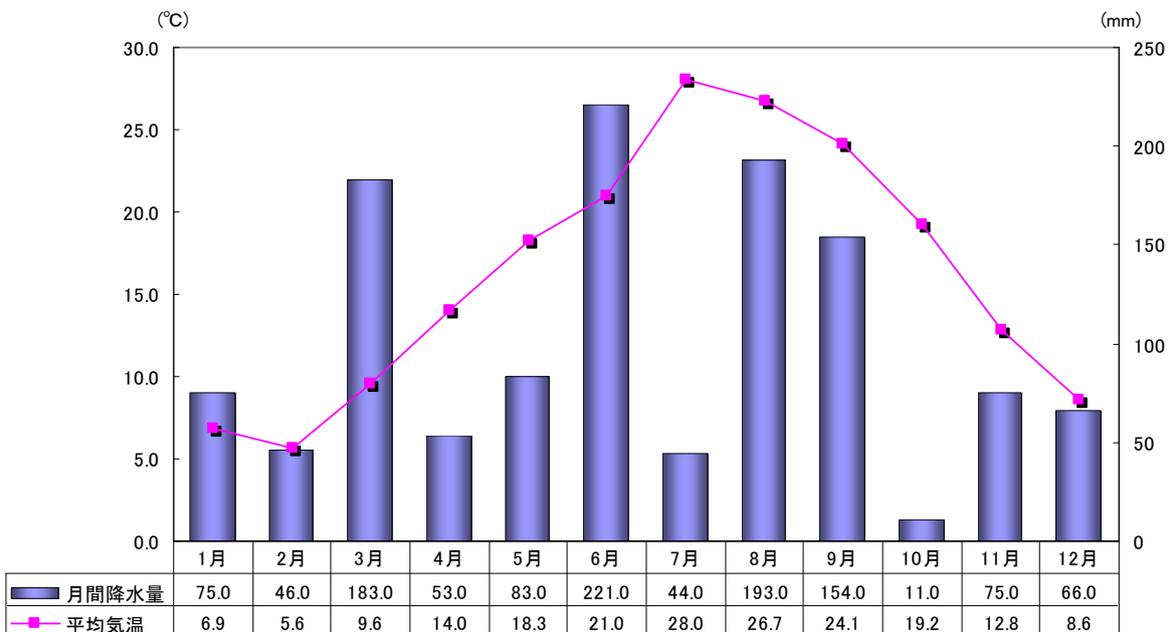
(単位：℃)

表 22 降水量の推移

年次	総量	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H16	1,603.5	37.5	59.5	97.5	62.5	178.0	245.5	62.5	210.5	230.5	233.0	63.5	123.0
H17	974.0	67.5	73.5	103.5	45.5	65.5	24.0	221.0	47.5	152.0	10.5	128.0	35.5
H18	1,759.5	51.0	56.0	51.0	101.0	118.0	439.0	345.5	265.0	192.5	23.5	77.0	40.0
H19	1,117.8	41.5	68.5	78.5	47.5	43.0	42.0	346.8	205.0	61.0	86.0	10.0	88.0
H20	1,204.0	75.0	46.0	183.0	53.0	83.0	221.0	44.0	193.0	154.0	11.0	75.0	66.0

(単位：mm)

図 4 平均気温及び月間降水量（平成 20 年度）



(資料：粕屋北部消防本部「消防年報」)

4 人口

(1) 総人口・世帯数

本市の人口は、昭和30年（1995年）の合併当時には18,309人でしたが、平成17年（2005年）には55,943人と3倍を超えています。1世帯当たりの人数は、昭和30年には5.75人でしたが、平成17年には2.83人となっており、核家族化の進行が見られます。

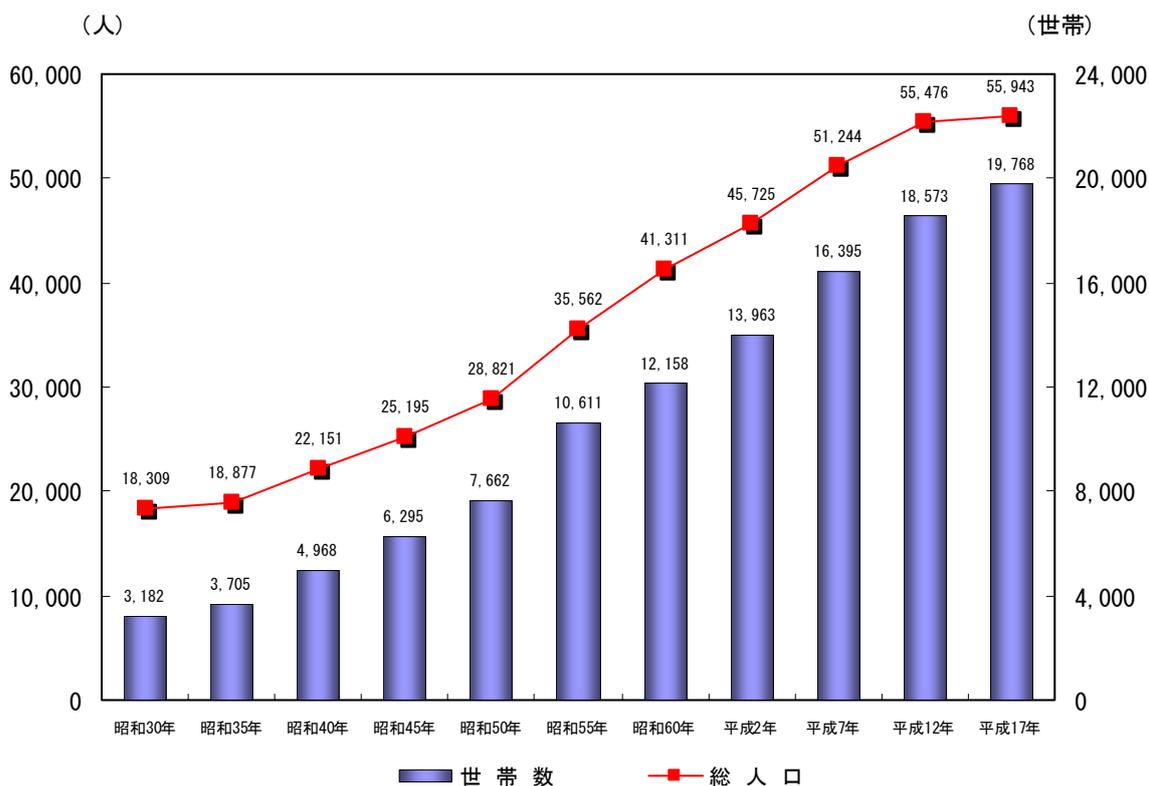
平成21年3月末現在の総人口は、57,902人となっています。

表 23 総人口・世帯数の推移

年次	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
総人口	18,309	18,877	22,151	25,195	28,821	35,562	41,311	45,725	51,244	55,476	55,943
世帯数	3,182	3,705	4,968	6,295	7,662	10,611	12,158	13,963	16,395	18,573	19,768
人/世帯	5.75	5.10	4.46	4.00	3.76	3.35	3.40	3.27	3.13	2.99	2.83

(単位：人)

図 5 総人口・世帯数の推移



(資料：国勢調査)

(2) 人口動態

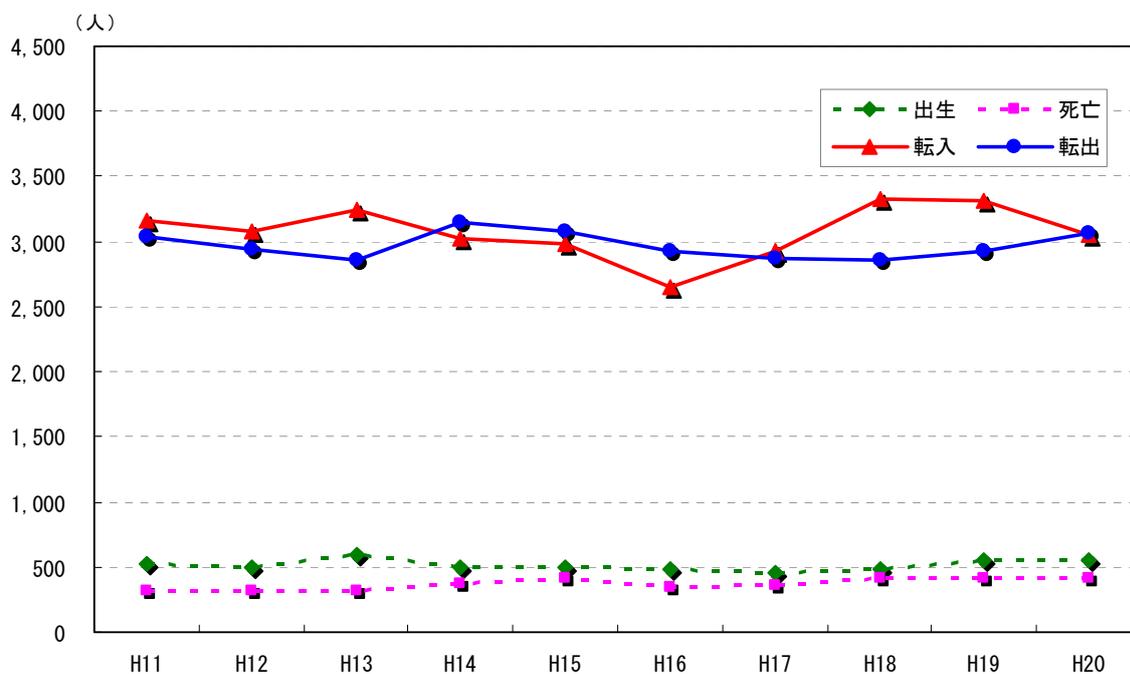
人口動態の推移を見ると、平成10年度までは社会増加が多く、人口増加の主な要因となっていました。総人口は、平成14年度から平成16年度まで転出者数の増加等により減少しましたが、平成17年度により増加傾向にあります。

表 24 人口動態の推移

年度	社会動態			自然動態			その他 増減	人口 増加数
	転入	転出	増減	出生	死亡	増減		
H11	3,167	3,039	128	520	323	197	15	340
H12	3,085	2,940	145	502	324	178	-14	309
H13	3,239	2,851	388	592	323	269	-19	638
H14	3,021	3,152	-131	499	372	127	-41	-45
H15	2,980	3,073	-93	503	408	95	-11	-9
H16	2,652	2,920	-268	484	345	139	-27	-156
H17	2,924	2,865	59	459	353	106	-12	153
H18	3,324	2,862	462	483	411	72	7	541
H19	3,317	2,927	390	550	419	131	10	531
H20	3,051	3,058	-7	558	415	143	29	165

(単位：人)

図 6 人口動態の推移



(資料：市民課)

5 産業

(1) 産業構造

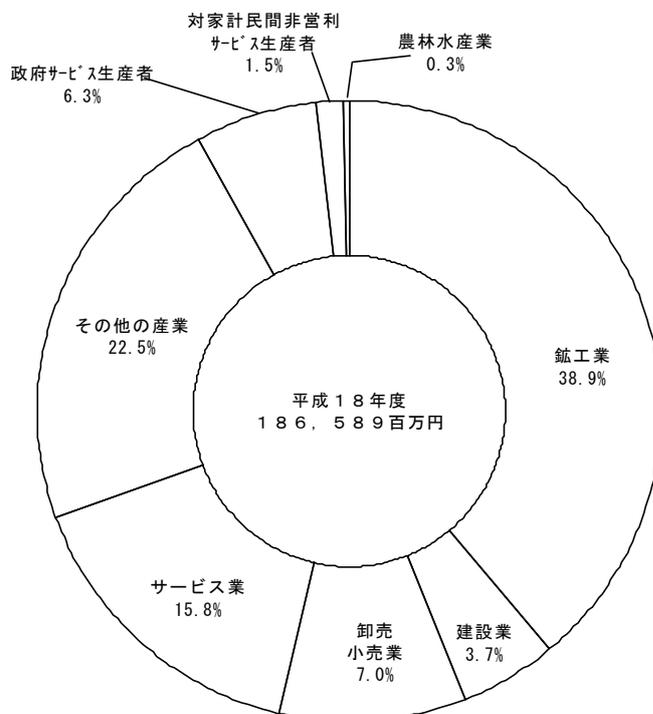
本市の産業は、恵まれた交通体系を背景に、市南西部の工業団地に立地する製造業（工業）を中心に発展してきました。

表 25 経済活動別市内総生産

年度	市内総生産	農林水産業	鉱工業	建設業	卸売小売業	サービス業	その他の産業	政府サービス	対家計民間非営利サービス生産者	帰属利子等
H9	203,387	977	103,017	5,437	14,319	29,341	40,811	10,505	1,694	2,713
H10	208,594	962	101,416	10,613	14,128	30,292	40,340	10,965	1,922	2,114
H11	206,598	805	99,991	9,207	14,327	30,832	39,858	11,366	2,027	1,815
H12	205,048	811	88,439	14,249	15,115	32,768	42,469	11,087	1,811	1,772
H13	196,304	813	84,917	7,925	15,359	32,901	43,738	11,260	2,006	2,615
H14	194,344	723	81,733	8,544	15,933	32,127	44,091	11,646	2,164	2,617
H15	204,659	779	91,541	8,545	17,458	31,724	42,971	11,634	2,143	2,135
H16	197,477	680	85,253	6,676	18,734	31,384	42,722	11,913	2,260	2,106
H17	191,568	682	79,282	7,016	18,644	30,920	42,437	12,195	2,476	2,084
H18	186,589	579	73,400	9,232	18,625	29,927	42,457	11,813	2,806	2,250

(単位：百万円)

図 7 経済活動別市内総生産（平成 18 年度）



(資料：福岡県「市町村経済計算」)

表 26 市内総生産及び市民所得の推移

年度	総生産 (百万円)	就業者1人 当たり総生産 (千円)	所得 (百万円)	人口1人 当たり所得 (千円)
H9	200,977	8,508	162,989	3,022
H10	208,556	8,687	162,967	2,946
H11	206,410	8,400	158,285	2,835
H12	204,887	8,276	162,668	2,932
H13	196,856	7,975	158,942	2,842
H14	198,207	8,109	157,793	2,796
H15	210,027	8,554	159,315	2,840
H16	202,345	8,146	161,939	2,877
H17	196,069	7,966	161,290	2,883
H18	186,589	7,489	157,247	2,788

(資料：福岡県「市町村経済計算」)

表 27 産業（大分類）別 15 歳以上就業者数

産業分類（大分類）	S60	H2	H7	H12	産業分類（大分類）	H17
総 数	18,241	20,731	24,582	26,343	総 数	26,552
第 1 次 産 業	1,138	936	818	726	第 1 次 産 業	727
(構成比)	(6.2%)	(4.5%)	(3.3%)	(2.8%)	(構成比)	(2.7%)
農業	1,121	918	811	718	農業	720
林業	4	10	4	4	林業	3
漁業	13	8	3	4	漁業	4
第 2 次 産 業	6,174	7,260	8,180	8,464	第 2 次 産 業	7,025
(構成比)	(33.8%)	(35.0%)	(33.3%)	(32.1%)	(構成比)	(26.5%)
鉱業	3	-	4	10	鉱業	7
建設業	1,527	1,868	2,180	2,410	建設業	2,087
製造業	4,644	5,392	5,996	6,044	製造業	4,931
第 3 次 産 業	10,875	12,417	15,382	16,680	第 3 次 産 業	18,429
(構成比)	(59.6%)	(59.9%)	(62.6%)	(63.3%)	(構成比)	(69.4%)
電気・ガス・熱供給・水道業	80	88	113	130	電気・ガス・熱供給・水道業	117
運輸・通信業	1,171	1,415	1,889	2,114	情報通信業	552
卸売・小売業・飲食店	4,288	4,625	5,638	5,747	運輸業	1,920
金融・保険業	452	631	683	719	卸売・小売業	5,105
不動産業	122	186	248	267	金融・保険業	623
サービス業	4,062	4,678	5,769	6,562	不動産業	309
公務（他に分類されないもの）	700	794	1,042	1,141	飲食店・宿泊業	1,214
分類不能の産業	54	118	202	473	医療・福祉	2,590
(構成比)	(0.4%)	(0.6%)	(0.8%)	(1.8%)	教育・学習支援業	1,134
					複合サービス業	213
					サービス業（他に分類されないもの）	3,518
					公務（他に分類されないもの）	1,134
					分類不能の産業	371
					(構成比)	(1.4%)

※「日本標準産業分類」の改定があり、平成 14 年 10 月から適用されているため、平成 17 年国勢調査分は大分類が平成 12 年までと異なっています。

(資料：国勢調査)

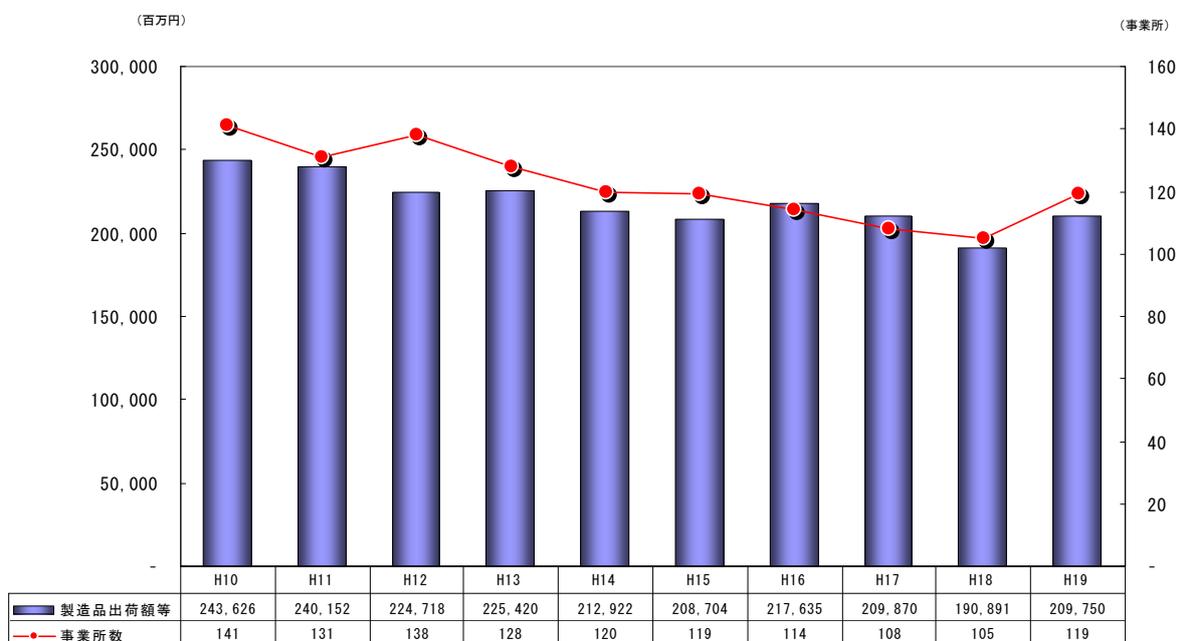
(2) 工業

本市の工業は、昭和 30 年代までは現在の J R 古賀駅周辺の機械・金属関連工場が主なものでしたが、昭和 40 年代以降、九州自動車道古賀 I C や国道 3 号の開通などにより交通の利便性が向上したことや大都市への近接性から、市南西部に工業団地が整備されるなど、現在では県下有数の規模を誇っています。

表 28 工業事業所数等の推移

年度	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等		付加価値額 (百万円)
			(百万円)	(県内順位)	
H10	141	8,764	243,626	7 位	108,693
H11	131	8,479	240,152	6 位	107,797
H12	138	8,454	224,718	7 位	94,779
H13	128	8,703	225,420	7 位	92,460
H14	120	8,358	212,922	7 位	88,292
H15	119	7,982	208,704	8 位	92,497
H16	114	8,121	217,635	8 位	91,615
H17	108	8,052	209,870	9 位	87,810
H18	105	7,980	190,891	8 位	82,313
H19	119	8,592	209,750	9 位	92,320

図 8 工業事業所数等の推移



(資料：工業統計調査)

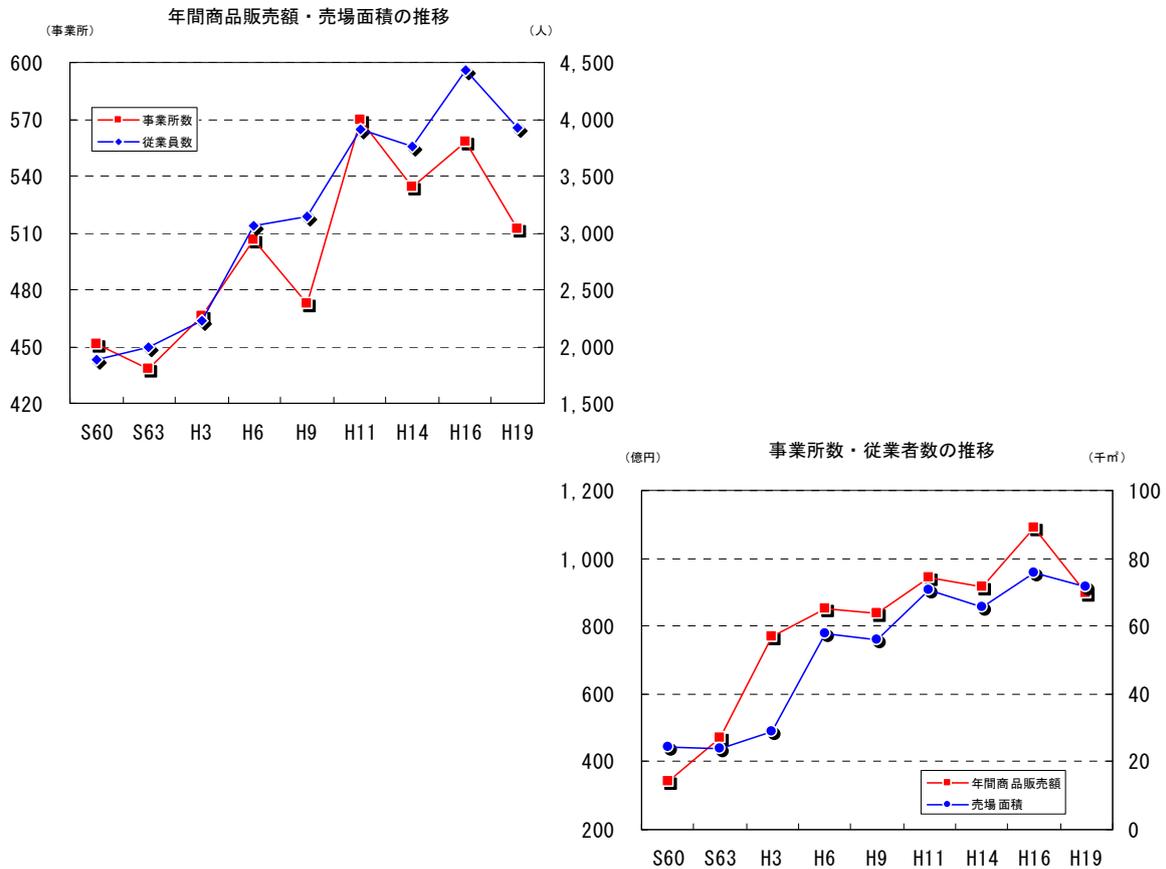
(3) 商業

平成 19 年の商業統計調査によると、本市の商業事業所数は 512、従業者数は 3,918 人、年間商品販売額は約 1,898 億 2 千万円となっています。これを約 20 年前の昭和 60 年の数値と比較すると、事業所数は 1 割強の増加ですが、従業者数は 2 倍に、年間商品販売額は 2.6 倍に増加しています。

表 29 商業事業所数等の推移

年次	事業所数			従業者数			年間商品販売額 (万円)			売場面積 (㎡)
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	
S60	451	49	402	1,878	285	1,593	3,427,897	1,215,830	2,212,067	24,348
S63	438	56	382	1,993	349	1,644	4,693,675	2,453,143	2,240,532	24,033
H3	466	77	389	2,223	506	1,717	7,695,133	4,493,546	3,201,587	28,886
H6	506	86	420	3,060	663	2,397	8,533,512	4,127,004	4,406,508	57,714
H9	473	76	397	3,145	667	2,478	8,381,514	4,159,020	4,222,494	56,014
H11	570	101	469	3,913	732	3,181	9,412,330	4,532,847	4,879,483	70,761
H14	534	105	429	3,755	884	2,871	9,147,101	4,706,166	4,440,935	65,686
H16	558	123	435	4,433	960	3,473	10,895,412	5,347,002	5,548,410	75,511
H19	512	110	402	3,918	941	2,977	8,982,431	4,322,834	4,659,597	71,558

図 9 事業所数・従業者数・年間商品販売額・売場面積の推移



(資料：商業統計調査)

(4) 農業

本市の農業は、農村地域の開発による農地の減少、都市化の進展等による農業従事者の兼業化や高齢化、離農の増加、後継者不足などにより、農業全体としては衰退傾向にあります。環境保全型農業の振興やコスモス館を拠点とする地産地消の推進など消費者ニーズにあった都市近郊型農業への転換も進められています。

表 30 農家数、農業就業人口、経営耕地面積の推移

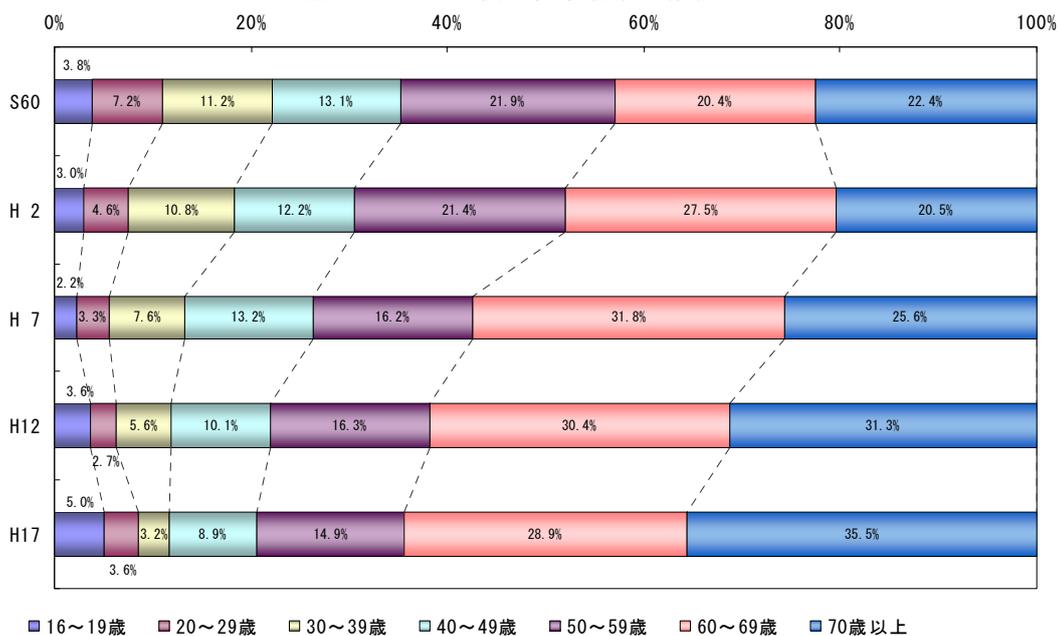
年次	農 家 数					農業就業人口	経営耕地面積						
	総農家数	販 売 農 家 数			自給的農家数		総数	田		畑	樹園地		
		総数	専業	兼業 第一種 第二種				稲	果樹園				
S55	842	842	175	215	452	1,561	1,147	514	417	53	580	577	
S60	753	753	148	162	443	1,565	970	486	424	61	423	422	
H 2	649	649	149	96	404	1,278	804	473	362	57	274	272	
H 7	580	580	101	81	398	1,023	674	431	371	77	166	165	
H12	524	449	97	77	275	75	859	580	394	304	56	130	129
H17	515	389	83	66	240	126	760	519	364	303	49	105	

表 31 年齢別農業従事者数の推移

区分	S60	H2	区分	H7	H12	H17
16～19歳	59	38	15～19歳	23	31	38
20～29歳	112	59	20～29歳	34	23	27
30～39歳	176	138	30～39歳	78	48	24
40～49歳	205	156	40～49歳	135	87	68
50～59歳	342	274	50～59歳	166	140	113
60～69歳	320	351	60～69歳	325	261	220
70歳以上	351	262	70歳以上	262	269	270
計	1,565	1,278	計	1,023	859	760

※平成7年度より区分（16～19歳）が（15～19歳）に変更

図 10 年齢別農業従事者数の推移



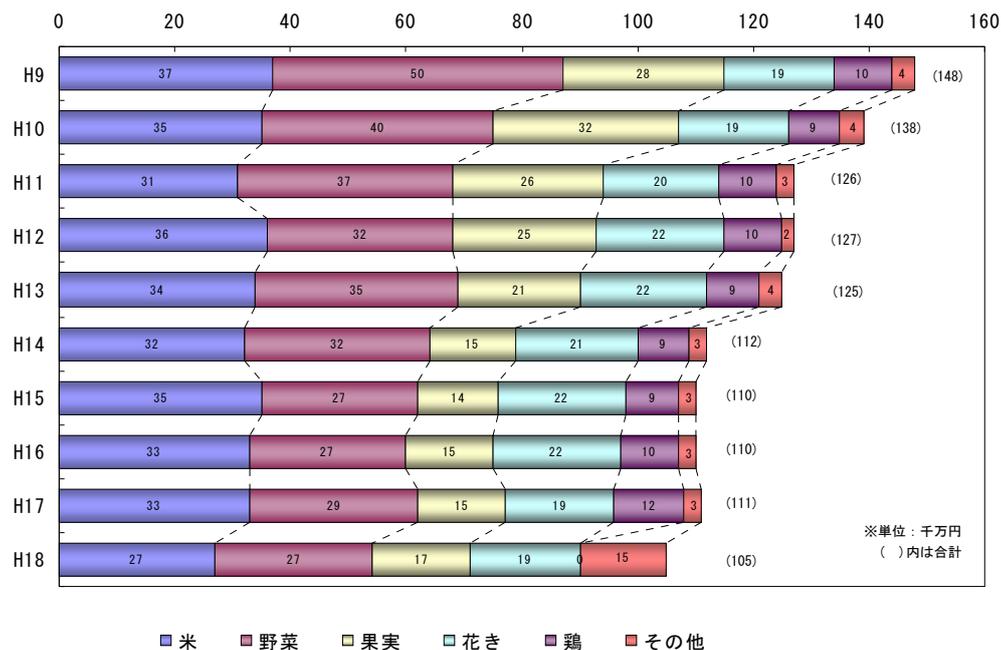
(資料：農林業センサス)

表 32 農業生産額の推移

年次	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	
総額	148	138	126	127	125	112	110	110	111	105	
耕種	総額	137	128	115	116	114	102	101	98	93	
	米	37	35	31	36	34	32	35	33	27	
	麦類	0	0	-	0	0	-	0	0	0	
	雑穀・豆類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	いも類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	野菜	50	40	37	32	35	32	27	29	27	
	果実	28	32	26	25	21	15	14	15	17	
	花き	19	19	20	22	22	21	22	19	19	
	工芸農作物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	種苗・苗木類・その他	1	1	1	0	2	2	2	2	2	1
畜産	総額	11	11	11	11	11	10	9	11	13	
	肉用牛	1	1	0	0	0	X	X	X	X	
	乳用牛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	豚	1	1	1	1	1	X	X	X	X	
	鶏	10	9	10	10	9	9	9	10	12	
	その他畜産物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
加工農産物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(単位:千万円)

図 11 農業生産額の推移



(資料:福岡農林水産統計年報)

6 土地利用

(1) 土地利用状況

本市の土地利用の推移を見ると、昭和30年代は、JR古賀駅とその周辺に立地する工場を囲むように住宅と商店が張り付くかたちで中心市街地が形成され、平地から東部の丘陵地にかけて農地と農村集落が分布していました。

昭和40年代に入ると、高度経済成長を背景として、市南西部に工業団地、市街地周辺部に住宅団地が整備されるなど都市化が進展し、九州自動車道と国道3号もこの時期に整備されました。

昭和50年代は、住宅団地や工業団地の開発が続き、人口の増加や工業集積が進んだ時期ともいえます。しかしながら、都市計画区域外の東部丘陵地においては、小規模な住宅開発が分散して行われ、狭小過密な住宅地が増加した時期でもあります。

昭和60年代以降は、市街化区域内における大規模な住宅開発が行われるとともに、都市計画区域外における住宅開発も引き続き行われ、人口増加の大きな要因となりました。

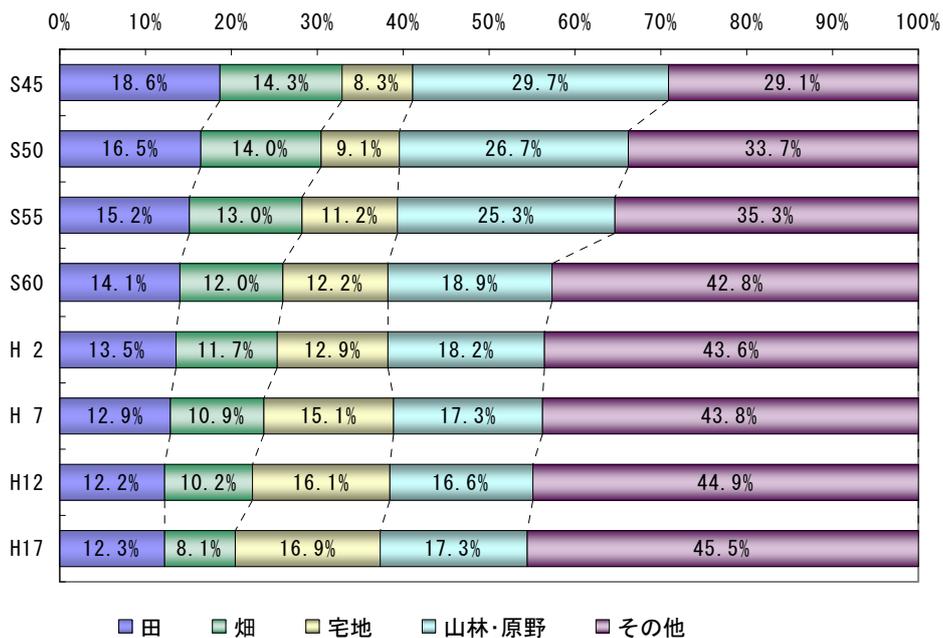
表 33 土地利用状況の推移

年度	田	畑	宅地	山林・原野	その他	合計
S45	784.8	600.3	350.2	1,249.3	1,225.5	4,210.0
S50	695.5	588.9	383.2	1,123.2	1,419.2	4,210.0
S55	638.3	548.2	473.0	1,064.2	1,486.3	4,210.0
S60	593.2	503.8	515.7	796.9	1,800.5	4,210.0
H 2	569.0	493.6	545.1	765.8	1,836.5	4,210.0
H 7	543.1	459.2	637.9	727.9	1,842.9	4,211.0
H12	515.0	427.8	677.6	698.8	1,891.8	4,211.0
H17	518.6	339.9	709.6	727.3	1,915.6	4,211.0

※その他は雑種地、鉄道用地、道路など。

(単位:ha)

図 12 土地利用状況の推移



※課税評価地目による区分

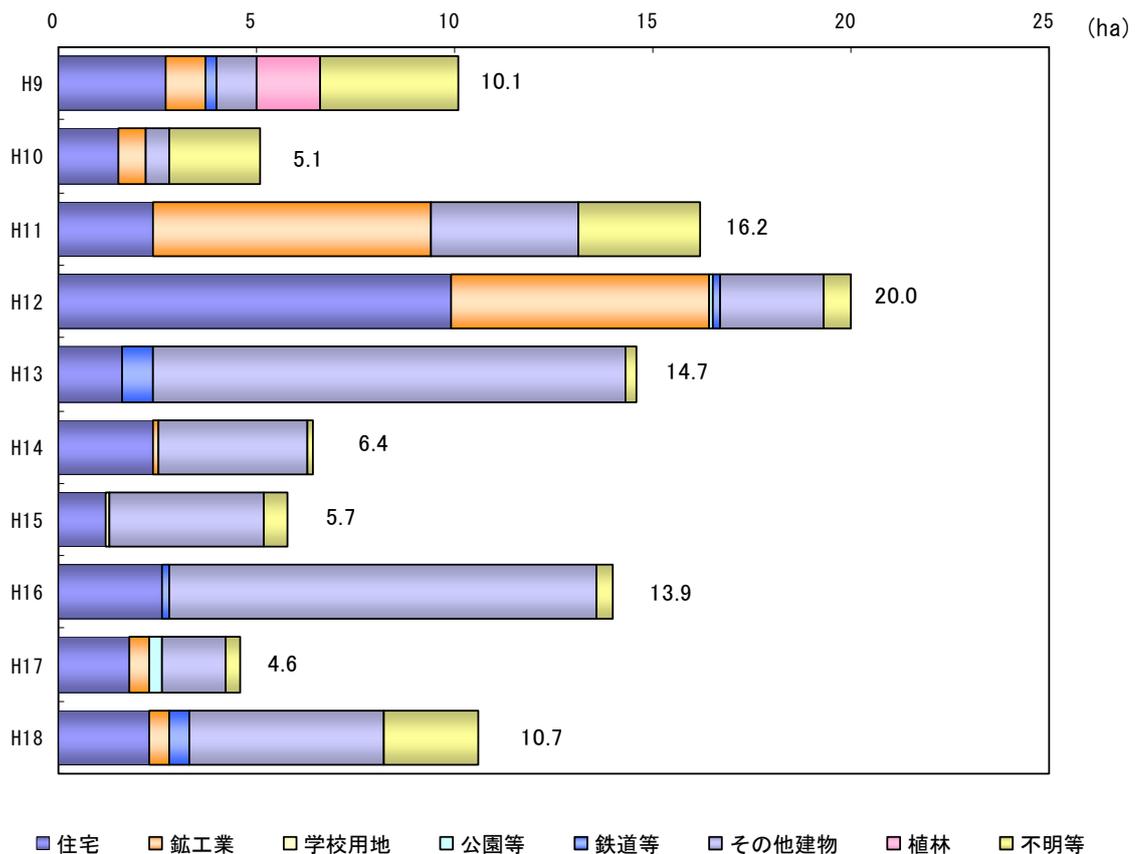
(資料:市税課)

表 34 農地転用面積の推移

転用先 年次	総数	住宅	鉱工業	学校用地	公園 運動場等	鉄道、道路、 水路等	その他の 建物施設	植林	不明 分類不能
H 9	10.1	2.7	1.0	-	-	0.3	1.0	1.6	3.5
H10	5.1	1.5	0.7	-	-	-	0.6	-	2.3
H11	16.2	2.4	7.0	-	-	-	3.7	-	3.1
H12	20.0	9.9	6.5	-	0.1	0.2	2.6	-	0.7
H13	14.7	1.6	0.0	-	-	0.8	11.9	-	0.3
H14	6.4	2.4	0.1	-	-	0.0	3.8	-	0.1
H15	5.7	1.2	0.0	0.1	-	-	3.9	-	0.6
H16	13.9	2.6	-	-	-	0.2	10.8	-	0.4
H17	4.6	1.8	0.5	-	0.3	-	1.6	-	0.4
H18	10.7	2.3	0.5	-	-	0.5	4.9	-	2.4

(単位:ha)

図 13 農地転用面積の推移



(資料: 福岡県農地計画課)

(2) 土地利用計画

本市は、総面積 4,211ha のうち、2,220ha が都市計画区域に指定され、そのうち、805ha が市街化区域、1,415ha が市街化調整区域となっています。残りの 1,991ha は都市計画区域外となっています。

第2次古賀市国土利用計画において、市街化区域については、居住機能の整備・充実、商業・業務・サービス機能の立地誘導による中心市街地機能の充実、工業機能の拡充を図ることとしており、市街化調整区域については、農業的土地利用を維持するとともに、都市的な土地利用についても周辺環境との調和を図りながら検討していくこととしています。なお、都市計画区域外については、環境の保全や農業の振興等を図りながら良好な宅地の形成と都市施設整備の適切な誘導を図るため都市計画区域への編入を予定しています。

表 35 土地利用転換表

転換先 転換源	農用地	森林	水面 河川 水路	道路	宅地	その他	計 (減少)
H10年面積	701.7	1,372.6	146.6	336.2	671.9	982.0	4,211.0
農用地				21.7	93.0	8.0	(-122.7)
森林					7.5	4.1	(-11.6)
水面・河川・水路					0.6		(-0.6)
道路							
宅地				1.9			(-1.9)
その他				9.2	70.9		(-80.1)
計(増加)				(+32.8)	(+172.0)	(+12.1)	
差引(増減)	(-122.7)	(-11.6)	(-0.6)	(+32.8)	(+170.1)	(-68.0)	
H22年目標面積	579.0	1,361.0	146.0	369.0	842.0	914.0	4,211.0

(資料：第2次古賀市国土利用計画)

7 公共交通

本市の公共交通機関としては、JR鹿児島本線及び西鉄の路線バスがあります。

表 36 鉄道各駅の1日平均乗降客数

年度	H16	H17	H18	H19	H20
JR古賀駅	12,213	12,124	12,209	12,730	13,058
JR千鳥駅	8,392	8,238	8,214	8,112	8,181
JRししぶ駅	-	-	-	-	-
西鉄古賀ゴルフ場駅	412	397	380	-	-
西鉄古賀駅	794	749	716	-	-
西鉄花見駅	618	594	561	-	-

※JRししぶ駅は平成21年3月14日開通であるが今回記載なし。

(単位：人/日)

2 自然環境

1 自然環境に関する法指定

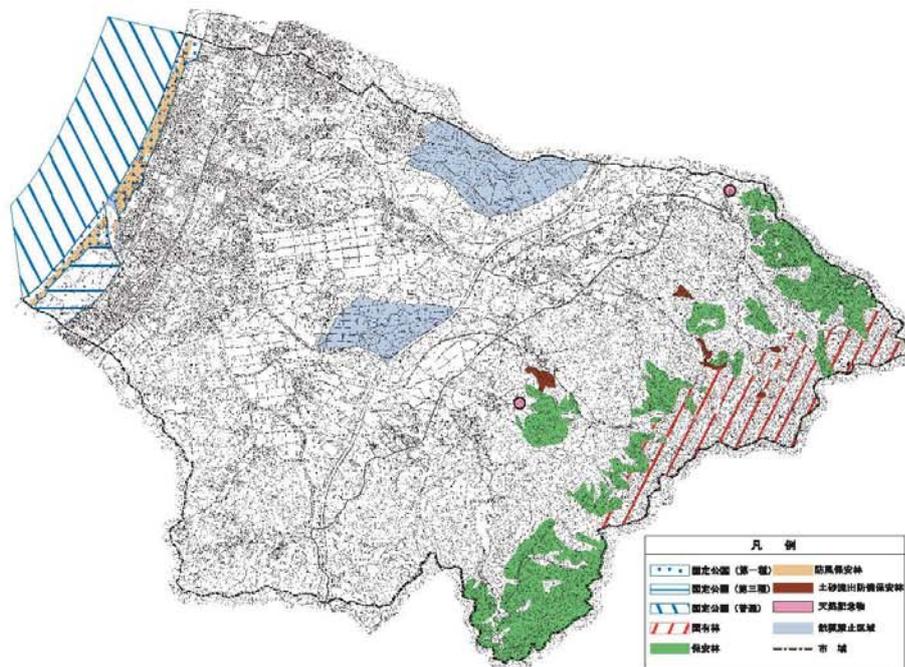
本市における自然環境に関する指定地域等は、自然公園法、森林法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づくものがあります。

自然公園法に基づく国定公園としては、市西部の海岸及び松林が玄海国定公園（第1種特別地域、第3種特別地域、普通地域）に指定されています。

森林法に基づく保安林としては、市東部の山林が土砂流出防備保安林及び区分なしの保安林に、市西部の松林が防風保安林にそれぞれ指定されています。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律については、市内に鳥獣保護区の指定はありませんが、銃猟禁止区域として指定されている地域があります。

図 14 自然環境関連法指定状況図



(平成 19 年 4 月現在、資料：環境課)

2 地形・地質

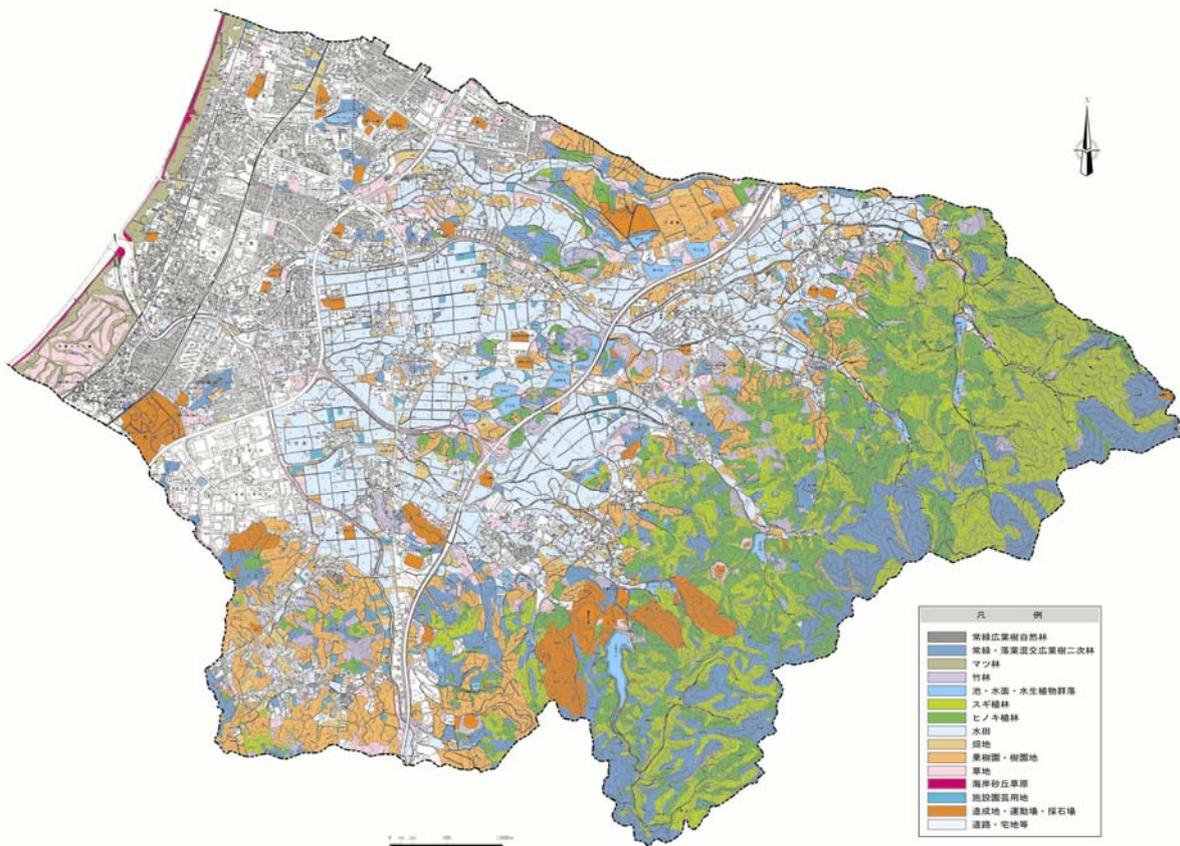
本市の地形は、海浜、低地（沖積地）、台地（段丘）、丘陵地、山地に分けられます。海浜、低地、台地をつくる地質は、西部・北部・南部に分布しており、新砂丘砂層、沖積地構成層、段丘構成層と呼ばれ、海浜砂、砂丘砂、砂礫からなります。北部・中部・南部の丘陵地は古第三紀堆積岩類（頁岩、砂岩、礫岩）と花崗岩類（花崗閃緑岩）からなります。東部の山地は中生代堆積岩類（頁岩、砂岩）、変成岩類（結晶片岩、蛇紋岩）から構成されています。

3 植生

市の東南部は山地で、針葉樹人工林、竹林、照葉樹林などの樹林がモザイク状に分布する森林となっており、中央部の低地と丘陵地には水田、畑地、果樹園が分布しています。西北部の低地は市街地ですが、玄界灘に面した海岸部には砂丘植生と海岸黒松林が見られます。

平地から山地にかけての陸域は古くから人為的攪乱の影響を強く受けており、原生植生は存在しませんが、山地帯上部の森林や社叢林に残る自然林や海岸の草本群落、池沼の水生物群落の中には、自然性の高い植生が見られます。

図 15 植生図



(資料：古賀市自然環境調査報告書)

4 植物

本市には、海岸、河川、山地、水田や畑、社寺林など、植物にとって多様な生育環境が揃っています。高山はなく、地形も比較的緩やかで、磯、深い溪谷、岩峰などはないものの植物相は豊富で、163科、1,295種の維管束植物が確認されています。1,295種の内訳は、栽培種が94種（7.3%）、帰化種が186種（14.4%）、逸出種が61種（4.7%）、在来種が954種（73.7%）となっています。

生育環境区分ごとに見ると、山地で710種、低山地で654種、市街地や平地の農耕地で714種、海岸部で207種、神社仏閣とその周辺で564種、河川沿いで737種、池とその周辺で802種が確認されています。

表 37 古賀市内で確認された希少種（植物）

和名	科名	福岡県RDB	環境省RDB
キエビネ	ラン科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠB類
ツルギキョウ	キキョウ科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
リュウキュウマメガキ	カキノキ科	絶滅危惧ⅠA類	—
マルバノホロシ	ナス科	絶滅危惧ⅠA類	—
ツクヌキオトギリ	オトギリソウ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類
ツクシオオガヤツリ	カヤツリグサ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
キンラン	ラン科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ハマボウ	アオイ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
イナモリソウ	アカネ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
テンキグサ	イネ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
サワギキョウ	キキョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
リンドウ	リンドウ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
カワヂシャ	ゴマノハグサ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧

（資料：古賀市自然環境調査報告書）

5 動物

（1）哺乳類

本市で確認された哺乳類は、10科14種となっています。海岸沿いの松林では、コウベモグラのほか、チョウセンイタチ、キツネ、タヌキ、ニホンザルなどの生息跡が見られますが、住宅地、市街地、工業団地、中部の田園地帯などには生息種が少なく、大半は、東部から南部にかけて広がる山地部や山麓部に生息種が集中しています。また、東部の山奥部にはシカの生息跡も見られます。

表 38 古賀市内で確認された希少種（哺乳類）

和名	科名	福岡県RDB	環境省RDB
ニホンイタチ	イタチ科	準絶滅危惧	—
ニホンザル	オナガザル科	準絶滅危惧	—

（資料：古賀市自然環境調査報告書）

(2) 鳥類

本市における鳥類の主な生息地は、海岸沿いの松林、千鳥ヶ池公園周辺、鹿部山公園、中部の田園地帯、ため池周辺、東部の山地となっており、38科108種が確認されています。

表 39 古賀市内で確認された希少種（鳥類）

和名	科名	福岡県RDB	環境省RDB
ヤイロチョウ	ヤイロチョウ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
チュウヒ	タカ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
ハヤブサ	ハヤブサ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
サンコウチョウ	カササギヒタキ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
サンショウクイ	サンショウクイ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
イカルチドリ	チドリ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
チュウサギ	サギ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ハイタカ	タカ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ミサゴ	タカ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
オオヨシキリ	ウグイス科	準絶滅危惧	—
オシドリ	カモ科	準絶滅危惧	—
サシバ	タカ科	準絶滅危惧	—
タマシギ	タマシギ科	準絶滅危惧	—
ケリ	チドリ科	準絶滅危惧	—
ヘラサギ	トキ科	準絶滅危惧	—
キビタキ	ヒタキ科	準絶滅危惧	—
カササギ	カラス科	保全対策依存	—

(資料：古賀市自然環境調査報告書)

(3) は虫類・両生類

本市におけるは虫類・両生類の主な生息地は、中部の田園地帯、ため池周辺、河川、水路、東部の山地となっており、は虫類が5科11種、両生類が4科10種が確認されています。

表 40 古賀市内で確認された希少種（は虫類）

和名	科名	福岡県RDB	環境省RDB
ジムグリ	ナミヘビ科	準絶滅危惧	—
ニホンイシガメ	ヌマガメ科	準絶滅危惧	—

(資料：古賀市自然環境調査報告書)

表 41 古賀市内で確認された希少種（両生類）

和名	科名	福岡県RDB	環境省RDB
トノサマガエル	アカガエル科	絶滅危惧ⅠB類	—
ニホンアカガエル	アカガエル科	絶滅危惧Ⅱ類	—
ヤマアカガエル	アカガエル科	絶滅危惧Ⅱ類	—
アカハライモリ	イモリ科	準絶滅危惧	—

(資料：古賀市自然環境調査報告書)

(4) 昆虫類

本市で確認された昆虫類は、78科232種となっています。本市の昆虫相の特徴は、暖温帯に分布するスダジイなどの常緑広葉樹林に生息する昆虫類によって代表されますが、本市には暖温帯性常緑広葉樹林以外にも多様な自然環境があり、温帯性落葉広葉樹林を好む昆虫類も生息しています。

また、河川にはトンボやホタルなども豊富に生息しているほか、湿地環境にしか生息しない昆虫類の生息も確認されています。

表 42 古賀市内で確認された希少種（昆虫類）

和名	科名	福岡県RDB	環境省RDB
エサキアメンボ	アメンボ科	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
コバンムシ	コバンムシ科	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
クロツバメシジミ	シジミチョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
オオマドボタル	ホタル科	絶滅危惧Ⅱ類	—
オオマルケシゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	準絶滅危惧	—

(資料：古賀市自然環境調査報告書)

(5) 陸産貝類

本市で確認された陸産貝類は、12科42種となっています。神社の社叢などに多く生息していますが、竹類の生育域拡大などにより陸産貝類の生息域が減少するおそれが高くなっています。

表 43 古賀市内で確認された希少種（陸産貝類）

和名	科名	福岡県RDB	環境省RDB
ミヤザキムシオイ	ムシオイガイ科	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
アメイロギセル	キセルガイ科	絶滅危惧Ⅰ類	—
キセルガイモドキ	キセルガイモドキ科	絶滅危惧Ⅰ類	—
キュウシュウナミノコギセル	キセルガイ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
オキギセル	キセルガイ科	準絶滅危惧	—
ヤマタニシ	キセルガイ科	準絶滅危惧	—

(資料：古賀市自然環境調査報告書)

(6) 魚類

本市で確認された魚類は、24科48種となっており、汽水域で35種（うち淡水魚7種）、淡水域では18種（うち淡水魚14種）が確認されています。

大根川水系の淡水域では、堰の湛水部などにメダカが豊富に分布しています。

外来魚として、タイリクバラタナゴ、オオクチバス、ブルーギルが確認されています。

表 44 古賀市内で確認された希少種（魚類）

和名	科名	福岡県RDB	環境省RDB
カジカ（陸封型）	カジカ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
ドジョウ	ドジョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
メダカ	メダカ科	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類

(資料：古賀市自然環境調査報告書)

(7) 汽水・淡水産動物

本市で確認された汽水・淡水産動物は、ゴカイ・ミミズ類が 11 科 14 種、貝類が 15 科 21 種、甲殻類が 16 科 34 種で、合計 42 科 69 種となっています。

表 45 古賀市内で確認された希少種（汽水・淡水産動物）

和名	科名	福岡県RDB	環境省RDB
ベンケイガニ	イワガニ科	絶滅危惧	—
タケノコカワニナ	トウガタカワニナ科	絶滅危惧Ⅰ類	—
イシマキガイ	アマオブネガイ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
ハクセンシオマネキ	スナガニ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
カワザンショウガイ	カワザンショウガイ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
クシテガニ	イワガニ科	準絶滅危惧	—
タイワンヒライソモドキ	イワガニ科	準絶滅危惧	—
ハマガニ	イワガニ科	準絶滅危惧	—
ヒメアシハラガニ	イワガニ科	準絶滅危惧	—
ミナミアシハラガニ	イワガニ科	準絶滅危惧	—
フトヘナタリ	ウミニナ科	準絶滅危惧	—
マルタニシ	タニシ科	準絶滅危惧	—
ミナミテナガエビ	テナガエビ科	準絶滅危惧	—

(資料：古賀市自然環境調査報告書)

3 大気環境

1 大気汚染関係

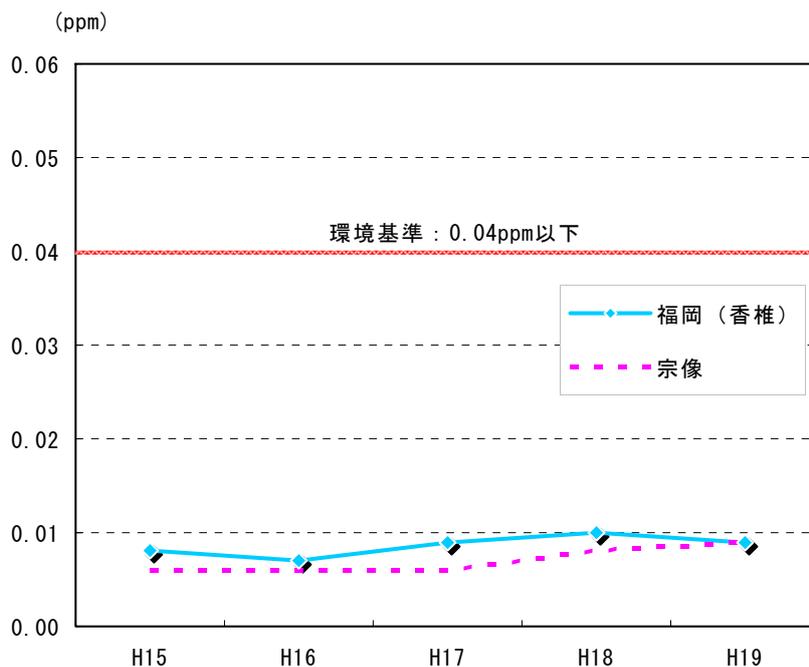
本市には、一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局ともに設置されていませんが、近隣の測定局の測定結果を見ると、いずれの地点においても二酸化硫黄、二酸化窒素は環境基準を満たしています。

表 46 一般大気測定局における測定結果（二酸化硫黄）

測定地点	H15	H16	H17	H18	H19
福岡（香椎）	0.008	0.007	0.009	0.010	0.009
宗像	0.006	0.006	0.006	0.008	0.009

（単位：ppm、日平均値の2%除外値）

図 16 一般大気測定局における測定結果（二酸化硫黄）



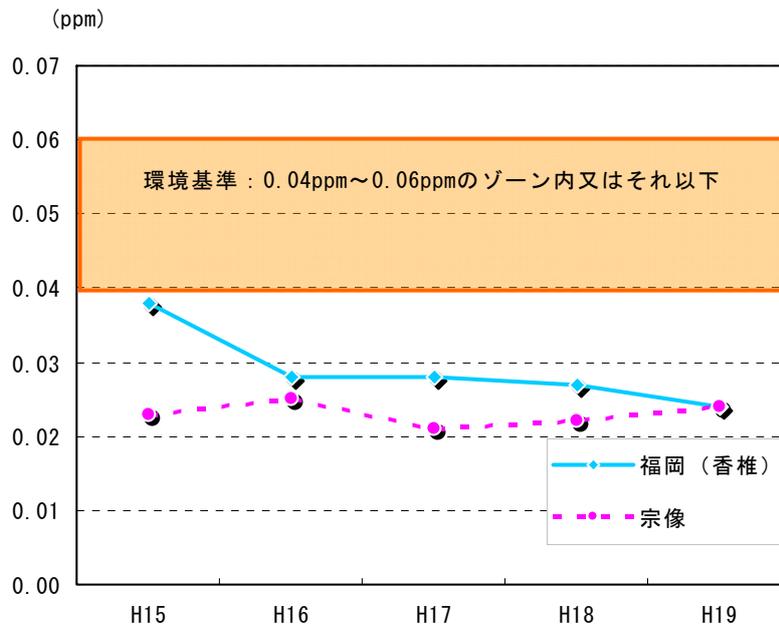
（資料：福岡県「公害関係測定結果」）

表 47 一般大気測定局における測定結果（二酸化窒素）

測定地点	H15	H16	H17	H18	H19
福岡（香椎）	0.038	0.028	0.028	0.027	0.024
宗像	0.023	0.025	0.021	0.022	0.024

（単位：ppm、日平均値の年間98%値）

図 17 一般大気測定局における測定結果（二酸化窒素）



（資料：福岡県「公害関係測定結果」）

表 48 大気汚染防止法該当施設（古賀市内）

処理施設	施設の種類	事業所数	施設数
ばい煙発生施設	ボイラー	26	66
	溶解炉	1	2
	金属加熱炉	1	1
	廃棄物焼却炉	3	4
	ガスタービン	1	1
	ディーゼル機関	9	19
	計	41	93
一般粉じん発生施設	堆積場	5	5
	コンベア	5	49
	破砕機・摩砕機	5	20
	ふるい	5	24
	計	20	98

（資料：宗像・遠賀保健福祉環境事務所）

2 騒音・振動

(1) 道路交通騒音

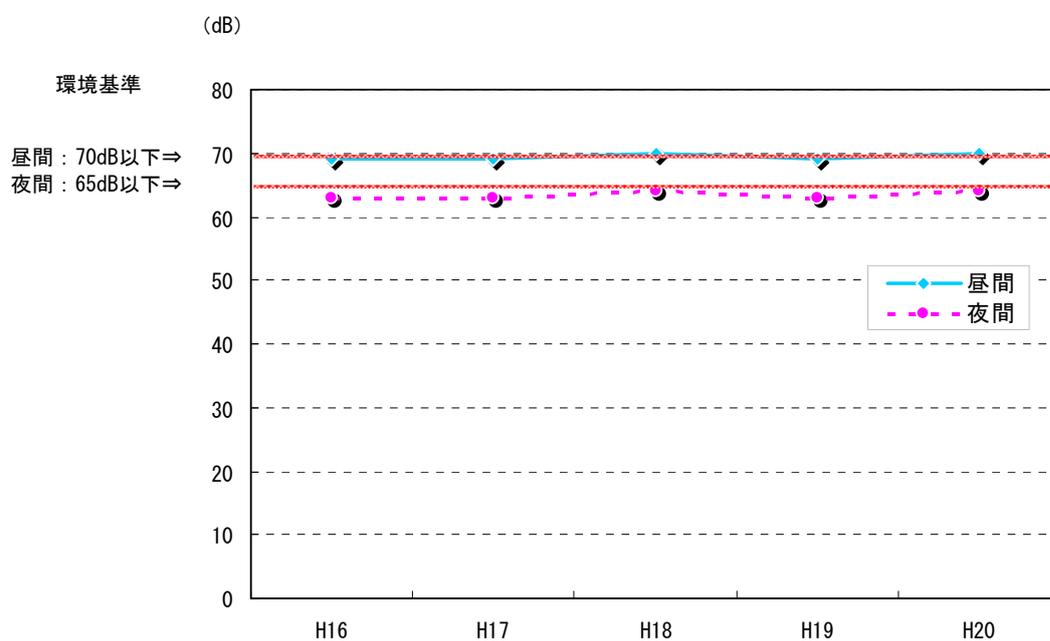
毎年測定している道路交通騒音調査によると、平成16年度から平成20年度まで、等価騒音レベルは環境基準（幹線交通を担う道路の特例値：昼間70dB、夜間65dB）を満たしています。

表 49 道路交通騒音調査結果

道路交通騒音	H16	H17	H18	H19	H20
昼間	69	69	70	69	70
夜間	63	63	64	63	64

(単位：dB、等価騒音レベル)

図 18 道路交通騒音調査結果



(資料：環境課)

(2) 特定施設等の状況

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の設置届出、特定建設作業の実施届出の状況を見ると、特定施設については、各種機械の原動力として用いられる圧縮機の届出が多くなっています。特定建設作業については、さく岩機やブレーカーが多く、そのほとんどは道路工事に用いられるものとなっています。

表 50 騒音に係る特定施設設置届出状況

設置届出 施設の種類の	H18		H19		H20	
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数
金属加工機械			1	1		
空気圧縮機械等	4	5			1	1
土石用破碎機等						
織機						
建設用資材製造機械						
穀物用製粉機						
木材加工機械						
抄紙機						
印刷機械	1	1				
合成樹脂用射出成形機						
鋳造型機						
計		6		1		1
工場等実数	5		1		1	

表 51 振動に係る特定施設設置届出状況

設置届出 施設の種類の	H18		H19		H20	
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数
金属加工機械			1	1		
圧縮機	5	5			1	1
土石用破碎機等						
織機						
コンクリートブロッカー等						
木材加工機械						
印刷機械					1	1
ロール機						
合成樹脂用射出成形機						
鋳造型機						
計		5		1		2
工場等実数	5		1		2	

表 52 特定建設作業実施届出状況

(騒音)

作業の種類		H18	H19	H20
使用する機械	くい打等	1	1	2
	びょう打機			
	さく岩機	2	5	2
	空気圧縮機	4	3	1
	コンクリートプラント等			
	バックホウ	4	3	4
	トラクターショベル	1		
	ブルドーザー			
計	12	12	9	

(振動)

作業の種類		H18	H19	H20
使用する機械	くい打等	2	3	3
	鋼球			
	舗装版破碎機			
	ブレーカー	3	4	1
計	5	7	4	

(資料：環境課)

图 19 騒音規制区域图

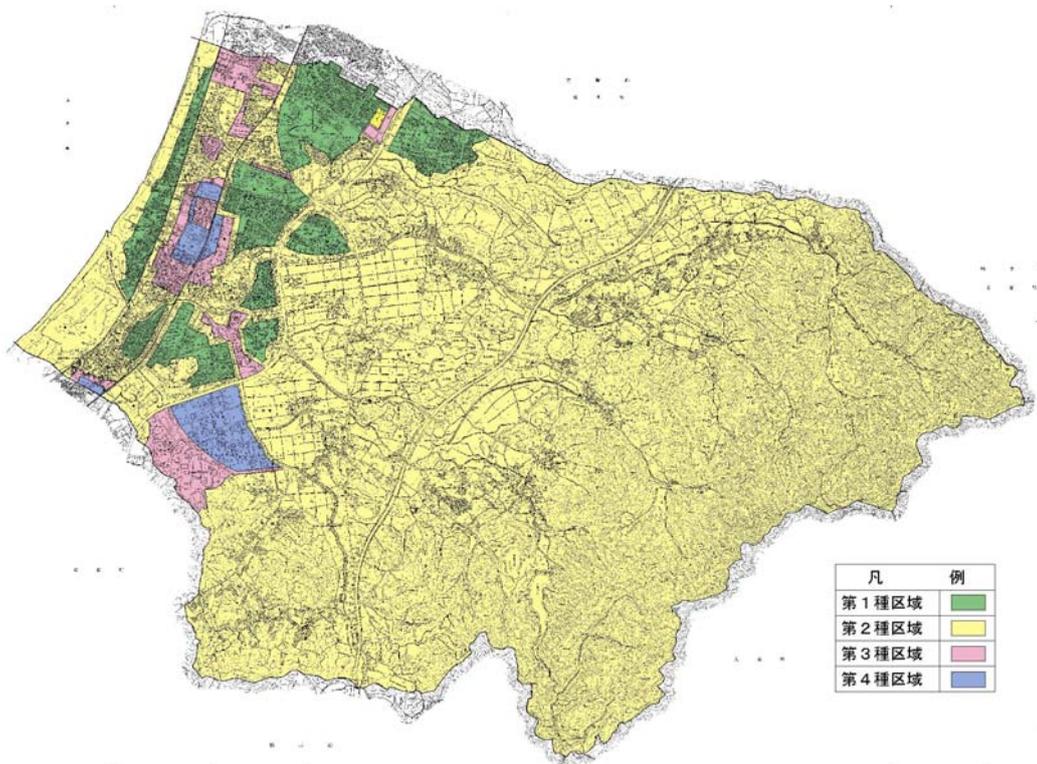
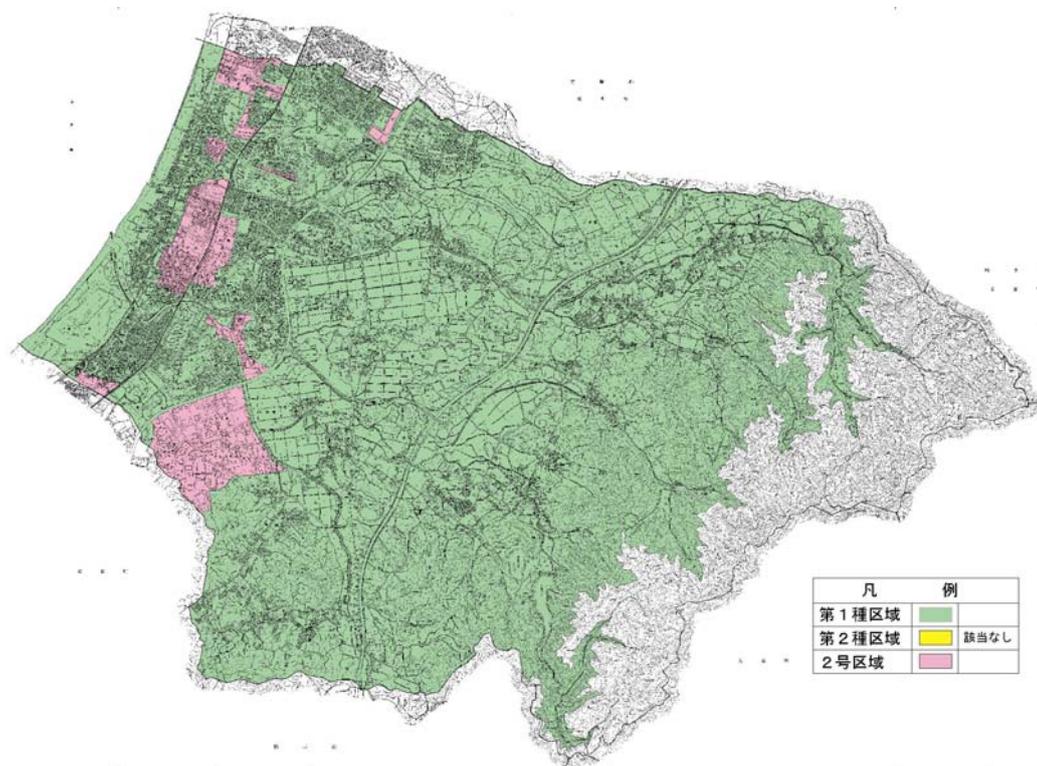


图 20 振動規制区域图



(資料：環境課)

4 水環境

1 河川水質

(1) 環境基準点の水質

市内の河川のうち、大根川水系については、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定が行われており、大根川橋と石ヶ崎橋がA類型、花鶴橋がB類型の環境基準点となっています。

環境基準点の水質（BOD）は、大根川橋、花鶴橋では環境基準を満たしていますが、石ヶ崎橋では環境基準を超過する状況が続いています。

なお、中川水系については、環境基準の類型指定は行われていません。

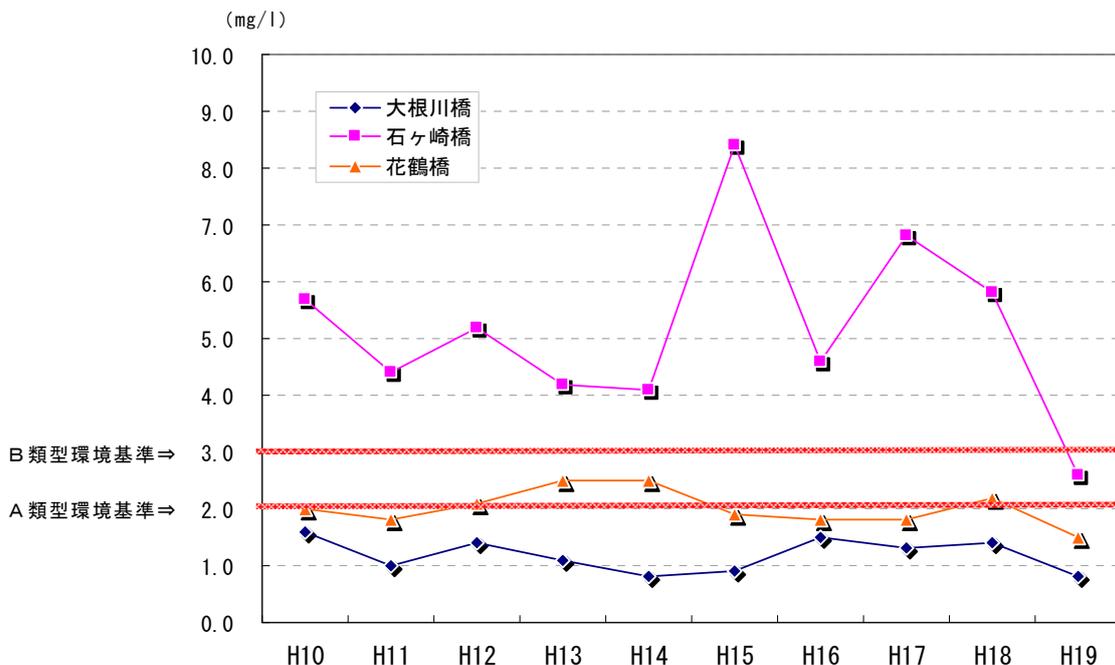
表 53 環境基準点における水質調査結果（BOD）

類型	調査地点	測定値等	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
A	大根川橋	75%値 (mg/l)	1.6	1.0	1.4	1.1	0.8	0.9	1.5	1.3	1.4	0.8
		適否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	石ヶ崎橋	75%値 (mg/l)	5.7	4.4	5.2	4.2	4.1	8.4	4.6	6.8	5.8	2.6
		適否	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
B	花鶴橋	75%値 (mg/l)	2.0	1.8	2.1	2.5	2.5	1.9	1.8	1.8	2.2	1.5
		適否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※福岡県実施

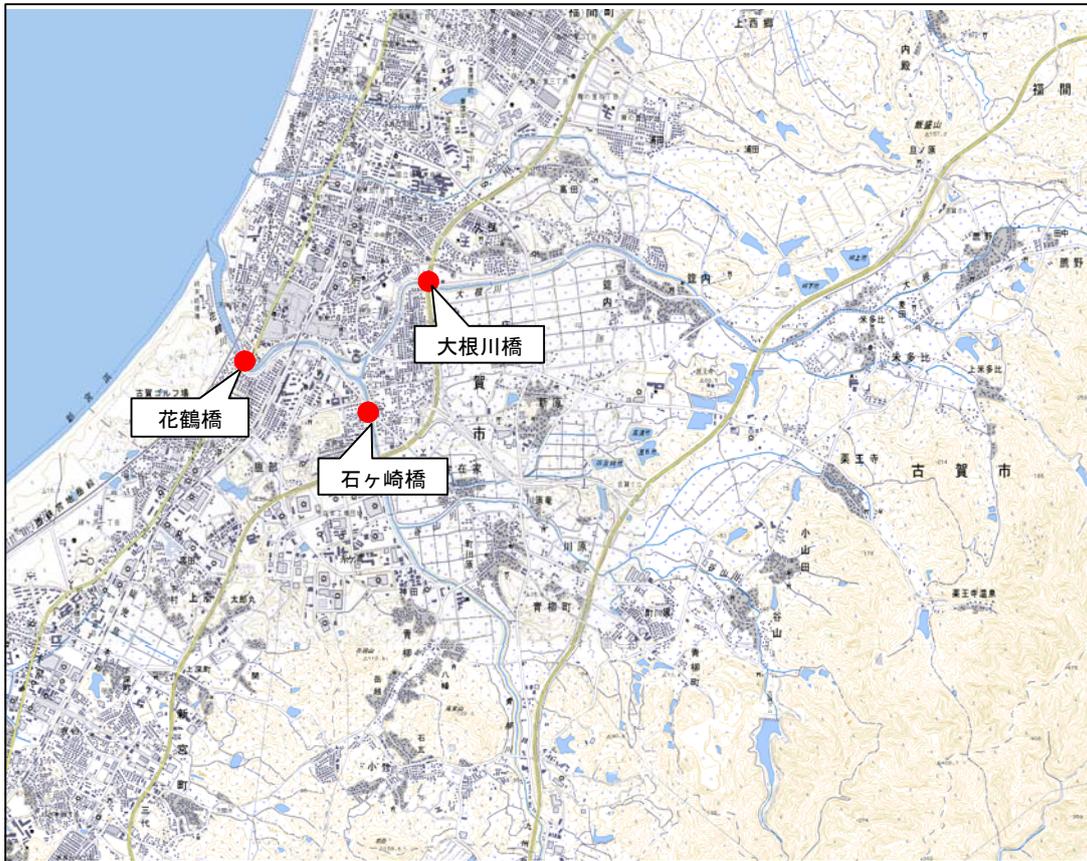
(資料：福岡県「環境白書」)

図 21 環境基準点における水質調査結果（BOD）



(資料：福岡県「環境白書」)

図 22 福岡県河川水質調査地点位置図



(資料：環境課)

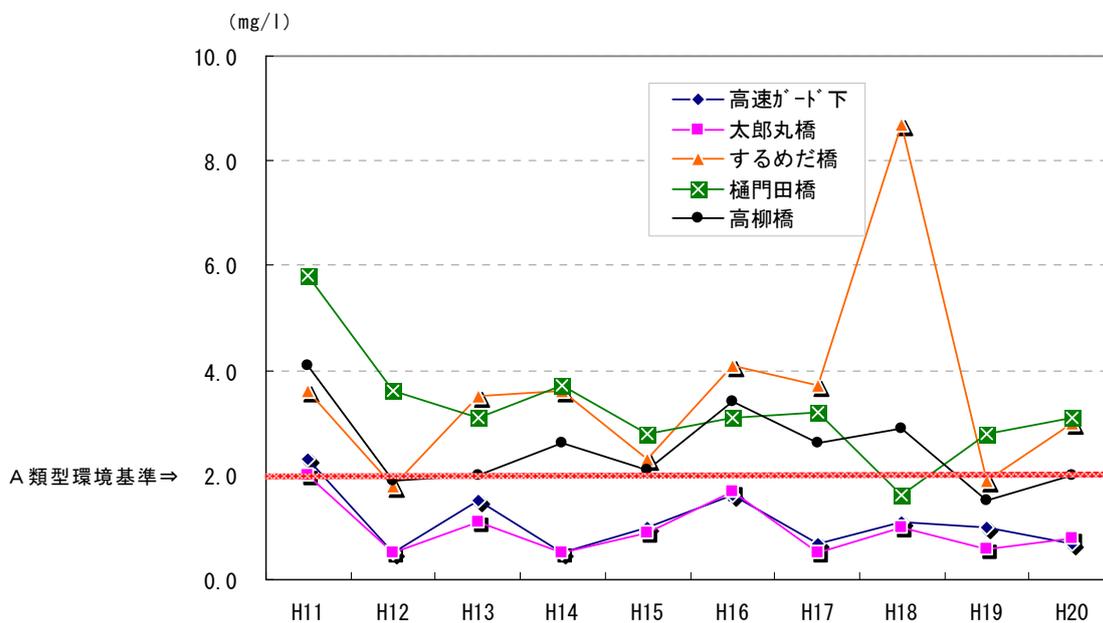
(2) 市内河川水質調査

毎年度実施している市内河川の水質調査結果によると、大根川水系のうち、高速ガード下、太郎丸橋、樋門田橋では概ね環境基準を満たしていますが、他の調査地点では環境基準を満たさない状況が多く見られます。中川水系では、環境基準の類型指定は行われていませんが、平成12年度以降は水質の改善傾向が見られます。

表 54 市内河川水質調査結果 (BOD) -大根川-

類型	調査地点	測定値等	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
A	高速ガード下	75%値(mg/l)	2.3	0.5	1.5	0.5	1.0	1.6	0.7	1.1	1.0	0.7
		適否	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	太郎丸橋	75%値(mg/l)	2.0	0.5	1.1	0.5	0.9	1.7	0.5	1.0	0.6	0.8
		適否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	するめだ橋	75%値(mg/l)	3.6	1.8	3.5	3.6	2.3	4.1	3.7	8.7	1.9	3.0
		適否	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×
	樋門田橋	75%値(mg/l)	5.8	3.6	3.1	3.7	2.8	3.1	3.2	1.6	2.8	3.1
		適否	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	高柳橋	75%値(mg/l)	4.1	1.9	2.0	2.6	2.1	3.4	2.6	2.9	1.5	2.0
		適否	×	○	○	×	×	×	×	×	○	○

図 23 市内河川水質調査結果 (BOD) -大根川-



(資料：環境課)

表 55 市内河川水質調査結果（BOD）－中川－

類型	調査地点	測定値	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
無	西大橋	75%値(mg/l)	11.0	3.0	3.0	1.5	1.7	1.5	1.9	1.6	1.3	1.2
	松原橋	75%値(mg/l)	2.2	0.8	2.1	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.1	1.4

図 24 市内河川水質調査結果（BOD）－中川－

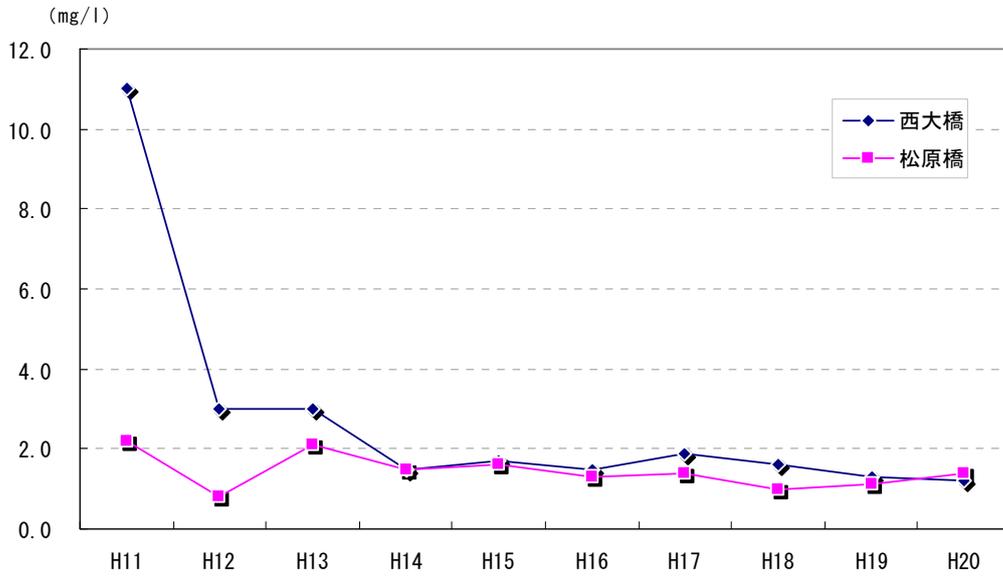
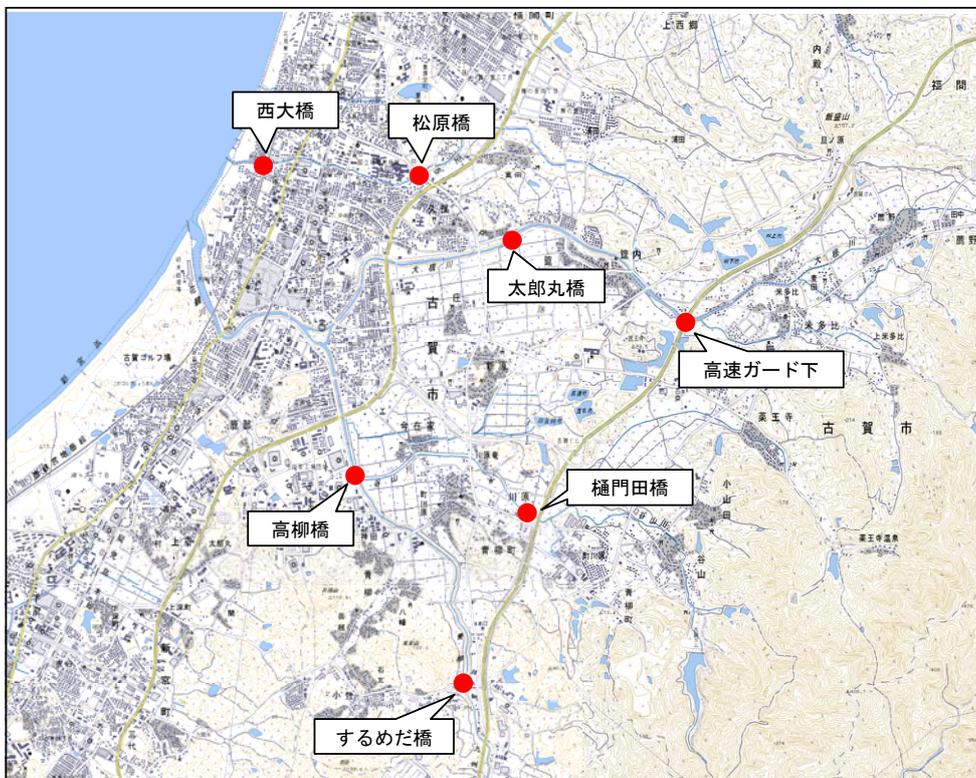


図 25 河川水質調査地点位置図



(資料：環境課)

表 56 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（高速ガード下）

年度	生活環境項目									
	pH		SS		BOD		DO		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H11	7.3 7.4 7.3 7.8	7.5	1 1 1 39	10.5	0.8 5.5 1.4 2.3	2.3	7.9 9.6 9.5 11.0	9.5	17,000 17,000 3,300 700	9,500
H12	7.5 7.2 7.4 7.2	7.3	3 * 1 *	1.0	2.4 <0.5 <0.5 <0.5	0.5	7.3 7.2 7.9 9.8	8.1	13,000 3,300 330 490	4,280
H13	7.1 7.2 7.2 7.6	7.3	2 3 1 2	2.0	3.3 0.9 1.4 1.5	1.5	7.2 6.6 9.0 16.0	9.7	4,900 4,900 7,900 2,400	5,025
H14	7.2 7.2 7.4 7.2	7.3	2 <1 <1 <1	1.3	<0.5 <0.5 <0.5 <0.5	0.5	8.1 6.6 9.5 9.6	8.5	49,000 70,000 7,000 1,300	31,825
H15	7.0 7.0 7.1 7.4	7.1	<1 <1 2 <1	1.3	0.9 0.5 1.0 1.4	1.0	9.1 8.2 8.4 9.4	8.8	3,300 11,000 3,300 3,300	5,225
H16	7.4 7.7 7.4 7.4	7.5	3 3 1 1	2.0	1.6 1.1 1.2 2.5	1.6	8.9 9.0 10.0 8.9	9.2	13,000 130,000 13,000 3,300	39,825
H17	7.1 7.1 7.6 7.4	7.3	1 1 <1 1	1.0	<0.5 0.6 0.7 2.0	0.7	8.8 7.3 10.7 10.6	9.4	2,200 49,000 3,300 4,900	14,850
H18	7.5 7.7 7.4 7.4	7.5	4 1 <1 <1	3.0	1.1 0.9 0.9 1.1	1.1	8.4 8.6 11.0 8.8	9.2	92,200 49,000 3,300 17,000	40,325
H19	7.8 7.6 7.3 7.3	7.5	<1 3 1 <1	2.0	2.2 1.0 <0.5 <0.5	1.0	9.8 7.9 8.0 8.9	8.7	4,900 79,000 7,900 1,100	23,200
H20	7.3 7.6 7.5 7.6	7.5	2 2 <1 3	2.0	0.7 0.5 0.6 0.9	0.7	8.8 8.5 10.8 12.7	10.2	4,900 11,000 2,300 4,900	5,775
環境基準	全測定値	6.5以上 8.5以下	平均値	25以下	75%値	2.0以下	平均値	7.5以上	平均値	1,000以下

※*は定量下限値未満

(資料：環境課)

表 57 市内河川水質調査 調査地点別調査結果 (太郎丸橋)

年度	生活環境項目									
	pH		SS		BOD		DO		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H11	7.2 7.5 7.1 7.7	7.4	8 8 4 5	6.3	2.0 1.5 0.8 12.0	2.0	7.1 9.7 10.1 10.1	9.3	33,000 11,000 330 24,000	17,083
H12	7.1 6.9 7.2 7.0	7.1	* * 4 *	1.0	1.6 <0.5 <0.5 <0.5	0.5	8.4 4.7 8.5 8.2	7.5	11,000 4,900 4,900 490	5,323
H13	6.9 6.8 6.8 7.6	7.0	2 2 5 3	3.0	1.1 <0.5 1.1 1.0	1.1	6.9 6.5 6.8 16.0	9.1	13,000 7,900 4,900 4,900	7,675
H14	7.1 7.2 7.4 7.0	7.2	1 1 2 <1	1.3	<0.5 <0.5 <0.5 <0.5	0.5	7.0 5.7 8.1 8.1	7.2	17,000 4,900 7,000 330	7,308
H15	6.8 6.9 7.0 7.0	6.9	<1 <1 4 <2	2.0	1.2 <0.5 0.9 0.9	0.9	4.8 6.2 7.4 8.8	6.8	4,900 3,300 790 2,400	2,848
H16	7.1 7.7 7.5 7.5	7.5	<1 6 2 3	3.0	1.7 1.0 0.7 2.9	1.7	8.1 8.7 9.9 9.5	9.1	7,000 70,000 4,900 7,900	22,450
H17	7.0 6.8 7.4 7.2	7.1	2 <1 1 2	1.5	<0.5 <0.5 <0.5 0.7	0.5	7.7 6.2 9.5 9.3	8.2	790 23,000 4,900 3,300	7,998
H18	7.6 7.7 7.4 7.3	7.5	5 4 2 <1	4.0	1.0 0.9 1.2 0.5	1.0	9.2 8.9 9.3 8.4	9.0	17,000 33,000 7,900 3,300	15,300
H19	7.2 7.5 7.1 7.1	7.2	2 3 2 <1	2.0	1.6 0.6 <0.5 <0.5	0.6	9.3 7.5 8.0 7.8	8.2	7,900 110,000 33,000 490	37,800
H20	7.2 7.4 7.3 7.0	7.2	<1 2 2 <1	1.5	0.8 0.5 0.9 <5	0.8	7.6 8.1 9.6 8.8	8.5	13,000 13,000 2,200 1,100	7,325
環境基準	全測定値	6.5以上 8.5以下	平均値	25以下	75%値	2.0以下	平均値	7.5以上	平均値	1,000以下

※*は定量下限値未満

(資料：環境課)

表 58 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（するめだ橋）

年度	生活環境項目									
	pH		SS		BOD		DO		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H11	7.6	8.3	4	2.8	1.7	3.6	8.3	12.6	49,000	24,250
	8.1		1		2.9		12.2		17,000	
	8.9		3		3.6		15.9		14,000	
	8.5		3		10.0		13.9		17,000	
H12	8.0	7.8	4	2.5	1.8	1.8	7.3	9.2	540,000	187,000
	7.6		1		1.0		8.2		140,000	
	7.9		3		3.1		8.7		46,000	
	7.8		2		0.6		12.4		22,000	
H13	7.7	7.6	4	4.5	3.5	3.5	6.8	9.7	7,900	83,700
	7.4		5		0.8		5.1		7,900	
	7.6		5		5.4		10.0		240,000	
	7.7		4		2.2		17.0		79,000	
H14	7.8	7.7	4	4.0	1.5	3.6	7.9	8.4	700,000	426,500
	7.6		4		1.4		4.8		46,000	
	7.6		2		4.9		10.0		170,000	
	7.6		6		3.6		10.7		790,000	
H15	7.7	7.7	4	2.8	1.3	2.3	8.4	8.9	22,000	25,725
	7.6		3		0.7		8.4		49,000	
	7.6		3		2.3		8.9		24,000	
	7.8		1		3.0		9.9		7,900	
H16	9.0	8.1	1	3.5	2.2	4.1	14.0	10.9	11,000	13,650,250
	7.8		5		1.3		8.5		240,000	
	7.7		2		6.1		9.9		54,000,000	
	7.7		6		4.1		11.0		350,000	
H17	7.6	7.7	4	3.0	1.5	3.7	7.4	8.9	22,000	195,250
	7.8		3		1.3		7.0		140,000	
	7.6		2		3.7		10.9		540,000	
	7.9		3		4.7		10.3		79,000	
H18	7.5	7.6	5	3.0	1.7	8.7	9.4	9.2	92,000	123,750
	7.7		4		1.4		8.7		130,000	
	7.5		1		9.1		9.4		240,000	
	7.6		3		8.7		9.4		33,000	
H19	7.8	7.7	4	4.0	4.0	1.9	8.1	8.5	110,000	48,300
	7.7		7		1.1		6.8		33,000	
	7.7		2		1.8		9.2		33,000	
	7.7		1		1.9		9.9		17,000	
H20	7.7	7.8	4	2.8	2.2	3.0	7.9	9.3	79,000	57,475
	7.9		3		1.2		8.3		110,000	
	7.7		2		4.7		9.4		7,900	
	7.8		2		3.0		11.6		33,000	
環境基準	全測定値	6.5以上 8.5以下	平均値	25以下	75%値	2.0以下	平均値	7.5以上	平均値	1,000以下

(資料：環境課)

表 59 市内河川水質調査 調査地点別調査結果 (樋門田橋)

年度	生活環境項目									
	pH		SS		BOD		DO		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H11	7.4	7.6	6	6.3	2.0	5.8	7.2	8.9	33,000	38,250
	7.6		9		1.1		9.1		17,000	
	7.5		5		5.8		9.3		79,000	
	7.7		5		12.0		10.1		24,000	
H12	7.9	7.6	3	3.0	1.8	3.6	8.6	9.4	49,000	23,250
	7.4		3		1.1		8.1		13,000	
	7.7		2		3.6		10.8		14,000	
	7.5		4		4.8		10.2		17,000	
H13	7.5	7.6	3	6.3	3.4	3.1	7.1	10.3	24,000	10,025
	7.8		2		0.9		8.5		4,900	
	7.6		10		3.1		9.4		7,900	
	7.6		10		2.3		16.0		3,300	
H14	7.7	7.7	14	6.5	3.7	3.7	7.9	9.0	700,000	196,250
	7.9		2		1.3		8.3		13,000	
	7.6		5		3.6		10.4		49,000	
	7.6		5		5.5		9.2		23,000	
H15	7.6	7.6	4	5.5	2.2	2.8	8.0	8.4	49,000	37,250
	7.4		5		1.5		8.3		70,000	
	7.5		10		2.9		7.0		13,000	
	7.7		3		2.8		10.2		17,000	
H16	7.6	7.8	47	15.0	3.3	3.1	8.4	9.8	130,000	47,250
	7.8		4		1.3		8.6		22,000	
	7.8		3		3.0		10.0		24,000	
	7.8		6		3.1		12.0		13,000	
H17	8.6	8.0	4	6.0	2.6	3.2	12.3	10.2	4,900	34,975
	7.9		7		2.5		10.1		79,000	
	7.7		10		4.2		8.9		33,000	
	7.9		3		3.2		9.5		23,000	
H18	7.6	7.7	7	6.0	1.6	1.6	8.9	9.5	24,000	43,750
	7.8		11		1.0		8.9		79,000	
	7.5		3		1.0		10.0		23,000	
	7.7		4		3.1		10.0		49,000	
H19	7.5	7.5	7	6.0	2.8	2.8	6.4	7.1	7,900	64,000
	7.5		6		1.6		6.2		240,000	
	7.7		6		4.0		8.2		3,300	
	7.4		6		1.9		7.6		4,900	
H20	7.6	7.9	55	21.3	3.1	3.1	7.2	9.9	490,000	141,075
	8.1		6		1.1		10.2		22,000	
	7.8		20		3.1		9.8		3,300	
	7.9		4		3.1		12.4		49,000	
環境基準	全測定値	6.5以上 8.5以下	平均値	25以下	75%値	2.0以下	平均値	7.5以上	平均値	1,000以下

(資料：環境課)

表 60 市内河川水質調査 調査地点別調査結果 (高柳橋)

年度	生活環境項目									
	pH		SS		BOD		DO		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H11	7.7	7.8	6	4.5	1.9	4.1	7.4	9.2	33,000	18,800
	7.5		6		0.5		9.0		33,000	
	7.7		2		4.1		9.6		7,900	
	8.2		4		6.2		10.9		1,300	
H12	7.8	7.7	6	5.3	1.9	1.9	8.0	10.1	49,000	33,225
	7.6		3		1.6		10.5		46,000	
	7.8		8		1.9		10.5		33,000	
	7.6		4		2.1		11.2		4,900	
H13	7.6	7.6	10	8.3	1.0	2.0	7.2	9.6	24,000	19,000
	7.7		5		1.4		8.0		11,000	
	7.5		4		2.0		9.1		17,000	
	7.7		14		2.2		14.0		24,000	
H14	7.8	7.7	7	5.5	2.6	2.6	8.6	9.1	130,000	249,475
	7.6		7		1.4		6.1		7,900	
	7.8		2		1.7		10.8		70,000	
	7.6		6		2.6		10.7		790,000	
H15	7.7	7.7	4	2.8	2.1	2.1	8.6	9.3	49,000	277,00
	7.6		2		1.3		8.7		49,000	
	7.6		3		1.5		9.3		4,900	
	7.8		2		2.3		10.4		7,900	
H16	8.8	8.1	5	4.0	3.5	3.4	11.0	10.8	24,000	118,000
	8.0		6		1.3		9.0		49,000	
	7.8		2		1.5		11.0		350,000	
	7.8		3		3.4		12.0		49,000	
H17	7.9	7.8	12	5.8	2.9	2.6	8.5	9.6	33,000	59,750
	7.6		5		1.3		8.0		110,000	
	7.7		2		2.6		11.7		17,000	
	7.8		4		2.4		10.0		79,000	
H18	7.6	7.6	14	8.0	1.7	2.9	9.6	8.8	28,000	64,500
	7.6		10		1.3		9.0		49,000	
	7.6		6		3.8		10.0		170,000	
	7.6		2		2.9		6.7		11,000	
H19	7.9	7.7	11	5.0	2.3	1.5	8.8	8.9	11,000	17,700
	7.6		4		1.1		7.0		33,000	
	7.7		2		1.5		9.3		22,000	
	7.6		2		1.3		10.4		4,900	
H20	7.8	7.8	8	4.3	1.8	2.0	8.4	9.8	79,000	48,500
	8.1		4		1.2		8.9		33,000	
	7.7		3		2.4		10.2		49,000	
	7.7		2		2.0		11.8		33,000	
環境基準	全測定値	6.5以上 8.5以下	平均値	25以下	75%値	2.0以下	平均値	7.5以上	平均値	1,000以下

(資料：環境課)

表 61 市内河川水質調査 調査地点別調査結果 (西大橋)

年度	生活環境項目									
	pH		SS		BOD		DO		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H11	7.5	7.4	6	5.3	4.4	11.0	7.2	7.6	330,000	114,825
	7.3		5		4.1		7.5		79,000	
	7.2		4		11.0		7.4		49,000	
	7.4		6		17.0		8.2		1,300	
H12	7.6	7.3	4	5.3	<0.5	3.0	7.1	6.6	130,000	78,500
	7.0		3		1.0		5.7		79,000	
	7.3		9		8.7		5.9		94,000	
	7.3		5		3.0		7.7		11,000	
H13	7.3	7.4	27	12.0	2.1	3.0	5.0	8.5	79,000	129,500
	7.5		9		2.1		6.6		220,000	
	7.3		6		3.8		8.3		49,000	
	7.5		6		3.0		14.0		170,000	
H14	7.1	7.5	11	5.3	1.2	1.5	6.1	8.1	460,000	145,000
	7.7		5		1.3		6.9		49,000	
	7.4		2		1.5		9.3		49,000	
	7.6		3		2.2		10.2		22,000	
H15	7.6	7.4	3	2.3	1.7	1.7	9.1	9.1	17,000	21,725
	7.3		3		1.1		8.6		49,000	
	7.5		1		1.7		9.9		13,000	
	7.3		2		1.7		8.6		7,900	
H16	7.6	7.7	4	4.0	1.5	1.5	7.9	8.3	33,000	175,250
	7.7		6		1.2		7.8		540,000	
	7.6		3		1.1		9.1		49,000	
	7.7		3		3.3		8.5		79,000	
H17	7.6	7.8	6	3.8	1.9	1.9	6.7	8.3	49,000	45,075
	7.7		4		1.4		6.8		79,000	
	7.8		2		1.5		9.9		49,000	
	7.9		3		2.0		9.9		3,300	
H18	7.5	7.6	4	4.0	1.6	1.6	8.1	9.1	54,000	35,750
	7.7		5		1.1		7.4		33,000	
	7.5		2		2.6		10.0		23,000	
	7.8		<1		1.3		11.0		33,000	
H19	7.5	7.5	2	2.0	2.2	1.3	7.9	8.0	7,900	15,000
	7.5		3		1.1		6.7		49,000	
	7.5		2		1.3		8.6		2,200	
	7.5		2		1.2		8.9		790	
H20	7.4	7.6	10	4.3	1.8	1.2	7.2	8.9	28,000	21,475
	7.7		4		0.8		7.7		33,000	
	7.6		2		1.2		9.3		17,000	
	7.6		1		0.7		11.3		7,900	
環境基準	全測定値	6.5以上 8.5以下	平均値	25以下	75%値	2.0以下	平均値	7.5以上	平均値	1,000以下

(資料：環境課)

表 62 市内河川水質調査 調査地点別調査結果 (松原橋)

年度	生活環境項目									
	pH		SS		BOD		DO		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H11	7.6	7.7	10	8.5	2.2	2.2	7.1	8.9	700,000	191,200
	7.6		6		1.3		6.9		7,900	
	7.8		2		1.5		11.5		7,900	
	7.8		16		5.7		9.9		49,000	
H12	7.8	7.7	4	3.5	4.2	0.8	7.7	9.0	220,000	64,825
	7.4		6		0.8		7.8		23,000	
	7.8		2		0.8		9.7		14,000	
	7.6		2		0.5		10.7		2,300	
H13	7.4	7.6	8	13.0	2.2	2.1	5.2	9.4	24,000	25,750
	7.8		33		2.1		7.1		22,000	
	7.5		6		2.0		9.3		33,000	
	7.6		5		1.5		16.0		24,000	
H14	8.0	7.8	4	8.5	2.6	1.5	10.7	10.0	460,000	148,825
	7.7		24		1.5		7.4		110,000	
	7.6		<1		<0.5		10.7		23,000	
	7.7		5		1.0		11.2		2,300	
H15	7.7	7.8	2	1.5	1.6	1.6	8.8	9.6	63,000	25,700
	7.9		2		0.8		9.5		7,900	
	7.8		1		1.3		10.4		7,900	
	7.8		<1		1.7		9.5		24,000	
H16	7.8	7.9	10	5.8	2.5	1.3	10.0	9.6	70,000	33,475
	7.9		6		1.3		8.8		7,900	
	7.9		4		0.7		10.0		49,000	
	7.9		3		1.1		9.5		7,000	
H17	7.8	8.0	4	4.0	1.6	1.4	7.2	9.6	22,000	28,698
	7.9		9		1.4		7.7		79,000	
	8.0		1		0.7		11.7		13,000	
	8.2		2		0.9		11.7		790	
H18	7.6	7.9	3	4.0	1.5	1.0	8.6	9.5	35,000	19,725
	7.8		5		1.0		7.5		23,000	
	8.1		<1		0.9		11.0		7,900	
	8.0		<1		0.8		11.0		13,000	
H19	7.6	7.8	2	2.0	2.5	1.1	8.8	9.2	110,000	61,800
	7.7		3		1.1		7.4		130,000	
	7.9		<1		0.9		10.3		4,900	
	7.8		<1		0.7		10.4		2,480	
H20	7.6	7.8	14	6.5	3.1	1.4	8.3	9.4	63,000	48,975
	7.9		10		1.4		7.5		49,000	
	7.9		1		0.7		10.2		79,000	
	7.8		<1		<0.5		11.4		4,900	
環境基準	全測定値	6.5以上 8.5以下	平均値	25以下	75%値	2.0以下	平均値	7.5以上	平均値	1,000以下

(資料：環境課)

2 海水域水質

市内に、水浴場はありませんが、毎年度実施している海水域の水質調査結果を環境省が定める水浴場水質判定基準に当てはめると、概ね良好な水質となっています。

なお、平成16年度から分析方法をアルカリ性法から酸性法に変更しており、酸性法はアルカリ性法よりも酸化力が強いいため、CODの値がこれまでよりも高くなっています。

表 63 海水域水質調査結果 (COD)

調査地点	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
水再生センター裏	0.5	0.9	0.5	0.7	0.5	1.8	2.7	2.0	1.4	2.0
西小学校裏	0.5	0.7	0.5	0.6	0.5	2.3	2.5	2.1	1.3	2.5
花見海岸	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1.9	2.4	1.9	1.0	2.0
北花見海岸	0.5	0.7	0.5	0.8	0.5	2.1	2.5	1.9	1.1	2.4

(単位: mg/l)

図 26 海水域水質調査結果 (COD)

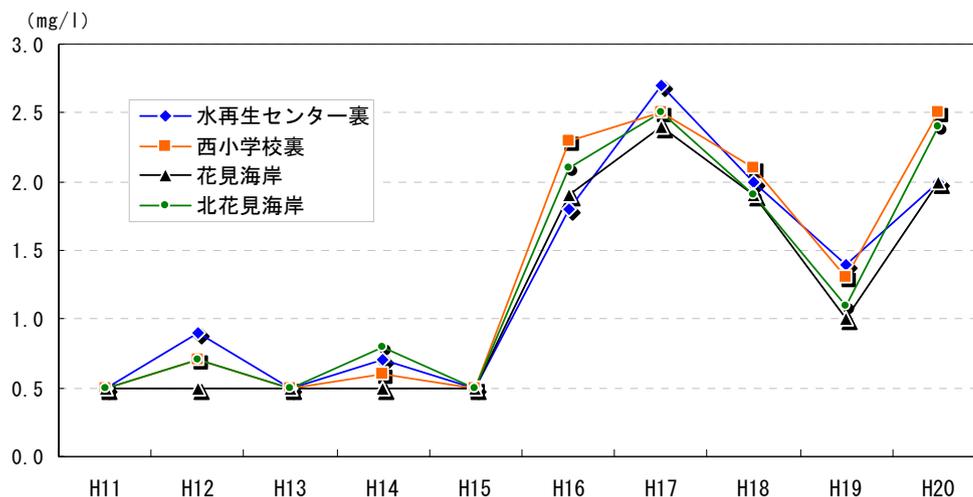


図 27 海水域水質調査地点位置図



(資料: 環境課)

表 64 市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（水再生センター裏(旧終末処理場)）

年度	pH		透明度		塩化物イオン		COD		一般細菌数		大腸菌群数		油膜	判定*
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値		
			(m)		(mg/l)		(mg/l)		(個/ml)		(個/100ml)			
H11	8.1	8.2	>1.2	1.2	18,210	18,120	<0.5	0.5	110	99	26	17	無 無	A
	8.2		>1.2		18,030		<0.5		88		7			
H12	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,600	19,600	0.8	0.9	11	9	<2	2	無 無	AA
	8.2		>1.0		19,600		0.9		6		<2			
H13	8.0	8.1	>1.0	1.0	16,300	17,595	<0.5	0.5	190	100	140	71	無 無	A
	8.2		>1.0		18,890		<0.5		<10		<2			
H14	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	19,000	0.8	0.7	7	12	22	52	無 無	A
	8.2		>1.0		19,000		0.6		17		81			
H15	8.2	8.3	>1.0	1.0	18,845	18,861	<0.5	0.5	<10	11	<2	2	無 無	AA
	8.3		>1.0		18,876		<0.5		12		<2			
H16	8.2	8.2	>1.0	1.0	18,000	18,000	1.5	1.8	13	222	<2	2	無 無	AA
	8.2		>1.0		18,000		2.0		430		<2			
H17	8.2	8.0	>1.0	1.0	19,000	18,500	2.3	2.7	1	24	<2	25	無 無	B
	7.8		>1.0		18,000		3.0		47		47			
H18	8.1	8.2	>1.0	1.0	19,000	19,500	2.1	2.0	40	49	0	8	無 無	A
	8.2		>1.0		20,000		1.9		58		15			
H19	8.2	8.2	>1.0	1.0	18,000	17,500	1.0	1.4	<10	95	2	131	無 無	B
	8.2		>1.0		17,000		1.7		180		260			
H20	8.0	8.1	>1.0	1.0	19,000	18,500	1.7	2.0	2	76	<2	5	無 無	A
	8.1		>1.0		18,000		2.3		150		8			

※「判定」は環境省が定める水浴場水質判定基準に当てはめた場合の判定

表 65 市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（古賀西小学校裏）

年度	pH		透明度		塩化物イオン		COD		一般細菌数		大腸菌群数		油膜	判定*
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値		
			(m)		(mg/l)		(mg/l)		(個/ml)		(個/100ml)			
H11	8.1	8.2	>1.2	1.2	18,310	18,305	<0.5	0.5	59	60	18	11	無 無	A
	8.2		>1.2		18,300		<0.5		60		4			
H12	8.2	8.2	>1.0	1.0	18,800	19,000	0.9	0.7	42	31	3	2	無 無	AA
	8.2		>1.0		19,200		<0.5		19		4			
H13	8.1	8.2	>1.0	1.0	18,080	18,345	<0.5	0.5	440	232	460	231	無 無	AA
	8.2		>1.0		18,610		<0.5		24		<2			
H14	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	19,500	0.7	0.6	4	17	27	22	無 無	A
	8.2		>1.0		20,000		0.5		29		16			
H15	8.2	8.3	>1.0	1.0	18,843	18,738	<0.5	0.5	29	29	<2	2	無 無	AA
	8.3		>1.0		18,632		<0.5		29		<2			
H16	8.3	8.3	>1.0	1.0	19,000	17,000	1.8	2.3	10	1,600	<2	21	無 無	B
	8.2		>1.0		15,000		2.7		805		40			
H17	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	18,000	2.0	2.5	140	125	56	30	無 無	B
	8.1		>1.0		17,000		3.0		110		4			
H18	8.2	8.3	>1.0	1.0	19,000	19,500	1.9	2.1	54	53	0	7	無 無	B
	8.3		>1.0		20,000		2.2		51		14			
H19	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	18,500	1.3	1.3	13	18	14	14	無 無	A
	8.2		>1.0		18,000		1.3		23		14			
H20	8.1	8.1	>1.0	1.0	19,000	17,500	1.9	2.5	2	101	>2	6	無 無	B
	8.1		>1.0		16,000		3.1		200		10			

※「判定」は環境省が定める水浴場水質判定基準に当てはめた場合の判定

(資料：環境課)

表 66 市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（花見海岸）

年度	pH		透明度		塩化物イオン		COD		一般細菌数		大腸菌群数		油膜	判定*
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値		
			(m)		(mg/l)		(mg/l)		(個/ml)		(個/100ml)			
H11	8.1	8.2	>1.2	1.2	18,280	18,285	<0.5	0.5	120	135	71	58	無	A
	8.2		>1.2		18,290		<0.5		150		44		無	
H12	8.2	8.2	>1.0	1.0	18,800	18,900	<0.5	0.5	19	38	8	18	無	A
	8.2		>1.0		19,000		<0.5		57		28		無	
H13	8.2	8.2	>1.0	1.0	18,570	18,670	<0.5	0.5	3,700	1,888	3,300	1,685	無	不適
	8.2		>1.0		18,770		<0.5		76		70		無	
H14	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	19,500	0.5	0.5	4	4	10	6	無	A
	8.2		>1.0		20,000		0.5		4		2		無	
H15	8.2	8.3	>1.0	1.0	18,300	18,408	<0.5	0.5	33	82	11	27	無	A
	8.3		>1.0		18,516		<0.5		130		42		無	
H16	8.3	8.3	>1.0	1.0	18,000	18,500	2.0	1.9	45	158	<2	6	無	A
	8.3		>1.0		19,000		1.8		270		9		無	
H17	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	19,000	2.3	2.4	6	68	<2	4	無	B
	8.1		>1.0		19,000		2.4		130		6		無	
H18	8.2	8.3	>1.0	1.0	19,000	19,500	2.0	1.9	190	112	41	28	無	A
	8.3		>1.0		20,000		1.7		33		14		無	
H19	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	19,000	1.1	1.0	15	13	12	7	無	A
	8.2		>1.0		19,000		0.9		<10		<2		無	
H20	8.1	8.2	>1.0	1.0	19,000	18,500	1.8	2.1	10	16	<2	<2	無	A
	8.2		>1.0		18,000		2.3		22		<2		無	

※「判定」は環境省が定める水浴場水質判定基準に当てはめた場合の判定

表 67 市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（北花見海岸）

年度	pH		透明度		塩化物イオン		COD		一般細菌数		大腸菌群数		油膜	判定*
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値		
			(m)		(mg/l)		(mg/l)		(個/ml)		(個/100ml)			
H11	8.1	8.1	>1.2	1.2	18,320	18,265	<0.5	0.5	130	315	18	31	無	A
	8.1		>1.2		18,210		<0.5		500		43		無	
H12	8.2	8.2	>1.0	1.0	17,200	18,100	0.9	0.7	110	87	65	33	無	A
	8.2		>1.0		19,000		<0.5		63		1		無	
H13	8.2	8.2	>1.0	1.0	18,430	18,570	<0.5	0.5	4,200	3,000	540	470	無	C
	8.2		>1.0		18,710		<0.5		1,800		400		無	
H14	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	19,000	0.8	0.8	6	7	8	7	無	A
	8.2		>1.0		19,000		0.7		7		5		無	
H15	8.2	8.3	>1.0	1.0	18,433	18,199	<0.5	0.5	260	195	230	136	無	B
	8.3		>1.0		17,964		<0.5		130		41		無	
H16	8.2	8.3	>1.0	1.0	20,000	18,500	1.8	2.1	40	335	<2	4	無	B
	8.3		>1.0		19,000		2.3		630		6		無	
H17	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	18,500	2.3	2.5	42	65	18	19	無	B
	8.2		>1.0		18,000		2.6		88		19		無	
H18	8.2	8.2	>1.0	1.0	20,000	20,000	1.9	1.9	480	263	21	18	無	A
	8.3		>1.0		20,000		1.9		46		15		無	
H19	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	18,500	1.0	1.1	23	44	22	22	無	A
	8.2		>1.0		18,000		1.2		65		22		無	
H20	8.2	8.2	>1.0	1.0	19,000	18,500	1.9	2.4	38	144	3	3	無	B
	8.2		>1.0		18,000		2.8		190		3		無	

※「判定」は環境省が定める水浴場水質判定基準に当てはめた場合の判定

(資料：環境課)

3 地下水水質

地下水の水質については、福岡県が地下水概況調査を実施していますが、この調査によると、近年、市内で環境基準を超過した地点はありません。

表 68 地下水概況調査結果（福岡県実施）

地下水概況調査 (福岡県実施)		実施年度	H12	H14	H17
		調査地区	筵内	谷山	中央
調査項目		深さ(m)	不明	40	不明
		環境基準			
健康項目	カドミウム	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001
	全シアン	不検出	<0.1	<0.1	<0.1
	鉛	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム	0.05 以下	<0.02	<0.04	<0.02
	砒素	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀	0.0005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	不検出	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	P C B	不検出	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	チウラム	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	シマジン	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002
	ベンゼン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001
	セレン	0.01 以下	<0.002	<0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.96	9	<0.04
	ふっ素	0.8 以下	0.1	<0.08	0.96
	ほう素	1 以下	<0.1	<0.1	<0.1

(資料：福岡県「公害関係測定結果」)

4 特定施設

水質汚濁防止法に基づく特定施設は、平成 20 年度末現在で 44 施設となっています。

表 69 水質汚濁防止法該当施設（古賀市内）

番号	施設の種類	施設数
1-2	畜産農業又はサービス業	2
2	畜産食料品製造業	2
5	みそ、しょう油等製造業	1
10	飲料製造業	1
12	動植物油脂製造業	1
17	豆腐又は煮豆製造業	2
18-2	冷凍調理食品製造業	2
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	1
55	生コンクリート製造業	1
62	非鉄金属製造業	2
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	2
64-2	水道施設	1
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1
66-2	旅館業	5
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業	1
67	洗たく業	2
68	写真現像業	1
70-2	自動車分解整備事業	1
71	自動式車両洗浄施設	8
71-3	ごみ処理施設	1
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	2
72	し尿処理施設	3
73	下水道終末処理施設	1
合計		44

(平成 21 年 3 月 31 日現在、資料：宗像・遠賀保健福祉環境事務所)

5 土壤環境

1 土壤汚染

平成 15 年 2 月に土壤汚染対策法が施行されましたが、市内には、土壤汚染対策法に基づく指定区域はありません。

なお、平成 16 年度に花見東地区において土地所有者が自主的に実施した土壤調査の結果、六価クロムによる土壤汚染が確認されました。このため、福岡県による周辺の地下水調査が実施され、周辺住民への周知とともに、汚染原因者に対し必要な措置の指導がなされ、汚染土壤の除去や浄化などの措置がなされました。

6 有害化学物質

1 ダイオキシン類

ダイオキシン類については、福岡県により調査が実施されていますが、その調査結果によると、市内で環境基準を超過した地点はありません。

表 70 ダイオキシン類調査結果（福岡県実施）

媒体	調査地点	調査年度	測定値	環境基準	単位
水質（河川）	花鶴橋	H12	0.320	1 以下	pg-TEQ/L
	大根川橋	H14	0.120		
	石ヶ崎橋	H14	0.170		
	久保橋	H15	0.190		
	花鶴橋	H19	0.23		
	大根川橋	H19	0.095		
	汐入川橋	H19	0.31		
水質（地下水）	筵内	H12	0.043	150 以下*	pg-TEQ/g
	久保	H13	0.071		
	谷山	H14	0.070		
	中央	H17	0.069		
水底の底質	花鶴橋	H12	5.70	1,000 以下	pg-TEQ/g
	大根川橋	H14	1.10		
	石ヶ崎橋	H14	0.89		
	久保橋	H15	0.29		
	花鶴橋	H19	2.7		
	大根川橋	H19	0.93		
	汐入川橋	H19	17		
土壌	中央	H12	0.00100	0.6 以下	pg-TEQ/m ³
	青柳	H12	0.22000		
	舞の里	H14	0.00015		
	青柳	H15	0.00810		
	中央	H15	0.11000		
	中央	H17	0.00054		
	日吉	H19	2.7		
大気	青柳	H13	0.066	0.6 以下	pg-TEQ/m ³
	青柳	H16	0.32		
	青柳	H17	0.038		

※底質の環境基準は平成 14 年 9 月 1 日から施行

（資料：福岡県「公害関係測定結果」）

表 71 ダイオキシン対策特別措置法該当施設（古賀市内）

施設の種類	規模	施設数
廃棄物焼却炉	4t/h 以上	2
	2t/h 以上 4t/h 未満	1
	2t/h 未満	4
合計		7

（平成 21 年 3 月 31 日現在、資料：宗像・遠賀保健福祉環境事務所）

2 P R T R (化学物質排出移動量届出制度)

P R T Rとは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

平成19年度に排出又は移動したとして届出のあった物質は、40物質(うち集計対象16物質)、400.6tとなっています。

表 72 P R T R集計結果(平成19年度分物質別)

順位	第一種指定化学物質名	排出量	移動量	合計
1	トルエン	261,556	88,070	349,626
2	キシレン	21,162	800	21,962
3	クロム及び三価クロム化合物	27	12,000	12,027
4	エチレングリコール	65	4,090	4,155
5	亜鉛の水溶性化合物	8	3,700	3,708
6	エチルベンゼン	3,393	260	3,653
7	マンガン及びその化合物	220	1,600	1,820
8	塩化メチレン	1,400	-	1,400
9	ほう素及びその化合物	1,100	281	1,381
10	ふっ化水素及びその水溶性塩	360	-	360
11	E P N	270	-	270
12	ベンゼン	114	-	114
13	銀及びその水溶性化合物	-	110	110
14	アンチモン及びその化合物	-	20	20
15	六価クロム化合物	-	8	8
16	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	1	-	1
集計対象16物質計		289,676	110,939	400,615
(単位: kg)				
※	ダイオキシン類	24.385	5,801.6	5,825.985

(単位: mg-TEQ)

表 73 P R T R集計結果（平成 19 年度分業種別・排出等先別）

業種名	事業 所数	排出量			移動量			合計
		大気	公共用水域	排出計	下水道	事業所外	移動計	
出版・印刷・同関連産業	2	244,140	-	244,140	-	84,228	84,228	328,368
一般機器器具製造業	3	18,400	-	18,400	-	3,810	3,810	22,210
金属製品製造業	3	8,240	-	8,240	-	13,540	13,540	21,780
プラスチック製品製造業	1	7,600	-	7,600	-	780	780	8,380
電気機械器具製造業	1	6,000	-	6,000	-	-	-	6,000
非鉄金属製造業	2	-	-	-	-	3,810	3,810	3,810
自動車卸売業	1	1,200	-	1,200	90	1,600	1,690	2,890
自動車整備業	1	1,200	65	1,265	-	1,200	1,200	2,465
燃料小売業	9	846	-	846	-	1,600	1,600	2,446
下水道業	1	-	1,985	1,985	-	-	-	1,985
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	-	-	-	31	250	281	281
産業廃棄物処分業	1	-	-	-	-	-	-	-
食料品製造業	1	-	-	-	-	-	-	-
一般廃棄物処理業	1	-	-	-	-	-	-	-
合計	29	287,626	2,050	289,676	121	110,818	110,939	400,615
割合		71.8%	0.5%	72.3%	0.03%	27.6%	27.7%	100.0%

（単位：kg、資料：環境課）

7 廃棄物及びリサイクル

1 ごみ処理

ごみの排出量は、人口の増加や生活様式の変化とともに増加傾向にありますが、1日1人当たりのごみの排出量については、平成16年度以降は減少傾向にあります。また、福岡県及び全国の平均よりも少ない値で推移しています。

ごみ処理経費については、清掃工場の建設に伴う建設・改良費の増加により平成14年度にかけて増大しましたが、建設完了後は、徐々に減少しています。

表 74 ごみ排出量の推移

年度		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
A 可燃ごみ (t)	家庭系ごみ	12,006	12,006	11,984	11,892	12,424	12,250	11,594	11,720	11,611	11,474
	事業系ごみ	5,046	4,772	5,198	5,337	5,697	5,688	5,699	5,595	5,793	5,326
	直接搬入ごみ	229	252	285	425	1,011	1,080	1,066	798	783	1,001
B 不燃ごみ (t)	家庭系ごみ	1,061	361	253	299	250	232	197	187	180	140
	事業系ごみ	160	302	339	350	337	353	419	400	390	343
	直接搬入ごみ	725	392	404	292	242	248	411	345	316	287
C 粗大ごみ (t)		340	284	285	212	79	89	107	58	57	47
D 資源ごみ (t)		471	849	823	830	841	796	876	828	778	773
E 集団回収 (t)		1,800	1,995	2,179	2,037	2,108	2,014	1,952	1,804	1,669	1,538
ごみ排出量 (t) (A+B+C+D+E)		21,837	21,213	21,750	21,673	22,989	22,750	22,321	21,734	21,577	20,929
※1) 人口 (人)		55,375	55,689	56,120	56,618	56,265	56,442	56,269	56,706	57,180	57,609
※2) 1人1日 当たり ごみ排出量	[古賀市] (g)	1,077	1,044	1,062	1,049	1,116	1,104	1,087	1,050	1,031	995
	[福岡県] (g)	1,190	1,233	1,231	1,217	1,254	1,227	1,214	1,170	1,114	
	[全国] (g)	1,159	1,185	1,180	1,166	1,163	1,146	1,131	1,115	1,089	

※1) 人口：平成20年度9月末日時点の住民基本台帳人口

※2) 1人1日当たりごみ排出量：ごみ排出量 / 人口 / 年間日数

※3) 平成20年度の福岡県及び全国の1人1日当たりごみ排出量は、平成21年12月現在未発表

図 28 ごみ排出量の推移

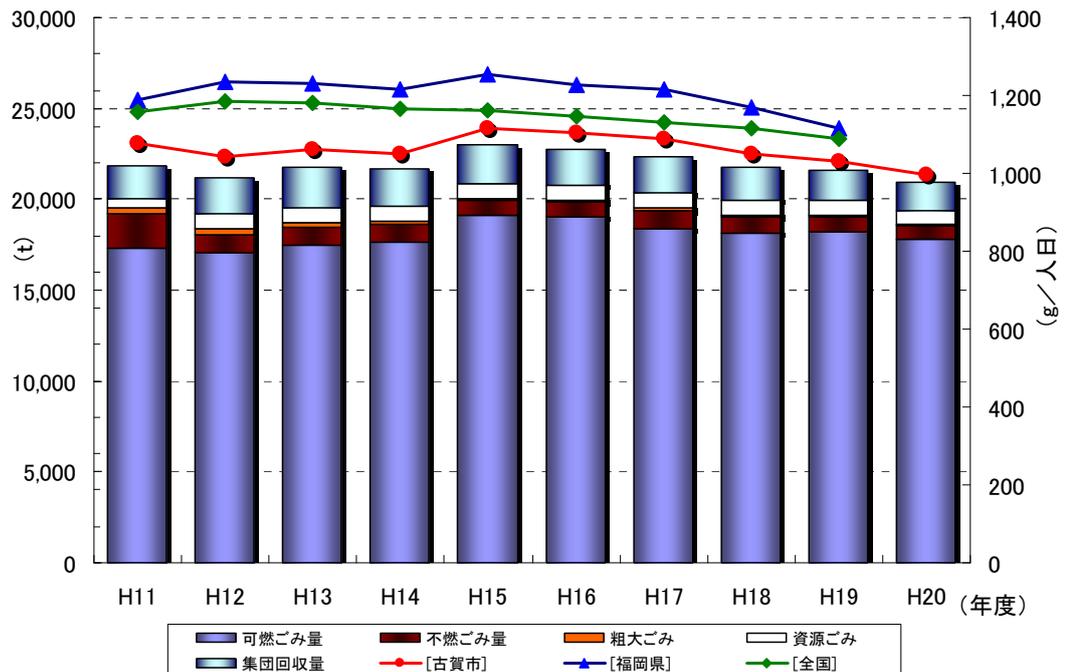


表 75 ごみ処理の状況

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
処理総量 (t)	20,057	19,250	19,566	19,993	20,963	20,849	20,247	19,809	19,781	19,242
直接焼却量 (t)	17,278	17,026	17,467	17,866	18,763	18,605	17,948	17,654	17,628	17,486
直接埋立量 (t)	706	414	450	472	349	287	384	328	309	288
中間処理量 (t)	1,842	1,382	1,233	1,220	1,735	1,846	1,893	1,740	1,680	1,335
直接資源化量 (t)	231	428	416	435	116	111	22	87	164	133
※1) 焼却総量 (t)	17,744	17,401	17,844	18,151	19,695	19,671	18,922	18,623	18,568	18,172
残渣量(埋立処分) (t)	3,447	3,020	2,667	2,725	353	319	322	441	436	220
焼却残渣量 (t)	3,000	3,012	2,625	2,708	353	319	322	441	436	220
その他残渣量 (t)	447	8	42	17	-	-	-	-	-	-
※2) 最終処分量 (t)	4,153	3,434	3,117	3,197	702	606	706	769	745	508
ごみ排出量 (t)	21,837	21,213	21,750	21,673	22,989	22,750	22,321	21,734	21,577	20,929
※3) 直接焼却率 (%)	86.1 %	88.4 %	89.3 %	89.4 %	89.5 %	89.2 %	88.6 %	89.1 %	89.1 %	90.9 %
※4) 直接埋立率 (%)	3.5 %	2.2 %	2.3 %	2.4 %	1.7 %	1.4 %	1.9 %	1.7 %	1.6 %	1.5 %
※5) 最終処分率 (%)	19.0 %	16.2 %	14.3 %	14.8 %	3.1 %	2.7 %	3.2 %	3.5 %	3.5 %	2.4 %

※1) 焼却総量 : 直接焼却量、中間処理後に発生する残渣の焼却量の合計量

※2) 最終処分量 : 直接埋立量+残渣量(埋立処分)

※3) 直接焼却率 : 直接焼却量 / 処理総量

※4) 直接埋立率 : 直接埋立量 / 処理総量

※5) 最終処分率 : 最終処分量 / ごみ排出量

図 29 ごみ処理の状況

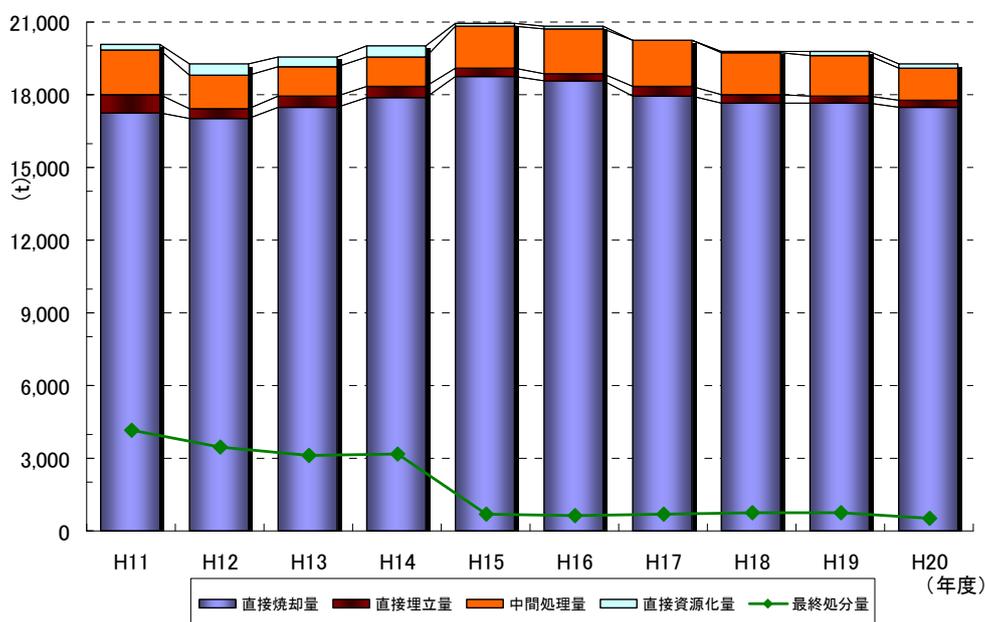


表 76 ごみ処理量の推移

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
ごみ排出量 (t)	21,837	21,213	21,750	21,673	22,989	22,750	22,321	21,734	21,577	20,929
資源化量 (t)	1,160	1,426	1,230	1,359	2,652	2,717	2,957	2,682	2,477	2,528
焼却処理後資源化量 (t)	-	-	-	-	1,733	1,828	1,946	1,702	1,444	1,591
中間処理後資源化量 (t)	929	998	814	924	803	779	919	772	739	650
直接資源化量 (t)	231	428	416	435	116	110	22	87	164	133
※1) その他資源化量 (t)	-	-	-	-	-	-	70	121	130	154
集団回収量 (t)	1,800	1,995	2,179	2,037	2,108	2,014	1,952	1,804	1,669	1,538
※2) ごみ処理量 (t)	18,877	17,792	18,341	18,277	18,229	18,020	17,412	17,249	17,431	16,863
※3) 人口 (人)	55,375	55,689	56,120	56,618	56,265	56,442	56,269	56,706	57,180	57,609
※4) 1人1日当たり ごみ処理量 (g)	931	875	895	884	885	875	848	833	833	800

※1) その他資源化量 : 平成17~20年度については、市が回収した古紙類回収量(集団回収分を含まない)を含む
 ※2) ごみ処理量 : ごみ排出量 - 資源化量 - 集団回収量
 ※3) 人口 : 平成20年度9月末日時点の住民基本台帳人口
 ※4) 1人1日当たりごみ処理量 : ごみ処理量 / 人口 / 年間日数

図 30 ごみ処理量の推移

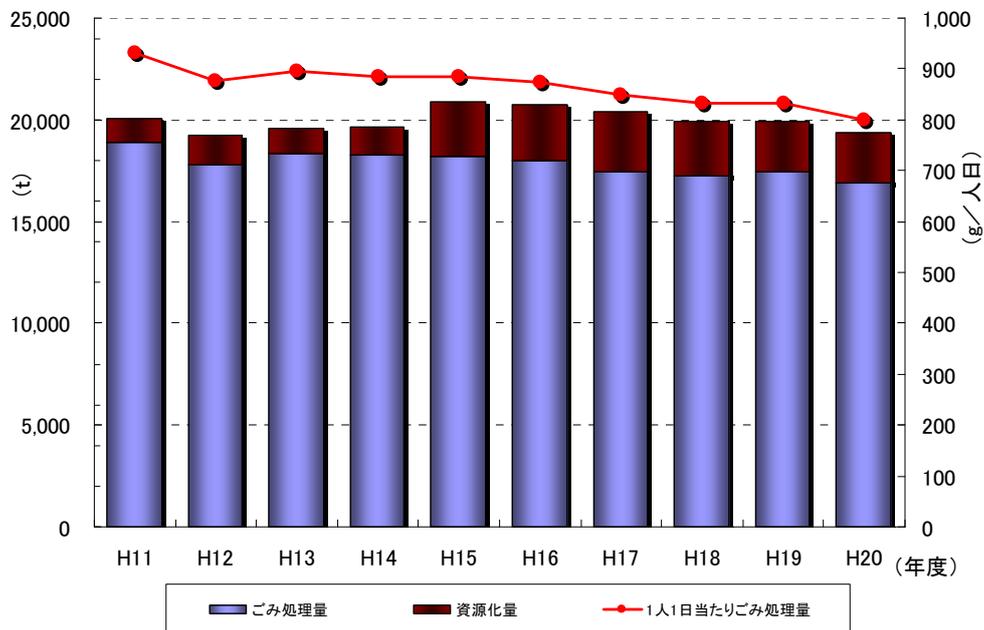


表 77 ごみ処理経費の推移

年度	建設・改良費	処理及び維持管理費	その他	計	人口 [※] (人)	1人当り経費(円)		
						古賀市	福岡県 [※]	全国 [※]
H11	87,246	544,631	12,791	644,668	55,375	11,642	18,910	17,900
H12	99,356	562,365	19,092	680,813	55,689	12,225	19,882	18,700
H13	387,813	660,705	16,906	1,065,424	56,120	18,985	15,808	20,500
H14	502,581	569,190	15,259	1,087,030	56,618	19,199	17,299	18,800
H15	126,383	713,754	14,847	854,984	56,265	15,196	14,417	15,400
H16	116,024	671,582	12,786	800,392	56,442	14,181	14,939	15,200
H17	0	647,276	12,981	660,257	56,269	11,734	16,431	15,000
H18	0	656,840	11,385	668,225	56,706	11,784	17,178	14,600
H19	0	656,481	31,120	687,601	57,180	12,025	15,259	14,600
H20	273	692,712	34,245	727,230	57,609	12,624		

※人口：各年度9月末の住民基本台帳人口

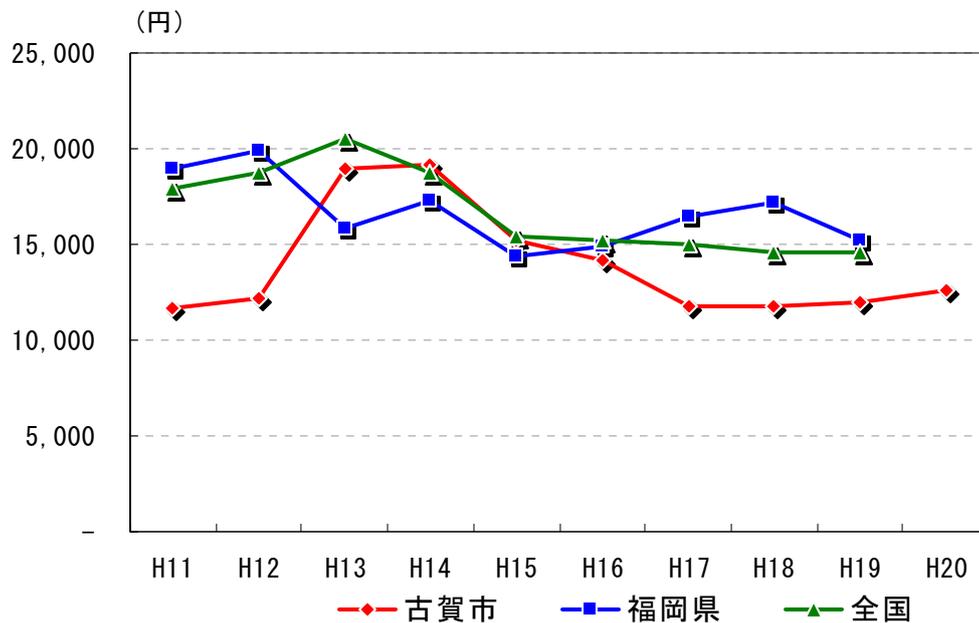
(単位：千円)

※福岡県の1人当り経費：市町村決算額の合計÷県人口

※全国の1人当り経費：(市町村決算額の合計+組合決算額の合計)÷総人口

※平成20年度の福岡県及び全国の1人当り経費は、平成21年12月時点で未発表

図 31 ごみ処理経費の推移



(資料：環境省「日本の廃棄物処理」、福岡県「福岡県における一般廃棄物処理の現況」、環境課)

表 78 ごみ袋等販売枚数の推移

区 分		H16	H17	H18	H19	H20
家庭用	大	1,005,600	993,900	996,000	987,000	903,300
	小	832,200	834,400	851,400	874,600	867,800
	ミニ	203,400	216,800	230,000	275,200	301,800
事業所用	大	249,200	242,200	242,800	241,800	376,600
	小	72,800	83,800	86,200	97,600	134,800
粗大ごみ処理シート		-	1,070	4,030	3,420	2,860

(単位：枚、資料：環境課)

表 79 環境美化行動の日実施状況

区 分	H16	H17	H18	H19	H20
参加人数	5,287	5,839	5,383	-	5,544
タイヤ (本)	36	40	63	-	111
バッテリー (個)	48	20	48	-	14
ごみ量 (kg)	4,490	3,980	8,740	-	6,420

※平成 15 年度は自主的に美化行動を行った行政区の合計値

(資料：環境課)

※平成 19 年度は台風の為中止

表 80 ラブアースクリーンアップ実施状況

区 分	H16	H17	H18	H19	H20
参加人数 (人)	232	307	291	412	403
燃えるごみ	166	165	960	496	681
プラスチック	18	115	-	-	110
空きびん	-	-	-	307	-
空き缶	62	54	25	310	70
燃えないごみ	14	50	32	15	2
合計	260	384	1,017	1,128	863

※平成 18 年度以降はプラスチックは燃えるごみとして計上

(単位：袋 資料：環境課)

※平成 19 年度は空きびんを単独で計上

2 し尿処理

し尿については、公共下水道施設や農業集落排水処理施設の整備及び浄化槽の設置により水洗化を促進しています。

公共下水道施設等の整備により水洗化人口は確実に増加しており、これに伴って非水洗化人口は減少しています。

表 81 し尿処理の状況

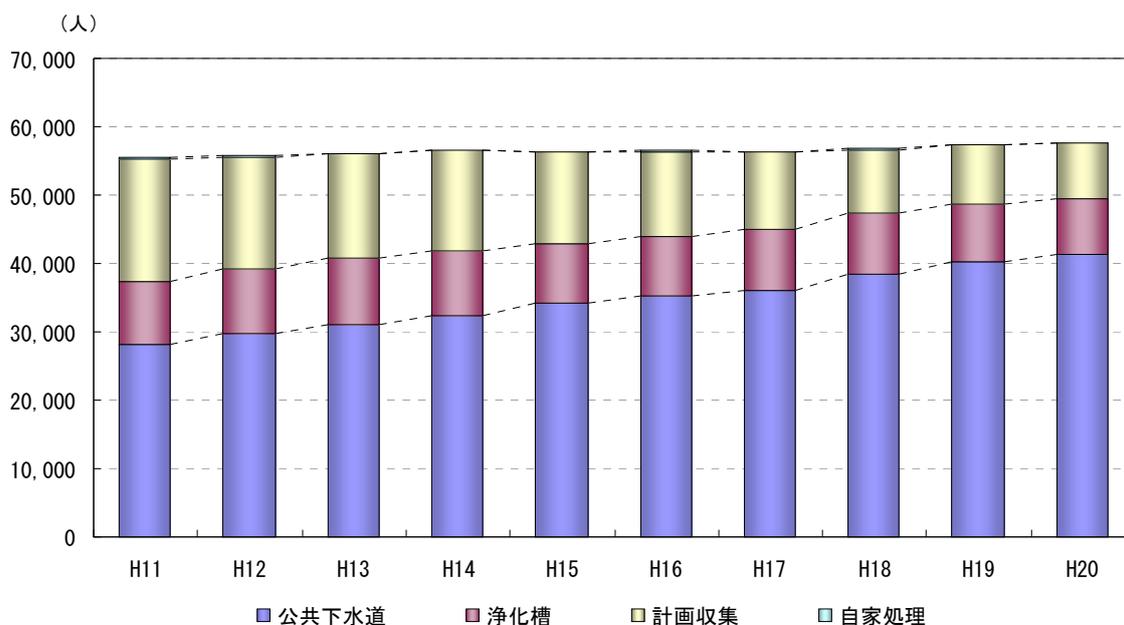
年度	水洗化	水洗化		非水洗化	非水洗化		人口※
		公共下水道※	浄化槽		計画収集	自家処理	
H11	37,282	28,107	9,175	18,093	18,005	88	55,375
H12	39,228	29,737	9,491	16,461	16,368	93	55,689
H13	40,667	31,091	9,576	15,453	15,368	85	56,120
H14	41,846	32,451	9,395	14,772	14,701	71	56,618
H15	42,974	34,197	8,777	13,291	13,250	41	56,265
H16	44,033	35,189	8,844	12,409	12,394	15	56,442
H17	45,101	36,046	9,055	11,168	11,157	11	56,269
H18	47,426	38,344	9,082	9,280	9,276	4	56,706
H19	48,675	40,145	8,530	8,505	8,503	2	57,180
H20	49,598	41,446	8,152	8,011	8,011	0	57,609

※公共下水道：水洗便所から公共下水道施設または農業集落排水処理施設へ放流するもの

(単位：人)

※人口：各年度9月末現在の住民基本台帳人口

図 32 し尿処理の状況



(資料：福岡県「福岡県における一般廃棄物処理の現況」、環境課)

3 リサイクル

リサイクル率については、平成 15 年度以降はほぼ 20%と横ばいです。

分別収集による回収量については、缶類・金物の金属系資源物の回収が近年下降傾向にあります。

資源回収ボックスによる回収量は、分別意識の浸透等により年々増加しています。

集団回収による回収量は、平成 13 年度以降毎年 2,000 t 以上を回収していましたが、近年はやや減少しています。

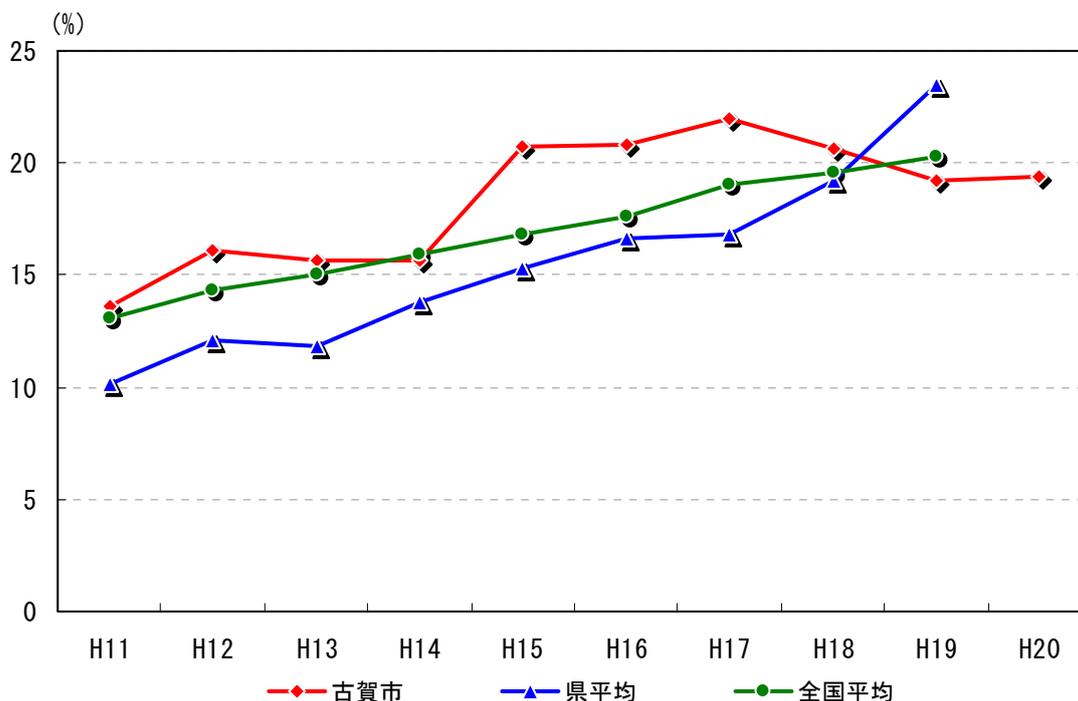
表 82 リサイクル率の推移

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
古賀市	13.6	16.1	15.7	15.7	20.7	20.8	22.0	20.6	19.2	19.4
県平均	10.1	12.1	11.8	13.8	15.3	16.6	16.8	19.2	23.5	
全国平均	13.1	14.3	15.0	15.9	16.8	17.6	19.0	19.6	20.3	

※リサイクル率：(資源化総量+集団回収量) ÷ (処理総量+集団回収量) (単位：%)

※平成 20 年度の福岡県及び全国のリサイクル率は、平成 21 年 12 月時点で未発表

図 33 リサイクル率の推移



(資料：環境省「日本の廃棄物処理」、福岡県「福岡県における一般廃棄物処理の現況」、環境課)

表 83 分別収集回収量の推移

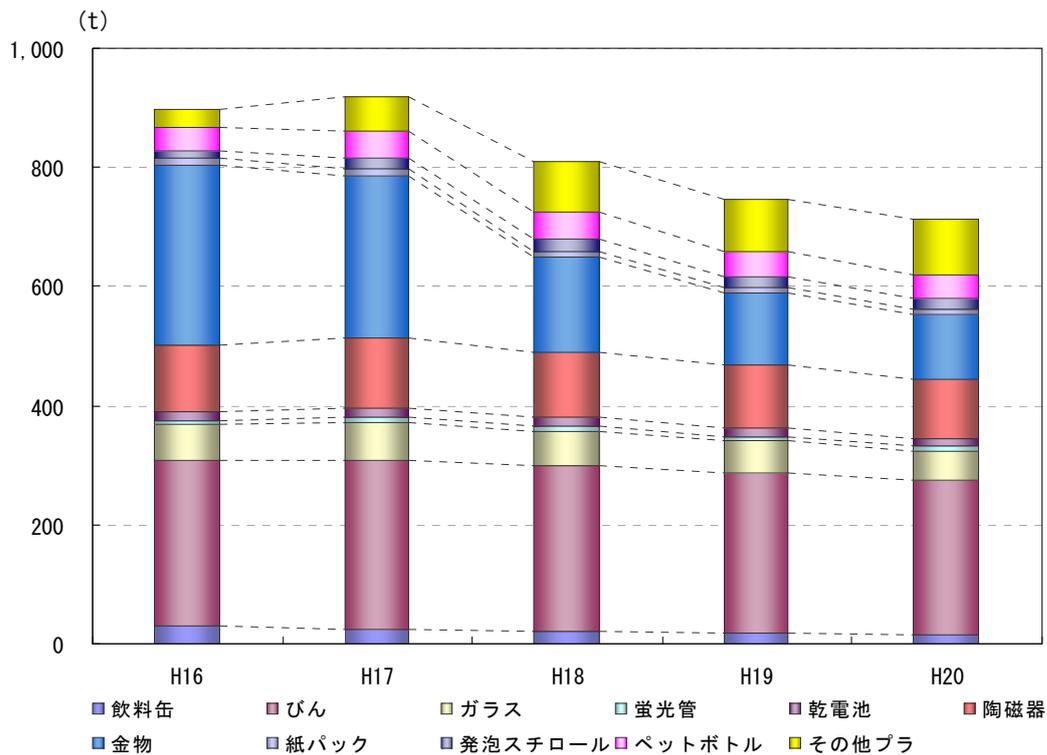
品目 (H15)	H16	H17	H18	H19	H20
飲料缶	29,390	24,360	22,600	16,650	13,620
びん	280,070	283,450	277,840	270,540	260,440
ガラス	58,320	63,680	56,040	53,660	49,360
蛍光管	8,230	8,460	8,450	7,850	8,070
乾電池	15,060	15,460	14,840	13,900	13,510
陶磁器	109,200	119,610	108,630	105,690	99,600
金物	304,040	271,650	162,170	121,360	108,190
紙パック	10,170	10,230	9,370	9,060	8,590
発泡スチロール*	14,470	18,720	19,030	17,270	18,070
ペットボトル	37,160	44,750	46,060	43,420	41,350
その他プラ*	32,680	59,290	83,580	87,430	91,080
合計	898,790	919,660	808,610	746,830	711,880

※発泡スチロール：発泡トレイ及び梱包材

(単位：kg)

※その他プラ：その他プラスチック製容器包装

図 34 分別収集回収量の推移



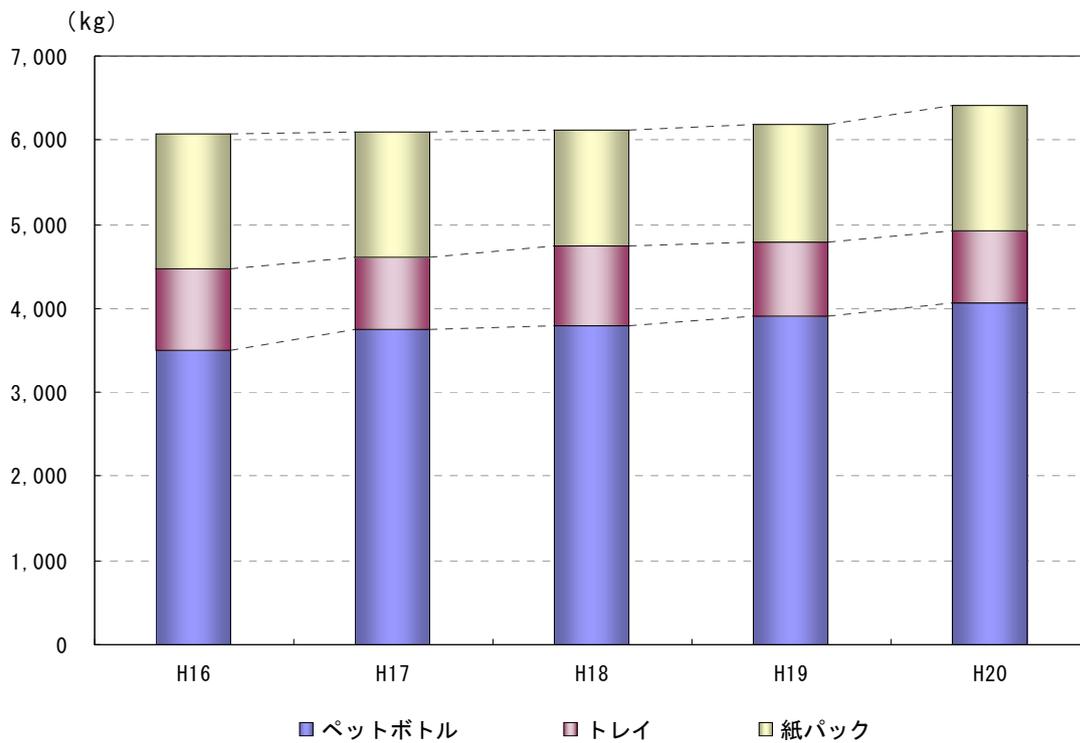
(資料：環境課)

表 84 資源回収ボックス回収量の推移

年度	ペットボトル	トレイ	紙パック	計
H16	3,502.4	973.2	1,591.3	6,066.9
H17	3,748.2	851.1	1,506.0	6,105.3
H18	3,783.0	952.5	1,391.3	6,126.8
H19	3,915.1	882.2	1,385.1	6,182.4
H20	4,056.9	865.7	1,487.0	6,409.6

(単位：kg)

図 35 資源回収ボックス回収量の推移



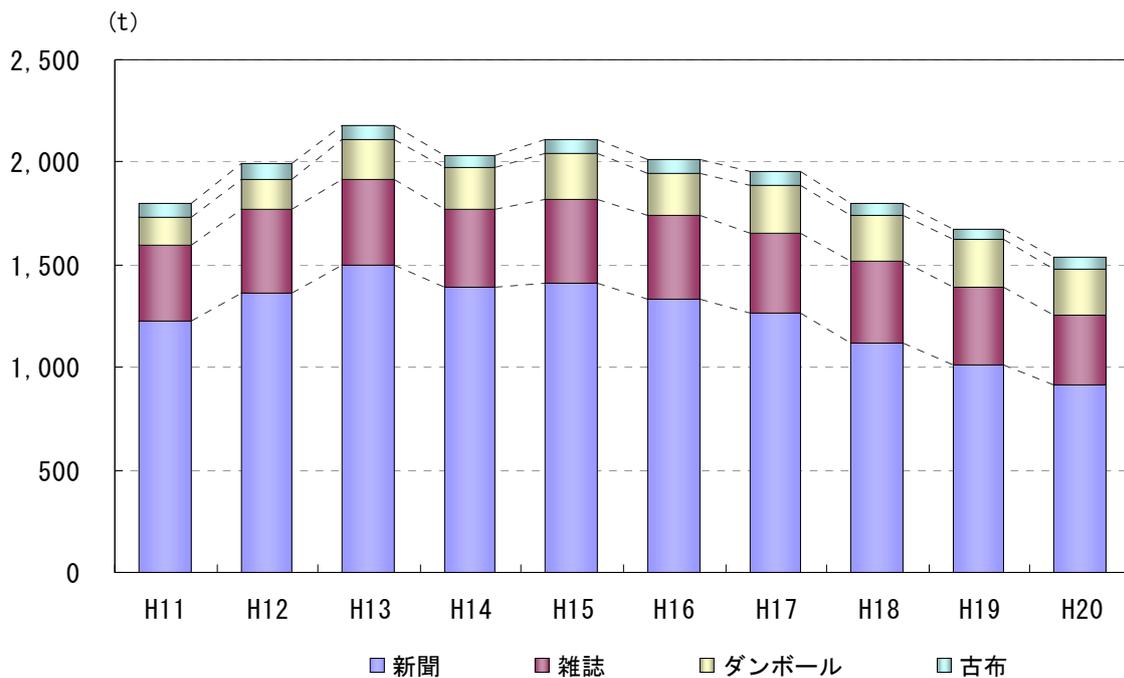
(資料：環境課)

表 85 集団回収量の推移

年度	新聞	雑誌	ダンボール	古布	合計
H11	1,225,960	372,490	136,410	64,957	1,799,817
H12	1,362,415	406,655	148,595	77,660	1,995,325
H13	1,495,015	420,425	191,205	72,740	2,179,385
H14	1,388,220	385,230	200,720	62,755	2,036,925
H15	1,407,930	412,950	217,170	69,750	2,107,800
H16	1,329,160	407,940	209,710	66,770	2,013,580
H17	1,260,100	398,270	225,070	68,800	1,952,240
H18	1,123,000	391,640	227,600	62,020	1,804,260
H19	1,015,800	376,930	227,600	48,600	1,668,930
H20	912,080	348,520	225,610	51,370	1,537,580

(単位：kg)

図 36 集団回収量の推移



(資料：環境課)

8 上下水道

1 上水道

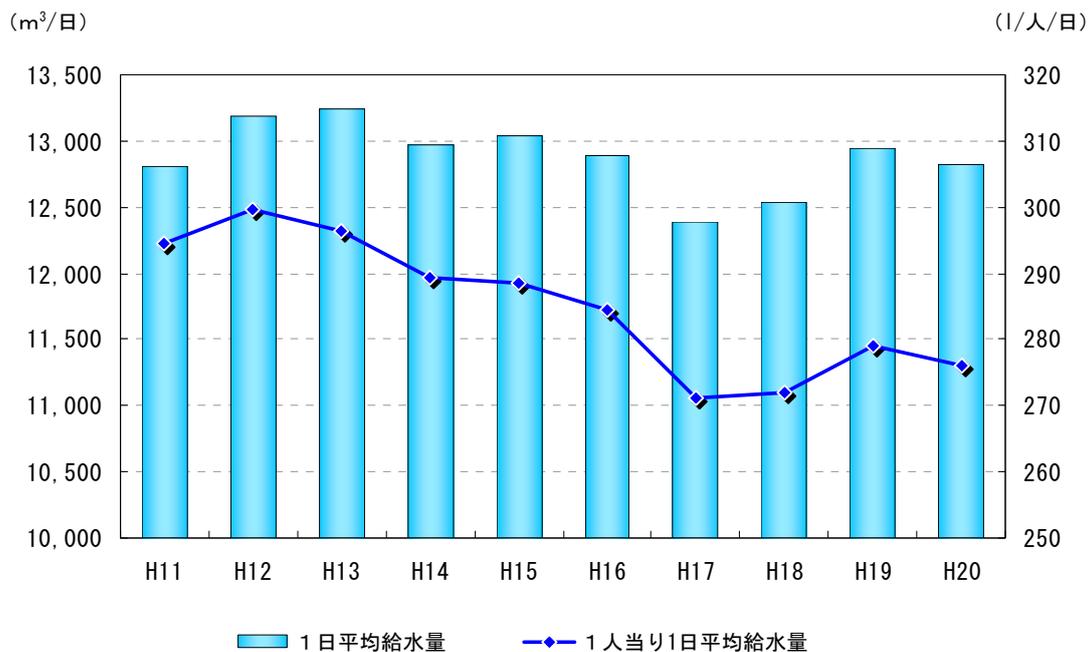
上水道の1人1日当たり平均給水量、年間給水量ともに減少傾向を示しています。古賀市の水源は、地下水、大根川からの取水、古賀ダムの貯水及び福岡地区水道企業団からの受水です。水の有効利用を図るための方策として、利用者への節水意識の啓発や漏水防止の取組を進めています。

表 86 上水道給水量等の推移

年度	給水人口 (人) A	行政区域内		給水区域内		給水戸数 (戸)	1日平均 給水量 (m ³)	1人1日 当たり 平均給水量 (l)	年 間 総給水量 (m ³)
		人口(人) B*	率(%) A/B	人口(人) C	率(%) A/C				
H11	43,494	55,567	78.3	47,785	91.0	14,221	12,849	295	4,689,839
H12	44,024	55,896	78.8	48,452	90.9	14,444	13,153	300	4,814,026
H13	44,666	56,537	79.0	49,058	91.0	14,861	13,238	296	4,831,988
H14	44,837	56,509	79.3	49,038	91.4	15,045	12,972	289	4,734,941
H15	45,177	56,490	80.0	49,700	90.9	15,170	13,072	289	4,771,157
H16	45,340	56,332	80.5	49,724	91.2	15,234	12,860	284	4,706,675
H17	45,709	56,511	80.9	49,885	91.6	15,384	12,389	271	4,522,004
H18	46,074	57,100	80.7	49,968	92.2	15,660	12,532	271	4,574,111
H19	46,399	57,658	80.5	50,141	92.5	15,940	12,949	279	4,739,465
H20	46,513	57,902	80.3	50,373	92.3	16,103	12,821	276	4,679,714

※行政区域内人口：各年度末の総人口

図 37 上水道給水量等の推移



(資料：水道課)

2 下水道

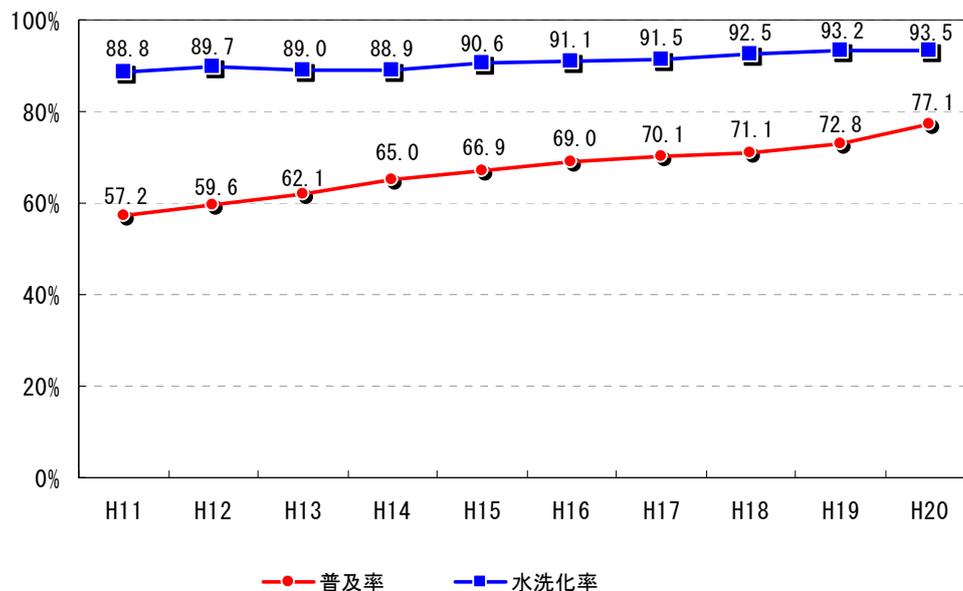
本市の公共下水道は、昭和41年に事業認可を受けて以来、計画的に整備を進め、平成20年度末現在の整備面積は855.1haとなり、計画区域面積(1,064.5ha)の80.3%の整備が完了し、水洗化率は93.5%となりました。

表 87 公共下水道整備状況

年度	人口※ A	下水道整備		水洗化		整備区域 面積 (ha)	整備延長 (km)				1日最大 汚水量 (m ³)	1日平均 汚水量 (m ³)
		人口(人) B	率(%) B/A	人口(人) C	率(%) C/B		総延長	雨水管	污水管	合流管		
H11	55,330	31,662	57.2	28,107	88.8	587.0	165.6	46.1	84.5	36.5	20,920	16,790
H12	55,639	33,137	59.6	29,739	89.7	610.4	173.3	46.2	90.6	36.5	17,490	16,248
H13	56,277	34,944	62.1	31,091	89.0	645.1	180.8	47.1	97.2	36.5	18,040	16,188
H14	56,232	36,523	65.0	32,451	88.9	677.2	188.6	46.9	105.2	36.5	17,110	16,023
H15	56,223	37,741	66.9	34,197	90.6	714.0	196.4	47.1	112.7	36.6	20,160	17,045
H16	56,038	38,643	69.0	35,189	91.1	736.8	202.1	47.1	118.4	36.6	20,690	15,245
H17	56,191	39,374	70.1	36,046	91.5	765.4	208.7	47.7	124.4	36.6	16,700	14,358
H18	56,732	40,337	71.1	37,309	92.5	782.7	213.9	47.8	129.5	36.6	21,767	18,078
H19	57,263	41,690	72.8	38,872	93.2	801.0	219.0	47.8	134.5	36.6	19,153	16,009
H20	57,509	44,320	77.1	41,446	93.5	855.1	238.1	47.9	153.6	36.6	20,024	16,498

※人口：各年度末の住民基本台帳人口

図 38 公共下水道整備状況



(資料：下水道課)

9 公園・緑地

1 公園

公園については、151ヶ所（うち都市公園 104ヶ所）、53.13ha が整備されており、市民 1 人当たりの公園面積は 9.18 m²となっています。

表 88 公園整備状況

都市公園								その他の公園		公園合計		1人当たり公園面積 (m ² /人)
住区基幹公園				都市基幹公園								
街区公園*		近隣公園*		地区公園*		総合公園*						
数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	
98	11.17	3	2.85	2	13.64	1	18.74	47	6.73	151	53.13	9.18

(単位：数=ヶ所、面積=ha、資料：都市計画課)

※都市公園の種類

街区公園：街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園

地区公園：主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

総合公園：都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園

2 花いっぱい運動

市民の連帯と創意工夫を育み、花でいっぱいの明るく豊かな心ふれあうまちづくりを推進することを目的に行われている花いっぱい運動は、毎年度 30 前後の団体等が参加し、地域の美化・緑化に取り組んでいます。

表 89 花いっぱい運動実施団体数

区分	H16	H17	H18	H19	H20
行政区	24	26	25	24	24
団体	9	7	7	8	12
合計	33	33	32	32	36

(資料：総務課)

3 10万本ふるさとの森づくり

古賀グリーンパークでの「古賀市10万本ふるさとの森づくり」には、毎回、多くのボランティアの方々が参加しています。

平成20年度末までに、植樹や育林行動に参加された方々は累計で11,775人、植樹本数は76,000本となっています。

表 90 古賀市10万本ふるさとの森づくり事業参加状況

名称	実施日	参加者数	植樹本数
第1回植樹行動の日	H14. 3. 9	1,100人	5,000本
第1回育林行動	H14. 7. 13	170人	
第2回育林行動	H14. 10. 26	190人	
第2回植樹祭	H15. 3. 8	700人	10,000本
夏の育林行動	H15. 5. 17	150人	
秋の育林行動	H15. 9. 6	130人	
第3回植樹祭	H16. 3. 6	1,300人	10,000本
春の育林行動	H16. 5. 15	350人	
秋の育林行動	H16. 10. 2	320人	
第4回植樹祭	H17. 3. 5	650人	10,000本
春の育林行動	H17. 5. 14	300人	
秋の育林行動	H17. 10. 1	300人	
第5回植樹祭	H18. 3. 4	1,200人	10,000本
春の育林行動	H18. 5. 13	155人	
秋の育林行動	H18. 9. 30	220人	
第6回植樹祭	H19. 3. 10	1,000人	10,000本
夏の育林行動	H19. 5. 19	300人	
秋の育林行動	H19. 9. 29	380人	
第7回植樹祭	H20. 3. 8	1,000人	10,000本
夏の育林行動	H20. 5. 20	350人	
秋の育林行動	H20. 9. 27	360人	
第8回植樹祭	H21. 3. 7	1,150人	11,000本
累 計		11,775人	76,000本

(資料：都市計画課)

資 料 編

1 環境に関する基準

1 環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

・人の健康の保護に関する環境基準

物質	環境基準	物質	環境基準
カドミウム	0.01mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/l 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下	ふっ素	0.8mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	ほう素	1mg/l 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

・生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	環境基準				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上8.5以下	1mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	50MPN/100ml以下
A	6.5以上8.5以下	2mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	1,000MPN/100ml以下
B	6.5以上8.5以下	3mg/1以下	25mg/1以下	5mg/1以上	5,000MPN/100ml以下
C	6.5以上8.5以下	5mg/1以下	50mg/1以下	5mg/1以上	—
D	6.0以上8.5以下	8mg/1以下	100mg/1以下	2mg/1以上	—
E	6.0以上8.5以下	10mg/1以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/1以上	—

備考 基準値は、日間平均値とする。

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

・人の健康の保護に関する環境基準

物質	環境基準	物質	環境基準
カドミウム	0.01mg/1以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1以下
鉛	0.01mg/1以下	トリクロロエチレン	0.03mg/1以下
六価クロム	0.05mg/1以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下
砒素	0.01mg/1以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1以下
総水銀	0.0005mg/1以下	チウラム	0.006mg/1以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/1以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/1以下
ジクロロメタン	0.02mg/1以下	ベンゼン	0.01mg/1以下
四塩化炭素	0.002mg/1以下	セレン	0.01mg/1以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/1以下	ふっ素	0.8mg/1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	ほう素	1mg/1以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

(4) 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 l につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 l につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 l につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 l につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 l につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 l につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 l につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 l につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 l につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 l につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 l につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 l につき 1mg 以下であること。

(5) 騒音に係る環境基準

・道路に面する地域以外の地域

地域の類型	環境基準	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
AA	50 dB以下	40 dB以下
A及びB	55 dB以下	45 dB以下
C	60 dB以下	50 dB以下

・道路に面する地域

地域の区分	環境基準	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

・幹線道路を担う道路に近接する空間

環境基準	
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
70 dB以下	65 dB以下

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	環境基準
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質の汚染を除く。)	1 pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

- 備考
- 1 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 - 2 水質の汚濁 (水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 - 3 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 - 4 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
 - 5 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 - 6 大気及び水質 (水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

2 その他の基準

(1) 騒音規制法に基づく規制基準

・規制区域及び要請限度の区域の区分

都市計画法の用途地域（例示）	騒音規制法の規制区域	要請限度の区域
第1種低層住宅専用地域 第2種低層住宅専用地域 第1種中高層住宅専用地域 第2種中高層住宅専用地域	第1種区域	a区域
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 市街化調整区域等	第2種区域	b区域
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第3種区域	C区域
工業地域 工業専用地域 臨海地区	第4種区域	

・特定工場等の規制基準

時間 区域	昼間 (8:00~19:00)	朝・夕 (6:00~8:00・19:00~23:00)	夜間 (23:00~6:00)
第1種区域	50dB以下	45dB以下	45dB以下
第2種区域	60dB以下	50dB以下	50dB以下
第3種区域	65dB以下	65dB以下	55dB以下
第4種区域	70dB以下	70dB以下	65dB以下

・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

基準の区分	基準値	備考	
特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ	85dB		
作業ができない時間	第1号区域	19時~7時	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。
	第2号区域	22時~6時	
1日の作業時間	第1号区域	10時間以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。
	第2号区域	14時間以内	
連続して作業を行う期間	6日以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。	
日曜日における作業	禁止	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき休日行うこととなっている場合を除く。	

・自動車騒音に対する要請限度

	区域の区分	要請限度	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
I	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
II	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
III	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB
IV	幹線道路を担う道路に近接する区域 (IVに該当する場合、I~IIIは適用しない。)	75dB	70dB

(2) 振動規制法に基づく規制基準

・特定工場等の規制基準

時間 区域	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第1種区域	60 dB以下	55 dB以下
第2種区域	65 dB以下	60 dB以下

・特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

基準の区分		基準値	備考
特定建設作業の場所の敷地境界線における振動の大きさ		75 dB	
作業ができない時間	第1号区域	19時~7時	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。
	第2号区域	22時~6時	
1日の作業時間	第1号区域	10時間以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。
	第2号区域	14時間以内	
連続して作業を行う期間		6日以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。
日曜日における作業		禁止	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき休日行うこととなっている場合を除く。

・道路交通振動に対する要請限度

時間 区域	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第1種区域	65 dB以下	60 dB以下
第2種区域	70 dB以下	65 dB以下

(3) 水浴場水質基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度	
適	水質AA (検出限界2個/100ml)	不検出	油膜が認められない	2mg/l以下 (湖沼は3mg/l以下)	全透 (1m以上)
	水質A	100個/100ml以下	油膜が認められない	2mg/l以下 (湖沼は3mg/l以下)	全透 (1m以上)
可	水質B	400個/100ml以下	常時は油膜が認められない	5mg/l以下	1m未満~50cm以上
	水質C	1,000個/100ml以下	常時は油膜が認められない	8mg/l以下	1m未満~50cm以上
不適	1,000個/100ml超	常時油膜が認められる	8mg/l超	50cm未満	

(4) レッドデータカテゴリー

「絶滅 (EX)」

基本概念	定性的要件
我が国ではすでに絶滅したと考えられる種	過去に我が国に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、我が国ではすでに絶滅したと考えられる種

「野生絶滅 (EW)」

基本概念	定性的要件
飼育・栽培下でのみ存続している種	過去に我が国に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、我が国において野生ではすでに絶滅したと考えられる種 【確実な情報があるもの】 ①信頼できる調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認されている。 ②信頼できる複数の調査によっても、生息が確認できなかった。 【情報量が少ないもの】 ③過去 50 年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。

「絶滅危惧 I 類 (CR+EN)」

基本概念	定性的要件
絶滅の危機に瀕している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 ①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 ②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 ③既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。 【情報量が少ないもの】 ⑤それほど遠くない過去(30年～50年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。

「絶滅危惧 I A 類 (CR)」

定性的要件	定量的要件
ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。	A. 次のいずれかの形で個体群の減少がみられる場合 1. 最近 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があったと推定される。 2. 今後 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があると予測される。 B. 出現範囲が 100 km ² 未満もしくは生息地面積が 10 km ² 未満であると推定されるほか、次のうち 2 つ以上の兆候が見られる場合。 1. 生息地が過度に分断されているか、ただ 1 カ所の地点に限定されている。 2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。 3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。 C. 個体群の成熟個体数が 250 未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。 1. 3 年間もしくは 1 世代のどちらか長い期間に 25% 以上の継続的な減少が推定される。 2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ個体群が構造的に過度に分断を受けるか全ての個体が 1 つの亜個体群に含まれる状況にある。 D. 成熟個体数が 50 未満であると推定される個体群である場合。 E. 数量解析により、10 年間、もしくは 3 世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が 50% 以上と予測される場合。

「絶滅危惧ⅠB類 (EN)」

定性的要件	定量的要件
I A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	<p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少がみられる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 最近10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定される。 今後10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があると予測される。 <p>B. 出現範囲が5,000 km²未満もしくは生息地面積が500km²未満であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生息地が過度に分断されているか、5以下の地点に限定されている。 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。 <p>C. 個体群の成熟個体数が2,500未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5年間もしくは2世代のどちらか長い期間に20%以上の継続的な減少が推定される。 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ個体群が構造的に過度に分断を受けるか全ての個体が1つの亜個体群に含まれる状況にある。 <p>D. 成熟個体数が250未満であると推定される個体群である場合。</p> <p>E. 数量解析により、20年間、もしくは5世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が20%以上と予測される場合。</p>

「絶滅危惧Ⅱ類 (VU)」

基本概念	定性的要件	定量的要件
<p>絶滅の危機が増大している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」に移行することが確実と考えられるもの。</p>	<p>次のいずれかに該当する種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 ②大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 ③大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。 	<p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少がみられる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 最近10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、20%以上の減少があったと推定される。 今後10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、20%以上の減少があると予測される。 <p>B. 出現範囲が20,000 km²未満もしくは生息地面積が2,000km²未満であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生息地が過度に分断されているか、10以下の地点に限定されている。 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。 <p>C. 個体群の成熟個体数が10,000未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 10年間もしくは3世代のどちらか長い期間内に10%以上の継続的な減少が推定される。 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ個体群が構造的に過度に分断を受けるか全ての個体が1つの亜個体群に含まれる状況にある。 <p>D. 個体群が極めて小さく、成熟個体数が1,000未満と推定されるか、生息地面積あるいは分布地点が極めて限定されている場合。</p> <p>E. 数量解析により、100年間における絶滅の可能性が10%以上と予測される場合。</p>

「準絶滅危惧 (NT)」

基本概念	定性的要件
<p>生存基盤が脆弱な種</p> <p>現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。</p>	<p>生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。</p> <p>a. 個体数が減少している。</p> <p>b. 生息条件が悪化している。</p> <p>c. 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。</p> <p>d. 交雑可能な別種が進入している。</p>

「情報不足 (DD)」

基本概念	定性的要件
<p>評価するだけの情報が不足している種</p>	<p>環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種</p> <p>a. どの生息地においても生息密度が低く希少である。</p> <p>b. 生息地が局限されている。</p> <p>c. 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。</p> <p>d. 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。</p>

(5) 植生自然度

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナーミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クレーミズナラ群集、クヌギーコナラ群落等、一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

2 用語解説

あ行

維管束植物

○維管束植物とは、水分や体内物質の移動通路となる管状の組織(維管束)を持つ植物で、シダ植物や種子植物の総称です。

一般細菌

○一般細菌というのは特定の細菌を指すのではなく、いわゆる雑菌をいいます。病原性がないものがほとんどで、汚染された水では明らかにその数が増えます。病原菌は通常、他の細菌に比較して、塩素に対する抵抗力が弱いので、一般細菌を汚染の指標としています。地下水の中の一般細菌数はあまり変化しないので、急に増えた時は、汚染されたおそれがあるといえます。

SS (浮遊物質)

○SSとは Suspended Solid (懸濁物質) の略称で、水中に浮遊している物質の量のことをいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ります。数値 (mg/l) が大きい程、その水の濁りが多いことを示します。

温室効果ガス

○大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスといいます。温室効果ガスは大気中に極微量存在しており、地球の平均気温は約 15℃に保たれていますが、仮にこのガスがないと -18℃になってしまいます。1998 (平成10) 年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の6種類のガスが温室効果ガスとして定められています。

か行

合併処理浄化槽

○し尿と共に台所、風呂などからの生活雑排水を処理する浄化槽です。(浄化槽とは、し尿や生活雑排水を沈でん分解あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって処理し、それを消毒し、放流する小型の施設です。各家庭や団地単位で設置されます。)

環境基準

○環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいいます。現在、環境基準は、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染の4分野について定められています。

環境保全型農業

○環境保全型農業とは、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」をいい、有機農業や減農薬農業もその手法のひとつとされています。

グリーン購入

○環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入することをいいます。

こどもエコクラブ

○環境省が全国の小中学生を対象として、楽しく継続的な環境活動・学習を行う機会を提供する事業です。登録した会員には、1年を通じて環境を守る自主活動（エコロジカルあくしょん）を進めるための情報提供などを無料で行っています。

さ行

COD（化学的酸素要求量）

○CODとはChemical Oxygen Demandの略であり、海水や河川の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物等汚染源となる物質を通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/lで表したものです。数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いということを示します。

市街化区域

○都市計画法では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して、市街化区域と市街化調整区域を定めることとされており、市街化区域とは、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされています。

市街化調整区域

○市街化調整区域とは、都市計画区域のうち、都市的な土地利用以外の土地利用、即ち農林業的土地利用あるいは自然的土地利用を保全していく必要性が高い区域であり、市街化を抑制すべき区域をいいます。

自然公園法

○優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする法律で、この法律に基づく自然公園には、国立公園、国定公園（環境大臣が指定）、都道府県立自然公園（都道府県知事が条例に基づき指定）があります。自然公園には特別地域と普通地域があり、特別地域内における各種行為には、国立公園については環境大臣、国定公園及び都道府県立自然公園については都道府県知事の許可が必要です。

振動規制法

○工場・事業場と建設現場において発生する相当範囲にわたる振動について規制し、また道路交通振動に係る要請の措置を定めて、生活環境保全と健康保護に資することを目的とする法律です。地域を指定して規制しています。

森林法

○森林の保続培養と森林生産力の増進を図るため、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定める法律で、地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為を行う場合には、都道府県知事の許可が必要です。

騒音規制法

○工場・事業場と建設現場において発生する相当範囲にわたる騒音について規制し、また自動車騒音の許容限度を定めて、生活環境保全と健康保護に資することを目的とする法律です。地域を指定して規制しています。

た行

ダイオキシン類

○塩素を含む有毒な有機化合物のポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称です。

大腸菌群数

○ほとんどの種類の大腸菌は病原性はなく、人の腸内にも多く存在しており、ふんと共に排出されます。これらの検出検査は精度が高いので、赤痢菌等腸管系病原細菌による汚染の有無の間接的指標として利用されています。大腸菌群の数を表す単位として「MPN」を使うことがありますが、これは「最確数」とよび、確率論によって算出された大腸菌群の数を示しています。

地球温暖化

○人間の諸活動から発生する二酸化炭素などの温室効果ガスにより、地球の気温が上昇し、それによってさまざまな気候変動が生じる現象のことです。

地球温暖化対策の推進に関する法律

○地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする法律です。

地産地消

○地産地消とは、「地域で生産された食べ物（農産物）を、地域内または出来る限り近い地域で消費すること」をいいます。狭義には、地域で生産された農産物をその地域の消費者に提供することにあります。産地と消費者との物理的な距離だけでなく、心理的な距離を縮めることも含めると、例えば、都市部の消費者が農村部の直売所等を訪れて農産物を購入する行為も地産地消に含めることができるといえます。また、都市部の消費者が農村部の市民農園で自らの食料を生産するという行為も、広い意味で地産地消に含まれるとされています。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

○鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することによって、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図ることを目的とする法律です。

鳥獣保護区

○環境大臣または都道府県知事が、鳥獣の保護繁殖を図るため必要があると認めるとき、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定する区域です。区域内では鳥獣の捕獲は禁止され、鳥獣の繁殖に必要な対策が行われます。

DO（溶存酸素）

○DOとはDissolved Oxygenの略称で、水中に溶けている酸素量のことをいいます。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分で、汚れの程度によっても変化します。汚染度の高い水中では、消費される酸素の量が多いので溶存酸素量は少なくなります。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖するときには過飽和となります。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって不可欠のものであり、一般に魚が生息するために必要な溶存酸素量は5mg/Lといわれています。

等価騒音レベル

○一定時間内に測定された多数の騒音データを、エネルギー量で平均して何デシベル（dB）の騒音に相当するかを求めたものです。

透明度

○水の濁りや着色の度合いで、これは透視度計の底部においた0.5mm線の複十字が初めて明らかに読めるときの高さ（cm）を度で表したものです。

都市計画区域

○都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法や関連する法令の適用がなされる区域です。都市計画区域は、行政区域にとらわれるものではなく、自然的、社会的条件など総合的な見地から、実質的に一体の都市として、総合的に整備、開発または保全する必要がある区域について都道府県が指定します。

な行

75%値（75%水質値）

○年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値としています。（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）なお、環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合は、この75%値を用います。

二酸化硫黄（ SO_2 ）

○燃料中の硫黄（S）分が酸化燃焼され、ほとんど SO_2 として排出されます。無色刺激臭のある気体で粘膜質、特に気道に対する刺激作用が重視されています。

二酸化窒素（ NO_2 ）

○一酸化窒素（NO）とその2分の1体積の酸素との作用、あるいは硝酸鉛または硝酸銅の固体を熱すると発生し、赤褐色、刺激性ガスとして最も特色があります。水に溶解しにくいので肺深部に達し、しかも吸収時の苦痛があまり烈しくないため危険で、急性中毒死の例が多く報告されています。作用は遅発性で高濃度ガス呼吸後数時間以上経過して突然強い症状が現れます。障害は一般に一過性であり、慢性中毒の有無についてはまだ明らかではありません。

日平均値の98%値

○年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものです。

日平均値の2%除外値

○年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値です。

農業集落排水

○農業集落における農業用水路の水質保全、農業用排水施設の機能を維持または農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための事業で、小規模下水道施設の整備が対象となるものです。

は行

PRTR（化学物質排出移動量届出制度）

○PRTR (Pollutant Release and Transfer Register)とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に1回届け出ます。行政機関は、そのデータを整理、集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表します。PRTRによって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになります。諸外国でも導入が進んでおり、日本では1999（平成11）年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により制度化されました。

BOD（生物化学的酸素要求量）

○BODとはBiochemical Oxygen Demandの略称で、河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のことです。単位は一般的にmg/lで表します。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。環境基準の達成状況は75%値（年間の日間平均値のデータn個をその値の小さいものから順に並べたときの0.75×n番目のデータ値）で評価します。

ふん便性大腸菌群数

○水中で大腸菌群として検出される菌群の中には、ふん便由来でない菌群も多く含まれるため、特にふん便による汚染を示すために導入された指標で、大腸菌群よりも高い培養温度で培養します。

pH

○溶液中の水素イオンの濃度をいいます。溶液1L中の水素イオンのグラム当量数で表し、一般には $pH = -\log [H^+]$ として定義されます。pH=7が中性、pH<7が酸性、pH>7がアルカリ性です。特殊な例（温泉など）を除いて河川水等の表流水は中性付近のpH値を示します。水道用水として望ましい水質はpH6.5～8.5の範囲です。

保安林

○水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備など11種類の公共目的を達成するため、森林法に基づき指定されている特定森林のことです。

レッドデータブック

○絶滅のおそれのある動植物の種を国又は地域単位で選定し、リストとしてまとめたものです。環境省レッドデータブックのカテゴリー定義は以下のとおりで、福岡県レッドデータブックも基本的には環境省のカテゴリーを採用しています。

や行

有害化学物質

○化学物質とは、元素及び化合物の総称（放射性物質を除く。）であり、有害化学物質とは、このうち次のような有害性をもつものと捉えられます。①人の健康を損なう次の性質を持つ（慢性毒性、発ガン性、生殖、発生毒性、催奇形性など）②動植物の生息・生育に支障を及ぼす③オゾン層を破壊するなどです。

③ 古賀市環境基本条例

古賀市環境基本条例

平成16年条例第17号

犬鳴の山並みを東に望み、白砂青松の連なる玄界灘を背に起伏に富んだ地勢の中で、私たちのまち古賀は、豊かな自然の恵みの下に、生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、私たちの生活に便利さと物質的な豊かさをもたらした今日の社会経済活動は、様々な資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させることにより拡大し続けてきた結果、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、地域の環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営むために必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を荷っている。

私たちは、私たちを取り巻く環境が有限であることを深く認識した上で、日常生活行動及び社会経済活動が環境へ影響を与えていることを自覚し、資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない循環型社会が構築されるよう、新たな取組を進めなければならない。

私たちは、それぞれの責任と役割の下に、英知を出し、協力・協働して、豊かな環境を保全し、創造していくとともに、人と自然が共生し、持続的に発展することができる環のまちを実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っていることを踏まえ、市民が、環境に関する情報を共有し、これに伴う市政への参加を通じて、健全で恵み豊かな環境の恵沢を将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図ることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、社会経済活動その他の活動による環境への負荷の少ない、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組によって、相互に協力・協働して推進されなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていること及び市民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることを踏まえ、地域での取組として行われるとともに、広域的に協力・連携して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自ら廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用を行うことにより積極的に環境への負荷を低減する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出その他の日常生活における環境への負荷を低減する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う開発に当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本とするとともに、緑地の保全、景観への配慮その他の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量及び再利用その他の廃棄物の適正処理並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用を行うとともに、廃棄物の削減に資するような物の製造、販売その他の事業活動を行うことにより環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努め、かつ、その保有する環境に関する情報を広く提供するとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第7条 市、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、前3条に定めるそれぞれの責務を果たすため、必要に応じ、相互に協力・協働していかななければならない。

第2章 施策の策定等に係る基本方針

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが確保されるとともに、地域の緑化の推進、地域の個性を生かした都市景観の形成及び歴史・文化的環境の保全が図られること。
- (4) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用により物質の循環が図られること。

第3章 施策の総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第24条に定める古賀市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図り、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、環境の状況及び市が講じた環境施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、これを公表するとともに、これに対する市民の意見を聴くため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 推進施策

第1節 環境への負荷の低減に資する施策

(公害等の防止)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障（公害を除く。）を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第13条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、市は、人と自然との豊かな触れ合いの確保に資する公共的施設の適正な整備及び健全な利用を図る事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全と再生)

第14条 市は、環境保全型農業（持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成11年法律第110号）第2条に規定する持続性の高い農業生産方式による農業をいう。）の普及、地産地消の促進その他の地域固有の里地里山の豊かな自然環境の保全及び再生に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第15条 市は、自然環境を保全することが特に必要な地域において、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする者が策定する計画について、その計画が環境に適正に配慮されたものとなるように、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第17条 市は、廃棄物の減量、資源の循環的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、エネルギーの有効利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第18条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第19条 市は、市民又は事業者（以下「市民等」という。）が行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する取組又は活動を促進するため、必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、必要があると認めるときは、市民等に対し適正かつ公平な経済的負担を課することについて調査及び研究を行い、その措置を講ずるものとする。

第2節 市民等による環境の保全及び創造に関する活動を促進する施策

(環境教育等の振興)

第20条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等が行う環境の保全及び創造に関する活動の意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習（以下「環境教育等」という。）の振興を図るものとする。

2 前項の場合において、市民等に対する環境教育等の振興に当たっては、市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）との協働を図りながら、必要な施策を推進するよう努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の推進)

第21条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、エネルギーの有効利用に係る普及活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境教育等の振興並びに民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

第3節 地球環境保全のための施策の推進

(地球環境保全のための施策の推進)

第23条 市は、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

第5章 推進及び調整体制等

(環境審議会)

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、古賀市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関すること。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、識見を有する者、公共的団体等の構成員及び市内に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(民間団体等の施策への参加)

第25条 市は、民間団体等が環境の保全及び創造に関する施策について意見を述べるように、必要な措置を講ずるものとする。

(監視体制等の整備)

第26条 市は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に必要な体制の整備に努めるものとする。

(施策推進の庁内体制の整備)

第27条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関及び部課相互の緊密な連携並びに調整を図る体制を整備するものとする。

(民間団体等との協力・協働)

第28条 市は、民間団体等との協力・協働により、環境の保全及び創造に関する施策の推進に取り組むため、必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第29条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(環境基本計画の経過措置)

2 この条例の施行の際既に定められている環境基本計画は、第9条第1項から第5項までの規定に基づき定められたものとみなす。

(古賀市環境審議会条例の廃止)

3 古賀市環境審議会条例（平成14年条例第26号）は、廃止する。

(古賀市環境審議会委員の経過措置)

4 この条例の施行の際現に廃止前の古賀市環境審議会条例の規定に基づき委嘱されている委員は、第24条第5項の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成17年3月4日までとする。

古賀市環境報告書

(平成21年版)

～平成20年度に講じた施策と環境の状況～

発行：平成21年12月

発行元：福岡県古賀市市民部環境課

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1-1-1

TEL 092-942-1111 FAX 092-942-3758

E-mail kankyo@city.koga.fukuoka.jp